

とうみょうじきゅうけいだい

史跡等妙寺旧境内 保存管理計画策定報告書



平成22年（2010）3月

愛媛県鬼北町教育委員会

とうみょうじきゅうけいだい
史跡等妙寺旧境内
保存管理計画策定報告書



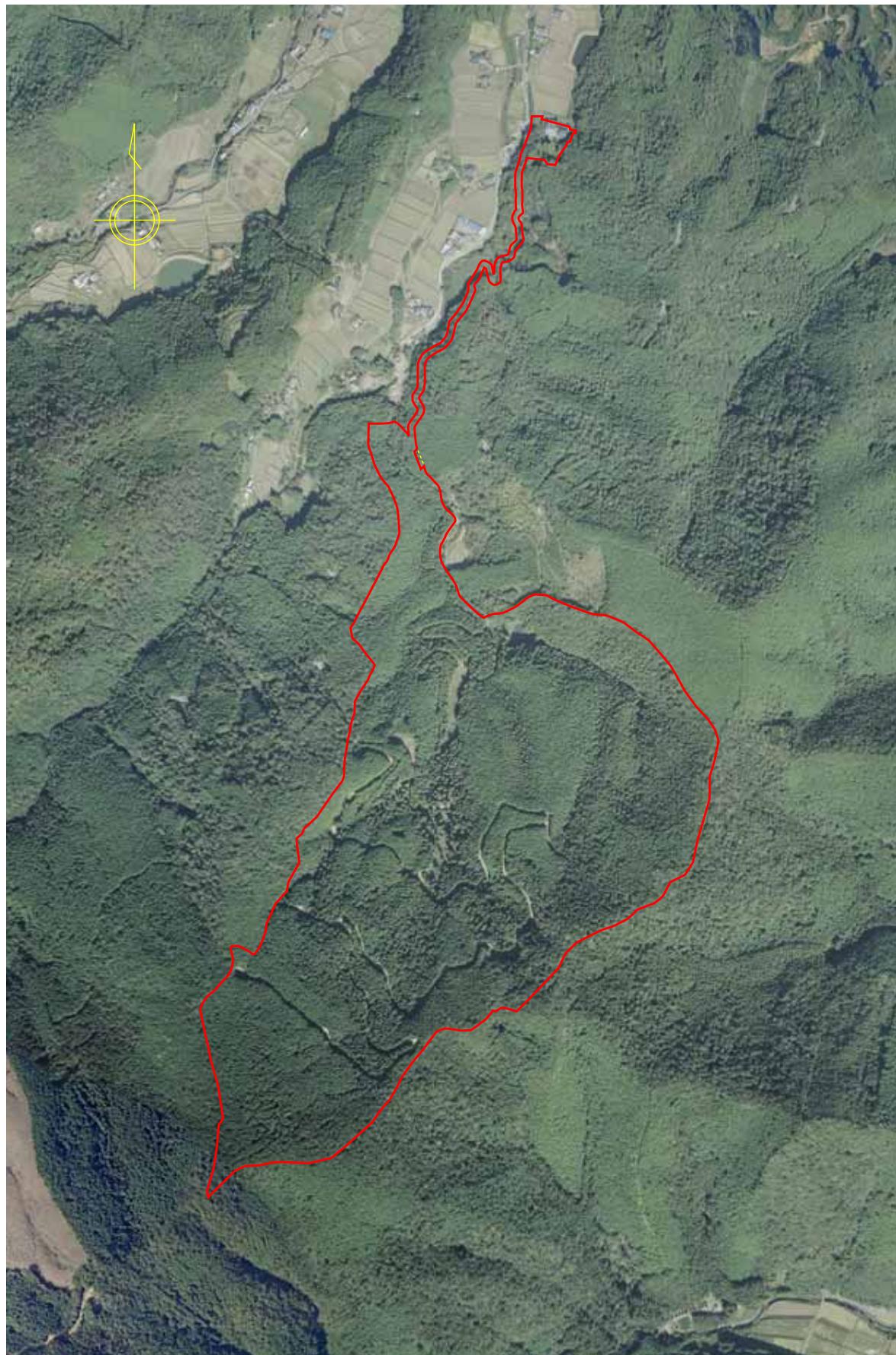
平成22年（2010）3月

愛媛県鬼北町教育委員会



※赤線＝史跡指定範囲
等妙寺旧境内鳥瞰写真（北から）

巻頭図版 2



※赤線＝史跡指定範囲

史跡指定範囲航空写真（平成 20 年 10 月撮影）

卷頭図版 3



※赤線＝史跡指定範囲
町有林全伐時航空写真と史跡指定範囲（昭和 35 年撮影）

巻頭図版 4



等妙寺旧境内遠景（北から）

鬼北町清延より望む。谷内部は見えないが、智光院跡が見える。



平坦部 C(智光院跡)からの眺望（南から）

鬼北町の中心街である近永の街並みを一望できるビュースポット。



中心域の平坦部群 CG 画像（東から）

序 文

愛媛県鬼北町は、四国の南西部にあり、清流四万十川の上流に位置しています。町の外周は鬼が城連山をはじめとする 1,000 メートル級の山々に取り囲まれ、古来より水と緑に囲まれた豊かな自然美とその地で培われた文化の恩恵を授かってきました。中でも、わが町を代表する遺跡のひとつが、国指定史跡「等妙寺旧境内」であります。

等妙寺旧境内は、鎌倉時代末期に創建された天台系律宗の山岳寺院で「遠国の四箇戒場」の一つといわれています。この寺院跡の全容解明と保護を目的に、これまで現地の考古学的調査をはじめ、文献史学や什物の調査など、多方面からの様々な調査を実施してまいりました。こうした調査が進むにつれ、等妙寺が中世史の中で果たしてきた役割の大きさだけでなく、日本仏教史を語る上でも欠かすことのできない重要な貴重な寺院であることが認識されるようになりました。平成 20 年 3 月 28 日には晴れて国指定史跡となり、新たな出発をすることとなつた次第であります。

この貴重な文化遺産である「等妙寺旧境内」を後世へと末永く伝達していくことは、現代を生きる私たちに課せられた大きな責務であります。同年に鬼北町は本史跡の管理団体として指定を受けました。これから史跡の保存管理を適切に行っていくため、平成 20・21 年度の 2 カ年をかけて保存管理計画について検討を進めてまいりました。ここにその成果をまとめた報告書を刊行いたします。本書が、これから史跡の保存管理の指針として、また、地域の文化教育、文化財保護活動の向上にとって、一助となれば幸いです。

末筆ではありますが、保存管理計画の策定にご尽力いただきました委員各位、文化庁、愛媛県教育委員会、ならびに史跡の保護についてご理解・ご協力を賜りました土地所有者の皆様をはじめとする関係各位に厚く御礼申し上げます。

また、今後、国史跡「等妙寺旧境内」の保存・整備・活用に向けた事業の推進をはじめ、地域の財産である埋蔵文化財の調査と保護、活用に努めていきたいと考えておりますので、今後ともなお一層のご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

鬼北町長 甲 岡 秀 文

例　　言

- 1 本書は、愛媛県北宇和郡鬼北町大字芝・中野川地内に所在する国指定史跡「等妙寺旧境内」の保存管理計画策定報告書である。
- 2 保存管理計画策定事業は、鬼北町が国庫補助金の交付を受けて、平成 20～21 年度に実施した。
- 3 本事業は、等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会の指導のもと、鬼北町教育委員会が事務局として実施した。なお、委員会の設置ならびに事業の実施にあたり、文化庁文化財部記念物課、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導・助言を得た。
- 4 保存管理計画の策定および本書の作成にあたっては、等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会の委員をはじめ、下記の方々に指導、助言・協力をいただいた。記して深く感謝申し上げます。

大本敬久（愛媛県歴史文化博物館 専門学芸員）、下條信行（愛媛大学法文学部 名誉教授）、土居聰朋（愛媛県教育委員会生涯学習課 学芸員）、西村岡紹（天台真盛宗西教寺 管長）、松尾剛次（山形大学人文学部 教授）、三浦知徳（富山県上市町教育委員会）、渡邊芳貴（愛媛県西条市教育委員会）、愛媛県歴史文化博物館、史跡指定土地所有者、町有林管理部局関係者各位、伊達文化保存会
- 5 本書の執筆・編集は、等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会の指導のもと、幡上敬一（鬼北町教育委員会生涯教育課 主任）が行った。ただし、「第 2 章第 3 節 1. 等妙寺の歴史」および「付編 等妙寺関係主要文献史料解説」は、石野弥栄委員に玉稿を賜った。また、第 2 章第 5 節については、（株）四航コンサルタント松山支店に委託して実施した地質調査業務・植生調査業務の成果報告書ならびに愛媛大学農学部生物資源学科森林環境制御研究室（江崎研究室）が実施した植生調査の成果報告をもとに、地質は矢田部龍一委員、植生は江崎次夫委員に監修いただき、編集・掲載したものである。森林環境制御研究室報告文については、江崎次夫委員に玉稿を賜った。記して深く感謝いたします。
- 6 本書にて報告した調査に関わる記録類に関しては、鬼北町教育委員会が保管・管理している。

目 次

第1章 目的と経過	1
第1節 保存管理計画策定の目的	1
第2節 委員会の設置	2
第3節 保存管理計画策定の経過	4
第2章 史跡「等妙寺旧境内」の基本情報	5
第1節 史跡指定	5
第2節 等妙寺旧境内の位置と環境	9
第3節 等妙寺旧境内の歴史	19
第4節 発掘調査の成果	27
第5節 自然環境調査の成果	39
第3章 保存と管理	71
第1節 保存管理計画の基本方針	71
第2節 史跡を構成する諸要素	74
第3節 保存管理の方法	77
第4節 現状変更の取扱い基準	83
第4章 長期構想	85
第1節 追加指定と公有化	85
第2節 史跡整備の基本構想	86
第3節 今後の体制	89
第5章 今後の課題	90
引用・参考文献一覧	
付 編 等妙寺関係主要文献史料解説	93

第1章 目的と経過

第1節 保存管理計画策定の目的

(1) 沿革

鬼北町は、平成17年1月1日に広見町・日吉村の1町1村合併で誕生した、人口約12,000人の町である。愛媛県の南西部に位置し、東に高知県梼原町、西に愛媛県宇和島市、北に愛媛県西予市、南は愛媛県松野町と接している。町の総面積は241.87km²で、そのうちの約85%が山林という典型的な中山間地域である。また、最後の清流といわれる四万十川の上流域にあたり、川の恩恵や動植物の豊かな自然環境に恵まれている。

「等妙寺旧境内」は、中世の山岳寺院跡で、天台律宗の地方に築かれた戒壇寺院「遠国の四力戒場」の一つであり、平成20年3月28日に国の史跡として指定された。町の南側には標高1,000m級の山々からなる鬼ヶ城連山が鎮座している。その最高峰である高月山（標高1,229m）から郭公岳（標高1,010m）にかけての町に面する範囲は、通称奈良山とも呼ばれる。その郭公岳の中腹から麓にかけての範囲に遺跡は所在している。

等妙寺調査の切掛けは、平成2年、地元の言い伝えをもとに実施された踏査による。このとき、谷地に形成された連続する平坦部や石積みが良好に残存し、多量の遺物が伴っていることが確認され、遺跡の存在が明らかとなった。これ以降、17年という長期にわたり調査が継続され、一地方寺院ではあるが鎌倉仏教に沸き起こった戒律復興運動の具体的姿を伝える寺院であり、全国的に貴重な例として高く評価されるようになった。

(2) 目的

等妙寺旧境内は、地域はもとより、全国的にも貴重と認められた遺跡であり、後世にわたって確実に継承していくべき文化遺産である。史跡指定地は、そのほとんどが山中にあるため、指定地内の開発行為による史跡の破壊や消滅の危険性は低いが、史跡を取り巻いている環境からの影響により自然崩壊、消滅の恐れは拭いきれない。実際、近年の豪雨や台風、地震などにより、土壌浸食や土砂の流出・崩壊が進行している地点が確認されている。また、史跡の恒久的な維持管理を考えた場合、森林、土地、林道、排水管理などの面で多くの問題が想定される。史跡の価値を損なうことなく継承していくためには、史跡のおかれた現状を把握し、そこから抽出される問題点や課題について調査研究に基づく適切な対処法を検討し、保存管理のための方針・方法を定めておくことが必要である。また、今後、町として史跡の保存・整備・活用の推進を図っていくうえでは、史跡整備の将来的な構想や管理運営のための体制などの適切な方向性を見定めなければならない。

本計画の実施にあたっては、史跡地所有者・関係機関等への周知に努めるとともに、町行政・住民が一体となり連携して推進を図る。今後策定していく史跡整備の構想・計画についてはこれに基づき、検討を行っていくものとする。また、学術的調査研究の進展、社会情勢の変化、文化財の保存状況等を勘案し、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。

第2節 委員会の設置

平成20年度から平成21年度にかけて保存管理計画を定めるとともに将来的な保存・整備・活用について十分な協議をおこなうため、「等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会」を設置し、その内容について審議を行った。事務局は鬼北町教育委員会におくこととし、策定委員会にあたっては文化庁、愛媛県教育委員会の指導・助言を得た。委員会及び事務局の体制については以下のとおりである。

【等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会】

委 員 長 玉井 哲雄（国立歴史民俗博物館 教授）

副 委 員 長 石野 弥栄（湯築城資料館 館長～平成20年度

／愛媛大学 講師 平成21年度）

委 員 矢田部 龍一（愛媛大学大学院理工学研究科 教授）

〃 江崎 次夫（愛媛大学農学部 教授）

〃 中野 良一（愛媛県埋蔵文化財調査センター 調査第一係長）

〃 水野 岩根（鬼北町文化財保護委員会 委員長）

〃 清家 直英（鬼北町文化財保護委員会 副委員長）

〃 関 覚圓（宗教法人等妙寺 第42代住職）

顧 問 服部 英雄（九州大学大学院 副院長）

〃 小野 正敏（国立歴史民俗博物館 副館長）

オブザーバー 三宅 克広（文化庁文化財部記念物課史跡部門 文化財調査官）

日和佐 宣正（愛媛県教育委員会文化財保護課 埋蔵文化財係長）

【平成20年度】

事 業 主 体 松浦 甚一（鬼北町長）

事 務 局 芝田 正文（鬼北町教育委員会 教育長）

善家 信嗣（生涯教育課長）

渡邊 妙子（生涯教育課 文化振興係長）

出渕 公造（生涯教育課 文化振興係 主任）

幡上 敬一（生涯教育課 文化振興係 主査）

【平成21年度】

事 業 主 体 甲岡 秀文（鬼北町長）

事 務 局 芝田 正文（鬼北町教育委員会 教育長～平成21年9月30日）

菊澤 純次（ 同 平成21年10月1日～）

善家 信嗣（生涯教育課長）

二宮 浩（生涯教育課 課長補佐兼社会教育係長）

幡上 敬一（生涯教育課 社会教育係 主任）

鬼北町等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会設置要綱

平成20年教育委員会訓令第1号

(目的)

第1条 史跡等妙寺旧境内の保存管理計画を策定するため、等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第2条 委員会には、委員及び顧問（以下「委員等」という。）を置く。

2 委員等は、考古学、建築学、文献史学、史跡整備等に関して高い見識を有する者の中から、若干人を町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員等の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選によるものとする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、町長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(報償金及び費用弁償)

第6条 委員等が、会議又は調査等のために出張したときは、報償金及び費用弁償を支給する。

2 報償金は、予算の範囲内とし、費用弁償は、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（平成17年鬼北町条例第42号）に準ずる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鬼北町教育委員会生涯教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

第3節 保存管理計画策定の経過

史跡保存管理計画策定事業として、平成20・21年度の2カ年間で、事務局による保存管理計画の原案作成、委託事業による1/1000スケール地形測量図作成、植生及び地質の自然環境調査、委員会における保存管理計画の協議を行った。委員会での協議内容は以下のとおりである。

第1回 等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会

開催日：平成21年1月29日（木）

開催場所：中央公民館研修室

内 容

- ・等妙寺旧境内保存管理計画策定事業趣旨説明
- ・等妙寺旧境内概要説明
- ・協議 等妙寺旧境内保存管理計画の内容について



写真1 第2回委員会での現地視察状況

第2回 委員会

開催日：平成21年5月14日（木）、15日（金）

開催場所：史跡等妙寺旧境内、中央公民館研修室

内 容

- ・等妙寺旧境内現地視察
- ・経過報告（植生・地質調査委託業務進捗状況等）
- ・協議 等妙寺旧境内保存管理計画の内容について
(保存管理計画において定めるべき事項について、報告書
章立て案、年間計画について、保存管理の基本方針案、
史跡を構成する諸要素の分類、史跡のゾーニング案など)



写真2 第3回委員会での会議の様子

第3回 委員会

開催日：平成21年11月6日（金） 開催場所：中央公民館研修室

内 容

- ・経過報告（歴史調査、植生・地質調査委託業務成果報告等）
- ・協議 等妙寺旧境内保存管理計画の内容について
(第2章 史跡の基本情報について、保存管理の方法について、現状変更の取り扱い基準について、
追加指定の考え方について、用地の公有化について、史跡整備の基本方針案について、史跡整
備の将来像について、今後の体制について、第3・4章関係全般)

第4回 委員会

開催日：平成22年1月27日（水）

開催場所：近永公民館2階講堂

内 容

- ・経過報告（歴史調査、植生調査等）
- ・協議 等妙寺旧境内保存管理計画の内容について
(等妙寺旧境内保存管理計画策定報告書の校正協議等)



写真3 第4回委員会での会議の様子

第2章 史跡「等妙寺旧境内」の基本情報

第1節 史跡指定

1. 指定に至る経緯

等妙寺旧境内は、平成2年度にその存在が確認されてから平成20年3月28日に国史跡として指定されるまで、約17年間かけて地道な調査が進められてきた。以下、現在に至るまでの各年度の主な調査等について記す。

- | | |
|---------|--|
| 平成2年度 | 地元の伝承や記録をもとに現地を踏査し、石積み等の遺構を確認。 |
| 平成3～5年度 | 広見町内遺跡詳細分布調査を実施。等妙寺では地元の伝承等をもとに、本坊跡の確認調査を実施。本坊跡石積みなどが確認される。 |
| 平成6～9年度 | 旧等妙寺跡発掘調査団を組織し、本坊跡を中心に試掘調査を実施（第1次調査）。伽藍中心域の主要な平坦部配置がほぼ把握される。台風によりカゴ池堤体が崩壊し、緊急復旧調査を実施（平成7年度）。 |
| 平成10年度 | 平成6～9年度調査（第1次調査）の成果をまとめた報告書を刊行。 |
| 平成11年度 | 本坊跡第2次試掘調査を実施。各平坦部に試掘調査を継続的に実施。 |
| 平成14年度 | 旧等妙寺跡発掘調査指導委員会の設置。各平坦部へ試掘調査を継続実施。遺跡範囲・行場等確認のための周辺踏査、地名調査を実施。文献調査、什物調査等の実施。 |
| 平成16年度 | 遺跡の周知・活用を図るため、現地説明会とシンポジウム「山寺サミット in ひろみ」を開催。各年2回、委員会を開催。
平成17年1月1日、市町村合併により鬼北町となる。 |
| | 遺跡名を「旧等妙寺跡」から「等妙寺跡」に変更。平成11～16年度試掘調査（第2～7次）の成果をまとめた報告書を刊行。 |
| 平成18年度 | 中心域周縁の平場調査及び参道・古道の調査を実施。遺跡範囲を現等妙寺と伽藍中心域、それをつなぐ参道を含めた範囲とし、遺跡名を「等妙寺跡」から「等妙寺旧境内」に変更。平成6～18年度試掘調査（第1～10次調査）の成果をまとめた報告書を刊行。 |
| 平成19年度 | 参道及び参道沿い平場の試掘調査を継続実施。
平成20年3月28日付け文部科学省告示第34号により「等妙寺旧境内」が国指定史跡となる。 |
| 平成20年度 | 等妙寺旧境内保存管理計画策定委員会を設置。平成20・21年度で保存管理計画を策定。平成22年3月本書の発刊。 |

2. 史跡指定

【指 定 名 称】 等妙寺旧境内（とうみょうじきゅうけいだい）

【指 定 年 月 日】 平成 20 年 3 月 28 日（文部科学省告示第 34 号）

【所 在 地】 愛媛県北宇和郡鬼北町大字芝・中野川地内
えひめけんきたうわぐんきほくちょうおおあざしば・なかのかわちない

【指 定 面 積】 609,557.96 m²

【指 定 基 準】 史跡の部三（社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡）

【指 定 説 明】

愛媛県の南西部、宇和島から約 10 km 内陸にある中世の山岳寺院。現在の等妙寺境内の 1 km ほど山中にに入ったところにある。京都法勝寺の遠国四力戒壇となり、四国における布教活動の拠点である。鎌倉仏教の戒律復興運動の地方伝播のあり方については、不明なところが多いが、等妙寺旧境内は遺構の保存状態も良好であり、寺院の活動を示す資料も豊富で重要である。

【指定説明詳細】

等妙寺は、愛媛県の南西部、宇和島から約 10 km 内陸側に位置した、鬼ヶ城連山の郭公岳（標高 1,010 m）の北麓に位置する中世以来の天台律宗寺院で、その背後を約 1 km 登った標高 300 m 付近に旧境内地がある。地元の伝承に基づいて平成 3 年度から 18 年度まで、旧広見町および鬼北町の教育委員会が発掘調査と、関連する文献および美術工芸品等を調査した結果、旧境内の全容と寺院の成立背景などが把握された。

等妙寺は、『宇和旧記』『歯長寺縁起』『法勝寺衆僧等申状』等の史料によれば、鎌倉時代末期の元応 2 年（1320）に白河天皇の御願寺である法勝寺を再興した円觀（えちん）の孫弟子静義上人（理玉和尚）が奈良山を開いた。円觀は、東方の宝戒寺（相模）、西方の鎮弘寺（肥後または筑紫）、北方の薬師寺（加賀）、南方の等妙寺の四か寺を四箇戒壇とし、修行した弟子たちを伝戒の師として派遣したとみられる。円觀らは「重授戒灌頂」（じゅうじゅかいかいがんじょう）という厳しい戒律を授ける儀礼を行い、鎌倉仏教における戒律復興運動を展開した。

等妙寺は開基にあたって、宇和荘内に本拠をおく開田善覚入道という商人的な在地領主の経済的な支援を受け、また、室町期、戦国期には西園寺氏や在地領主の庇護を受けた。宇和荘内には、等妙寺をはじめとする多くの法勝寺末寺や等妙寺末寺の六奉行寺院など、等妙寺を中心とするネットワークが形成され、天台律宗の布教活動に重要な役割を果たしたと考えられる。こうした中で、豊臣秀吉の四国攻め後の天正 16 年（1588）に火災により焼失したが、二年後には地元民により本尊が現境内地に移され、江戸時代には宇和島藩主伊達氏の庇護を受けて再興され、現在に至っている。

旧境内は北に開く谷の中で谷川を東に寄せるなどの造成を大規模に行い、伽藍は南北約 400 m、東西 250 m の範囲に展開している。この中枢部は谷中央のほかに西方、東方、北方の四つの地区に、礎石建物などが伴う平坦面が合計約 20 か所見られる。享保年間（1716～36）作と推定される『等妙寺旧跡古図』には、地元の伝わる地名と一致する坊院名がいくつか記されており、当時の寺容を具体的に知ることができる。

西方地区には 7 か所の平坦面があり、そのうち最も広いものが「本坊」であり、中枢的な機能を果たしていたと考えられる。また、谷中央は標高差 60 m にわたりおおよそ 10 段もの平坦面を直線的に配置しており壯観である。これらの平坦部法面の石積みや道路、階段には、節理により扁平棒

状の形状を呈する石材が使われており独特の趣を持つ。「本坊」の石積みは高さ 6 m、長さ 25 mもある。谷を隔てた東方地区には、30 基ほどの方形配石からなり多くの石塔類を伴う集石墓群が二つある。また、周辺の山中には行場とみられる地名も見られる。

発掘調査で出土した遺物は、国内外の多様な陶磁器類、石製品、金属製品、錢貨などであり、全国的に出土例の少ない褐釉龍紋壺を含め貿易陶磁器の出土量が多いことが注目される。これらの時期は 14 世紀から 16 世紀であるが、備前の擂鉢や貿易陶磁器などからみて、おおむね 15 世紀後半から 16 世紀前半ころが寺院の最盛期とみられる。また、現等妙寺には、京都周辺の作とみられる「如意輪観音」菩薩坐像や重授戒灌頂の儀式が行われていたことを示す「授戒本尊」画幅など、寺院の性格を示唆するものが所蔵されている。

天台律宗の地方伝播の実態については、具体的な寺院の所在も併せて不明なところが多い中で、等妙寺旧境内は、鎌倉仏教の戒律復興運動の具体的な様相を示すものとして、遺構の保存状況も良好であり、寺院の活動を示す資料も豊富で貴重な事例である。よって、現旧の境内地および参道について史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

※文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成 19 年 3 月号（第一法規株式会社）を転記

【史跡指定の範囲】(図 1)

所 在 地	史跡範囲地番
愛媛県北宇和郡鬼北町大字芝	602 番、603 番 1 のうち実測 431.56 m ² 、603 番 2 のうち実測 63.47 m ² 、604 番のうち実測 501.92 m ² 、605 番のうち実測 242.30 m ² 、606 番のうち実測 89.19 m ² 、608 番のうち実測 383.18 m ² 、609 番、612 番、613 番、614 番、615 番のうち実測 5.27 m ² 、617 番、619 番のうち実測 128.89 m ² 、620 番のうち実測 247.17 m ² 、622 番のうち実測 102.59 m ² 、623 番のうち実測 131.22 m ² 、624 番のうち実測 235.28 m ² 、650 番のうち実測 49.09 m ² 、652 番のうち実測 267.05 m ² 、653 番のうち実測 845.74 m ² 、654 番のうち実測 75.38 m ² 、655 番のうち実測 23.84 m ² 上の地域に介在する道路敷及び水路敷、602 番と 612 番に挟まれ、650 番と 652 番に挟まれるまでの道路敷及び水路敷を含む。
同 鬼北町大字中野川	1023 番のうち実測 294.92 m ² 、1024 番のうち実測 259.32 m ² 、1025 番のうち実測 695.47 m ² 、1026 番のうち実測 172.59 m ² 、1029 番 1 のうち実測 1387.37 m ² 、1033 番 1 のうち実測 210.71 m ² 、1035 番

3. 管理団体指定

平成 20 年 6 月 23 日付け文化庁告示第 7 号、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、史跡等妙寺旧境内を管理すべき地方公共団体として、鬼北町が指定された。

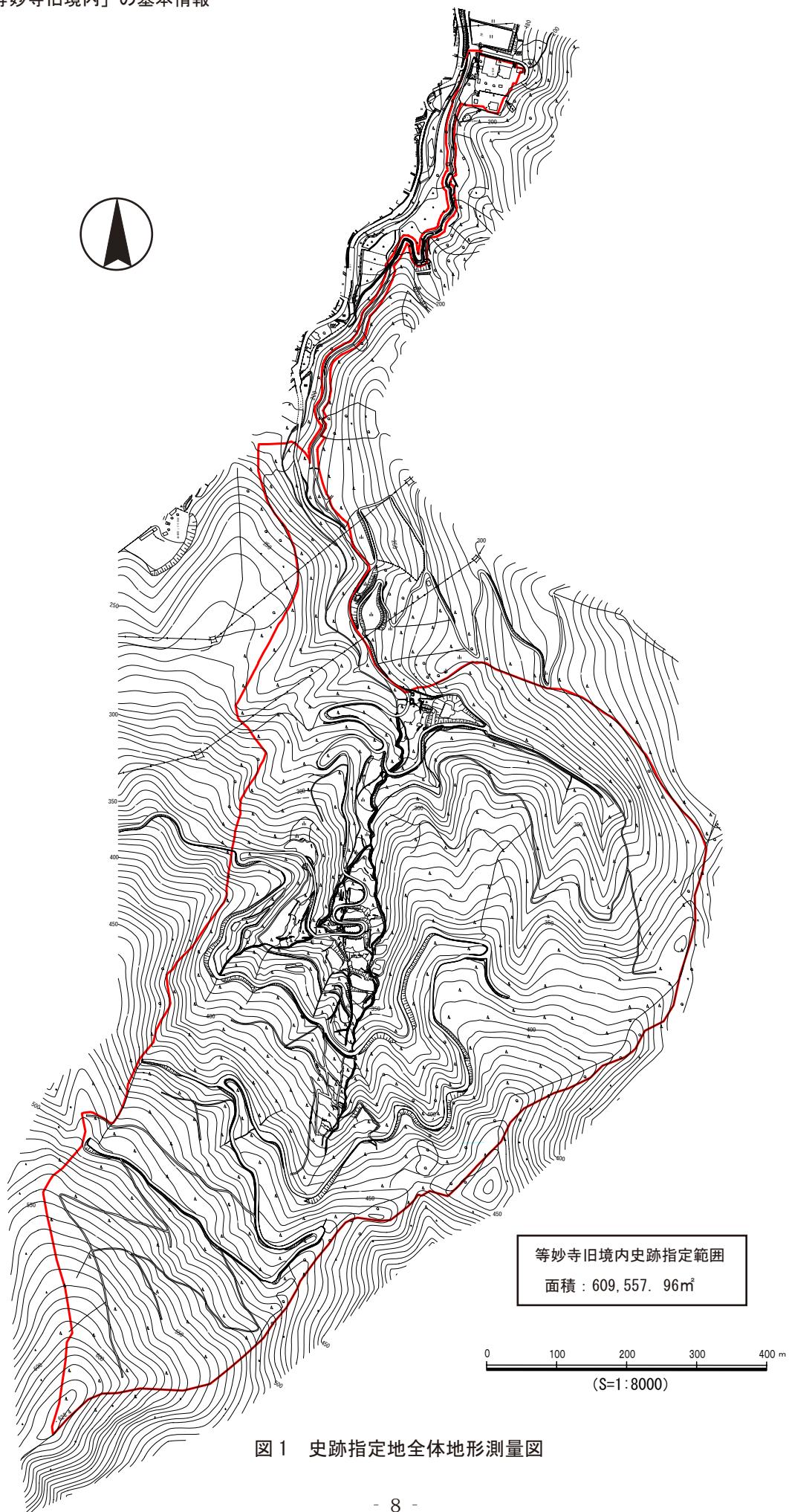


図1 史跡指定地全体地形測量図

第2節 等妙寺旧境内の位置と環境

1. 遺跡の位置

(1) 史跡の所在地 (図2)

鬼北町は、四国の南西部、清流四万十川の上流域に位置し、総面積 241.87k m²、そのうちの約 85%を山林が占めるという典型的な中山間地域である。北は愛媛県西予市、西は宇和島市、南は松野町、東は高知県梼原町が隣接する。^{ゆすはらちょう}等妙寺旧境内は町の南西部、松野町との町境に接し、その位置は中心部で北緯 33 度 13 分 36 秒、東経 132 度 40 分 34 秒、行政上は愛媛県北宇和郡鬼北町大字芝・中野川地内に属している。

(2) 史跡周辺の地理的特徴 (図 2)

町の地形からみると、外周を標高千メートル級の山々に取り囲まれ、四万十川最大級の支流広見川をはじめ、三間川、奈良川など大小河川の流域に河岸段丘や小規模な扇状地形が形成され、盆地状の地形を呈している。こうした盆地が大小連なるという南予地域特有の景観を形作っている。等妙寺旧境内の周辺は、北側に近永の町並みのある比較的広い平野を有し、南側には高月山（1,229 m）を最高峰とする千メートル級の山々からなる急峻な山容を呈した鬼が城連山が聳える。古来よりこの地域が、鬼北盆地や鬼北地域と呼ばれる所以である。

等妙寺旧境内は、鬼が城連山の東部を占める郭公岳（1,010 m）の北麓、標高約 350 m の中腹に伽藍の中心を築き、約 1km 麓には現在の等妙寺、さらに約 1km 北にある奈良川までの範囲に、参道や堂社が配置されていたと考えられる。郭公岳から高月山の北麓までの範囲は



図2 史跡の位置とその周辺

通称「奈良山」と呼ばれ、現在の等妙寺では山号となっている。

当地は、高知県側からのルートでは、土佐中村方面より四万十川沿いを遡上する土佐街道と、高知市方面から高岡郡を通り、広見川沿いを下る梼原街道が交差する地点であり、愛媛県側では、西方は大小の湾が入り組むリアス式海岸をもつ宇和海を望み、法華津、吉田、板島などの港湾へと通じる。また、北西の三間方面から歯長峠ほけつはながとうげを越えれば宇和盆地で、古くから南予地域の中心的役割を担ってきた西予市宇和町へと通じている。このように交通の要衝として捉えうるが、寺院の中心は山中の谷の中にあって里から少し離れた場所に位置している。後背にある急峻な山岳、眼前を流れる川、人里を少し離れた山中の谷、こういった地理的因素がこの寺を特徴づけるものと思われる。

2. 遺跡の環境

(1) 自然環境

① 気象 (表1・2、図3)

当地域は、四国山地の太平洋側の気候帯に属し、夏は高温多湿で降水量が多く、内陸に位置するため、夏冬の気温差が大きいといった特徴がある (『広見町誌』1985)。気象統計情報 (気象庁 2008) によれば、鬼北町近永 (北緯 33 度 15.1 分、東經 132 度 40.5 分、標高 129m) で、過去 10 年間 (1999 ~ 2008 年) の年降水量 2177.65mm/年、2008 年の年降水量 1881.5mm/年、平均気温 15.64°C、2008 年の平均気温は 15.4°C であり、宇和海の影響を受け、温暖多雨である。暖かさの指数は 127.9、寒さの指数は 0.1 で、暖温帶 (照葉樹林帶) {暖かさの指数 180 ~ 85 かつ寒さの指数 10 (または 15) 以下} に属する (表1)。なお、等妙寺旧境内の調査地域の標高は 177m ~ 628m の範囲に位置し、気温低減率 (-6.5°C /km) より温量指数を算出した結果は、表2 に示すとおりである。いずれも暖温帶 (照葉樹林帶) に属する。

次に、過去 10 年間の降水量を年間、月別最大、月別平均のグラフで示した。注目できるのは、月別降水量をみると、7 月 ~ 9 月期の降水量が非常に多い。これは台風や集中豪雨によるも

表1 過去 10 年間平均による温量指数 (近永)

	平均 気 温										10年間 平均	暖かさ の指数	寒さの 指数
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008			
1月	5.3	5.9	4.2	5.7	3.6	3.6	4.6	4.9	5.7	5.3	4.9	—	0.1
2月	4.7	4.0	6.5	6.0	6.2	6.4	4.8	6.9	7.6	4.2	5.7	0.7	—
3月	10.5	8.2	9.0	10.5	8.3	9.0	7.5	7.7	9.1	9.0	8.9	3.9	—
4月	13.7	13.0	14.1	15.2	15.4	14.7	14.8	13.4	13.2	14.0	14.2	9.2	—
5月	18.4	18.4	19.0	19.0	18.9	19.4	18.5	19.0	18.4	18.5	18.8	13.8	—
6月	22.2	22.0	22.7	22.2	21.6	22.8	23.3	22.2	22.5	21.5	22.3	17.3	—
7月	24.7	26.1	26.6	26.3	24.7	27.1	26.0	26.6	25.3	27.2	26.1	21.1	—
8月	25.8	26.5	26.3	26.4	26.1	26.5	26.7	26.9	27.4	26.4	26.5	21.5	—
9月	24.7	22.8	22.6	23.2	24.0	24.0	24.9	22.8	25.6	23.7	23.8	18.8	—
10月	18.3	18.9	17.7	16.7	15.9	17.6	18.9	18.8	19.0	17.8	18.0	13.0	—
11月	11.7	13.4	10.6	9.0	14.8	12.5	11.3	12.7	12.0	11.0	11.9	6.9	—
12月	5.7	6.8	6.1	7.3	7.0	8.2	3.6	7.8	8.0	6.5	6.7	1.7	—
平均	15.5	15.5	15.5	15.6	15.5	16.0	15.4	15.8	16.2	15.4	15.6	—	—
											合計	127.9	0.1

引用：「気象庁ホームページ 気象統計情報」(2009年8月)

表2 調査地域の温量指数

地点	標高	近永との 標高差	気温低減率 による温度差	暖かさ の指数	寒さの 指数
近永	129m	—	—	127.9	0.1
調査地域	177m	48m	-0.3°C	124.6	0.4
	628m	499m	-3.2°C	96.7	7.3

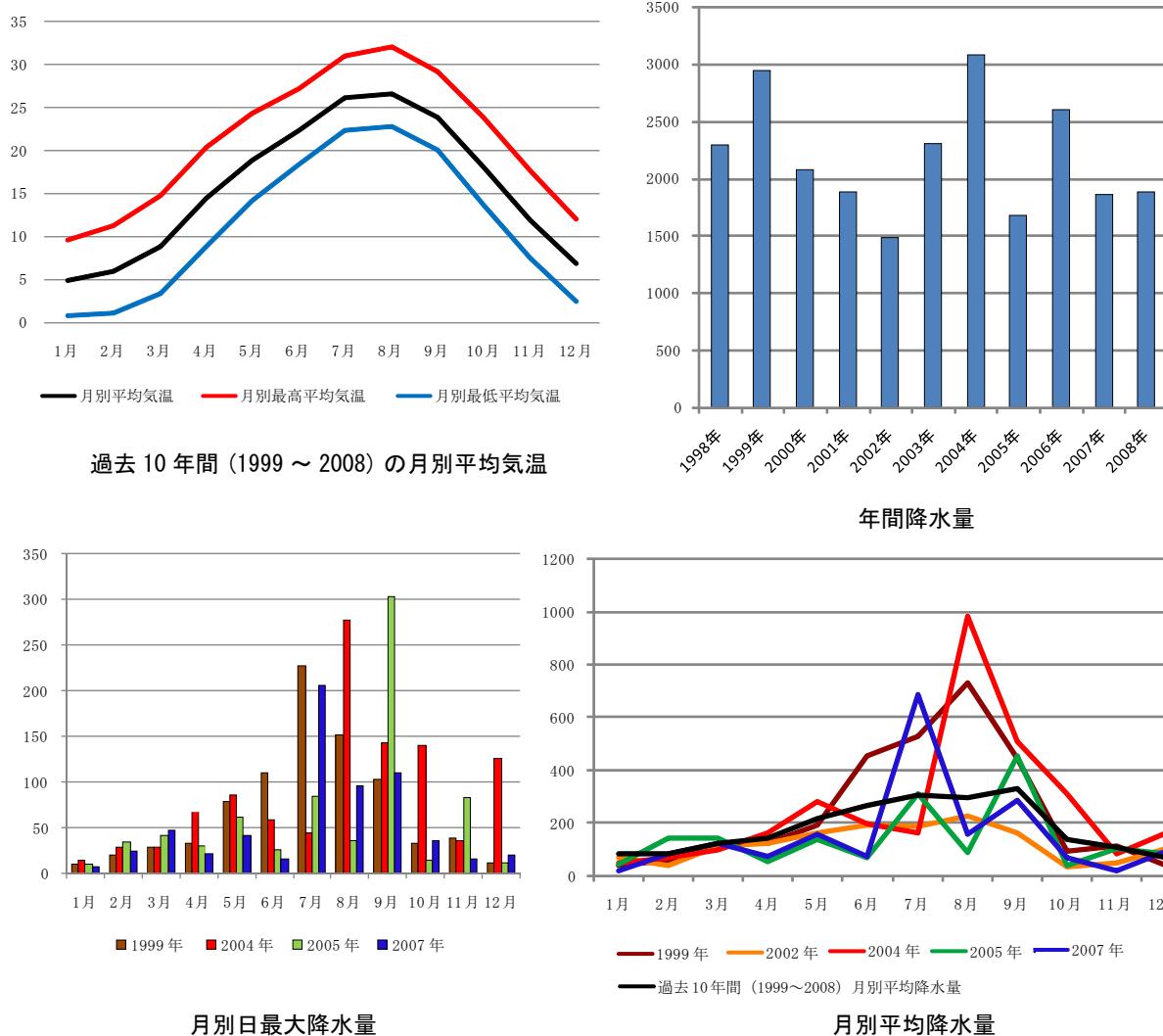


図3 過去10年間の降水量と気温（近永）

ので、年間降水量が最も多かった2004年は、8月の降水量が1,000mm近くに達している。また、最大降水量200mm/日を越えるデータが観測された年をピックアップすると、1999、2004、2005、2007年が該当し、2005年9月には300mmを越える降水量が観測されている。

積雪についてはデータがないものの、12～3月にかけて、例年数回の積雪がある。

② 地形地質

付近の地形構成は高月山一篠山山地体で、その主峰部である高月山（標高1228.8m）～郭公岳（標高1010.1m）より北東に延びる尾根先端に広がる小起伏山地である。山地の地形は、尾根筋は緩斜面を呈すが、山腹斜面は25°～40°と急傾斜をなすところが多い。

地質では、西南日本外帯の四万十累帯に属する。四国西縁部の四万十累帯は白亜系の地層で構成され、水源地層^{すいげんちそう}、寄松層^{よりまつそう}が分布し、その深部は高月山岩体により熱変成を受けてホルンフェルス化している。水源地層は宇和島地域の白亜系最上部を占め、高月山花崗閃緑岩の北半分を取り巻くように分布し、基盤岩としてシルト岩を主とする層、砂岩泥岩互層が分布する。基盤岩を覆う新期の堆積物は、河川沿いを中心に細長く分布し、更新統の段丘堆積物と完新統の扇状地性～現河床堆積物等からなる。

史跡周辺では、頁岩（ホルンフェルス）を主体とする岩盤が基盤層となり、その上にシルト岩層となる。谷川の河床付近や山の崖垂面にてホルンフェルス岩盤の露頭が確認でき、それを供給源として転石が多数みられる。当史跡を特徴付ける石積みや礎石などに利用されている。

③ 土 壤

土壤図（愛媛県 1974）によれば、調査地域の土壤は、褐色森林土壤の高月統、褐色森林土壤（黄褐系）の泉が森統、和霧統が主となっている。褐色森林土壤は、一般的に暗褐色の A 層が発達し、褐色を基調とした B 層をもつ。温帶を中心に暖帶から亜寒帶の一部にかけて分布し、我が国では最も広く分布する土壤である。一般的にスギ・ヒノキ植林の適地とされている。亜群レベルで黄褐系に細分されるが、黄褐系褐色森林土壤は、典型亜群に比べ A 層は一般的にやや淡色で層の厚さは薄く、B 層と C 層は黄みの強い褐色を呈する。一般的に、やせ地が多く、アカマツ林、広葉樹林等が生育する立地とされている。

④ 動植物

動物では、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、イタチ、ノウサギ、ムササビなどが生息している。郭公岳はツキノワグマの生息地であったが、昭和 55 年以降は確認されていない（『広見町誌』1985）。鳥類では、キジ、カケス、ホオジロ、メジロ、セキレイ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、カワウ、カワセミなどが生息している。これらのうち、農林水産物等に被害を及ぼす有害鳥獣として、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、カラスなどが指定されている（鬼北町有害鳥獣捕獲事業実施要領）。史跡保護上の観点からは、イノシシ、ニホンジカによる食害の影響があるため、それらの対応策についても検討が必要である。

植物では、史跡地周辺の大部分はスギ・ヒノキの植林地で、これを除けばアカマツ樹林とシイカシ樹林が主体となる。史跡を内包する郭公岳あるいは鬼が城連山に目を転じると、宇和島市に属する鬼が城山周辺の山頂から滑床^{なめとこ}、薬師谷^{やくしだに}、成川^{なるかわ}などの渓谷の一帯は、足摺宇和海国立公園として自然環境保全区域に指定され、豊かな動植物が生息し、それらの保護が図られている。郭公岳から高月山にかけての尾根筋は、高山性植物であるシャクナゲの群落などが見られ、春になるときれいな花を咲かせるため、登山客に大変親しまれている。

(2) 周辺の歴史的環境

① 旧石器から弥生時代（図4）

等妙寺旧境内周辺で旧石器から弥生時代については、断片的に遺物が採取されているのみで、人々がいかなる活動をしていたのかを知る手がかりは少ない。

縄文時代は、広見川流域の段丘面上に位置する岩谷遺跡（県4）が古くから知られている。円形に石を並べた配石遺構が検出され、後期の土器・石器が多数出土した（犬飼1979）。また、大宿川流域の段丘上に位置する清水倉内遺跡（1）では、石鏸や石器剥片が集中的に採取されていたため、当町で試掘した結果、わずかではあったが早期とみられる包含層が確認されている。このほか、岩谷に近接する豊永、興野々、三間川流域となる東仲、奈良川流域の奈良、牛野川といった各地区にて、河川流域に形成された高位段丘面上およびその近隣で旧石器～縄文期の主に石器類が採取されている。弥生時代は、終末頃とみられる興野々寺山遺跡（2）の所在する興野々地区周辺で土器などが確認されている（広見町教委1992）。

② 古墳時代から古代（図4）

終末期古墳とされるものに国遠古墳（3）、中野川市の又1・2号墳（4）がある（広見町教委1992）が、いずれも詳細はよく判っていない。8世紀に大宝律令による律令制度の開始とともに伊予国14郡の設置で宇和郡が置かれた。その後、宇和郡には石野、石城、三間、立間の4郷が成立し、鬼北地域はその内の三間郷に属した（『和名抄』）。「日本書紀」には、持統天皇5年（691）伊予国司田中法麻呂が「宇和郡御馬山」の白銀3斤8両と銚（銅）1籠を朝廷に献上したことが記されており、隣接する宇和島市三間町に鉱山があったものと推測される。一方、町内日吉地区富母里には水銀鉱床があり、「続日本紀」に、天平2年（646）難波長柄朝廷（孝徳天皇645～654）が大山上安倍小殿小鎌を遣わして伊予国にて朱砂を探らせる、文武天皇2年（698）常陸、備前、伊予、日向の4カ国から朱砂を献上との記述があることから、この伊予国朱砂の産出地と推測されている（『日吉村誌』1968）。また、当町指定となっている清延に所在する笛吹池（町16）は、天平2年（730）国司管領により築造されたといい、同時に柏田6町3反が造成されたと伝えられる（『好藤村誌』1911）。こうした記述を裏づける古代の遺跡は今のところ発見されていないが、隣接する西予市の宇和盆地では、西ノ前遺跡、坪栗遺跡、国木遺跡など、官衙関連とみられる遺跡の発見が相次いでおり、宇和盆地に政治的な中心があつたことが裏付けられてきている（西予市教委2009a・b）。こうした古代宇和の情勢と当地域での鉱山や大土木事業に関する記述からみて、この鬼北地域一帯においても開発が進んでいたものと推測される。

③ 中世以降（図4）

中世になると、在地領主の居城や支城として伝えられる城館跡約40箇所や寺社跡数箇所が確認され、遺跡数も豊富となる。宇和郡には伊予国最大級規模の荘園である宇和荘があり、鎌倉初期以来この荘園の領有権を有していたのが京都の公家衆西園寺家である。西園寺氏は、

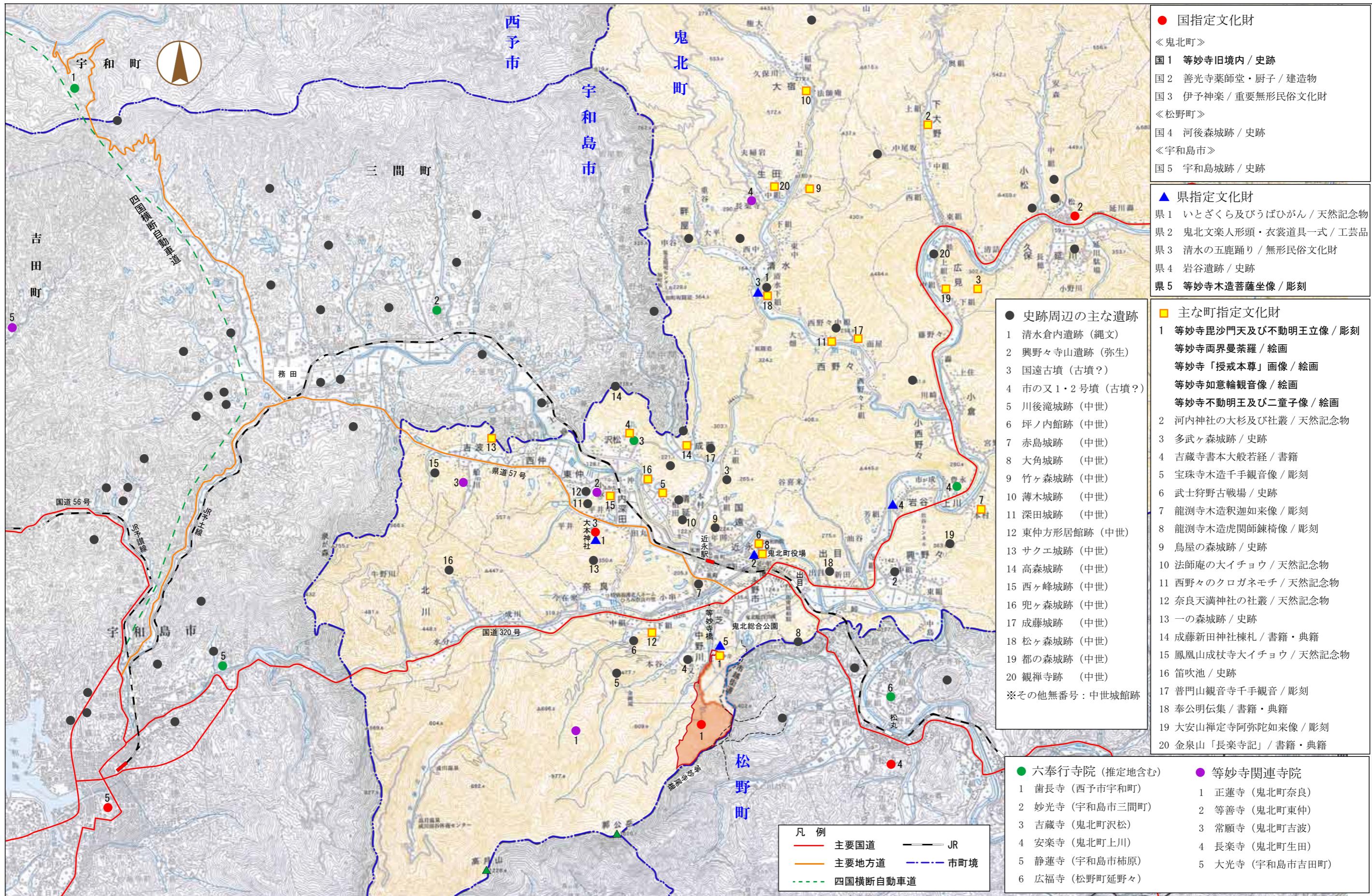
嘉禎2年（1236）に橘公業の有する宇和郡地頭職を停廃させて以降、その支配力を強め、南北朝末期には西園寺氏の一流が下向・土着した。そして荘内各所に一族を配し、各地の土豪層を従えるなど、戦国期には小戦国大名化した（石野 1987）。等妙寺旧境内の所在地は「北野社一切経」に「與州宇和庄三間奈良山」とあるため、三間郷に属したとされる。

等妙寺は、元応2年（1320）理玉和尚により開基・開山され、やがて、宇和荘内の各地に6奉行寺院を定めたという（「宇和旧記」）。吉藏寺（鬼北町沢松）、安楽寺（鬼北町上川）、広福寺（松野町延野々）、静蓮寺（宇和島市柿原）、妙光寺（宇和島市三間町）、歯長寺（西予市宇和町）であるが、これらの位置から、等妙寺を中心に荘内の四方の街道を意識した配置であったことが指摘されている（土居 2005）。歯長寺は、等妙寺同様に理玉の開基・開山だが、西園寺氏土着以降、厚い庇護を得て、本寺の等妙寺に比肩するほどの寺勢を誇ったという（石野 2005）。現在の歯長寺は戦国末期の戦火で焼失したのちに移転して再興されたもので、中世には皆田の付近に存在したと考えられている。また、等妙寺開山僧理玉に関わる寺院として、立間の大光寺（宇和島市吉田町）や等善寺（鬼北町東仲）がある。大光寺は、等妙寺と同じく元応2年に理玉によって建立されたとされる寺院で、大規模な天台宗寺院とみられる（犬飼 1980）。当町東仲に所在する等善寺は、等妙寺の開山僧であった理玉和尚の隠居寺として伝わる寺で、やはり元応2年（1320）建立、本尊如意輪観音と伝えられる（『好藤村誌』1911）。本寺の京都東山法勝寺より伝わる西教寺文書で、永和3年（1377）の「法勝寺興行条々」には、等妙寺をはじめとする予州12カ寺がみえる。こうした寺々は、法勝寺末であると同時に等妙寺末寺でもあったと考えられており（石野 2007）、宇和荘を中心にして等妙寺とその関連寺院の広がりが認められる。

中世後期には荘内に新郷が形成され、さらにそれらの郷々に諸村が成立した（石野 2005）。当時の当町域の大半と現在の松野町を含めた範囲は、戦国時代には黒土郷河原渕領と呼ばれ、松野町松丸に所在する河後森城（国4）の城主河原渕氏の所領であった（松野町教委 1999）。一方、これに接する高知県南西部の土佐国幡多莊では、摂関家一条氏が応仁2年（1468）に下向・土着し、伊予と土佐にそれぞれ公家出身の大名二氏が存立する状態が戦国末期まで続くこととなる。当地は国境地帯であったため、二氏による度重なる衝突があった。また、周辺には豊後の太友氏、伊予の河野氏、宇都宮氏、安芸の毛利氏などの戦国大名が存在し、宇和郡を舞台に合戦を繰り広げ、国人領主の盟主的な存在であった西園寺氏の権力は徐々に衰退していった。天正元年（1573）土佐一条氏滅亡以降、土佐長宗我部氏が四国統一へ向けて宇和・喜多両郡侵攻を強め、天正12年（1584）には西園寺氏の居城黒瀬城が陥落、西園寺氏率いる在地領主を屈服させた。

戦国末期の黒土郷河原渕領では、河後森城主河原渕教忠が追放され、それに代わって西ノ川氏流芝氏が台頭する。鳥屋ヶ森城主西川氏は、室町期から黒土郷・周知郷に勢力基盤を形成、戦国末期に河原渕氏被官となり、その一族の芝氏を各地に配した。教忠を追放後、黒土郷全域とその周辺部に勢威を及ぼす勢力を築く（石野 2005）。そして、長宗我部方に属して西園寺氏方と対戦した。

天正13年（1585）豊臣秀吉の四国征伐により小早川隆景が四国平定し、それ以降、宇和郡領は豊臣氏家の統治下に置かれるようになる。天正15年（1587）戸田勝隆が宇和郡領主となり、その翌年に等妙寺は「天火により七堂伽藍ことごとく焼失」するが、その2年後に山下の靈光庵に移され、再建される（『宇和旧記』）。元和元年（1615）伊達秀宗が宇和島藩主として宇和郡に入部し、以降、伊達氏の治世は9代宗徳まで続くこととなった。



※この地図は、「鬼北町全図」（承認番号平16四復、第78号）5万分の1をもとに、80%縮小をかけて作成したものである。

図4 史跡周辺の遺跡・文化財分布図

(3) 周辺の社会的環境

① 人口

鬼北町の総人口は、平成22年（2010）1月で12,058人となっている。平成17年の町村合併時には総人口12,745人、高齢者人口割合35%（鬼北町長期総合計画2006）で、合併から5年で約700人減少している。人口減少と少子高齢化の進行が問題となっている。

② 交通（図4）

交通では、JR予土線が三間川に沿って通っており、鬼北町役場は、JR近永駅、JR出目駅の中間に位置している。また、道の駅森の三角ぼうし付近を中心に、国道441号、381号、320号等が通っている。史跡の位置は、国道320号線沿いの広見中学校、宇和島警察署鬼北交番、鬼北消防署付近から農地を通り山間部に5分ほど入ったところである。近くには、宇和島管内の広域施設である鬼北総合運動公園（市越公園）があり、史跡とは等妙寺尾根上の古道（市越街道）が通う位置にある。

史跡に来訪するための主な交通機関は、JR利用の場合は、近永駅から約2kmをタクシーもしくは徒歩となる。宇和島自動バスを利用すれば、最寄の停留所が「等妙寺橋前」で、今のがまでんの等妙寺まで約1kmの徒歩が必要である。自家用車での来訪では、宇和島市街より国道320号線で約10km、整備が進められている四国横断自動車道の西予宇和インターから宇和島自動車道間で、建設予定である三間インター（務田）から県道57号線で約9kmの距離である。

③ 周辺の主な文化財（図4）

町内で見学可能な文化財は、国指定重要文化財の善光寺薬師堂（国2）、県指定史跡の岩谷遺跡（県4）がある。内深田大本神社の境内には、県指定天然記念物の「いとざくら及びうばひがん」（県1）があり、桜の名所としても有名である。近隣市町では、松野町に中世山城の河後森城跡（国4）があり、現在史跡整備が進められている。宇和島市では、国指定史跡の近世城郭宇和島城（国5）がある。※（　）内は、図4（P15・16）の指定文化財の番号

④ 史跡にかかる関係法令（図5）

史跡については、まず、平成12年3月31日に「旧等妙寺跡」として寺院中心域の主要な範囲が町指定となり、平成20年3月28日に、中心域周縁や現等妙寺境内地および参道を含めた範囲が「等妙寺旧境内」として国史跡に指定された。史跡指定については、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第109条に基づき指定されている。

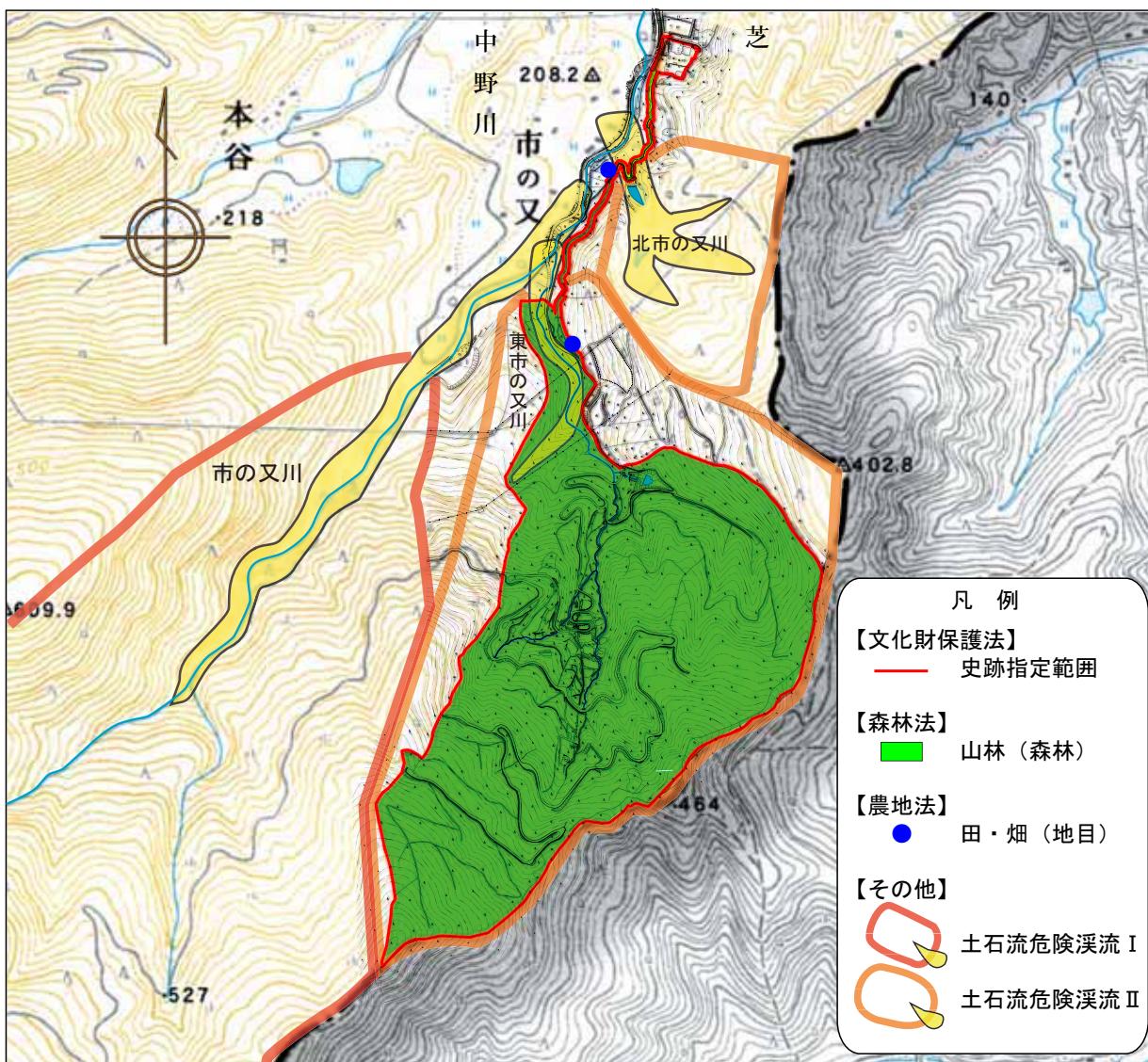
史跡地内の参道周辺は、大半が私有地であり、地目のうえでは田、畑、原野、山林となっている。田・畑に該当する部分は、現況で耕作放棄地となっているが、所有権の移転や土地の転用には、農地法（昭和27年7月15日法律第299号）第3～5条による制限がある。また、山林、原野において、森林法（昭和26年法律第249号）第2条の定義に基づく森林に該当する範囲は、同法第10条の8の規定により、立木を伐採するときには市町村の長に対して

届け出が義務付けられている。

そのほか、史跡地内には、砂防法（明治30年3月30日法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）に該当する区域はないが、平成13年愛媛県が行った「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査」において、史跡に隣接する「一の又川」が土石流危険渓流I（人家5戸以上に流入する渓流）、史跡地内にかかる「北市の又川」「東市の又川」が土石流危険渓流II（人家1個以上5戸未満）の調査対象範囲として調査されている（愛媛県宇和島地方局2001）。報告書によれば、どちらも現時点の土石流発生の可能性は少ないが、豪雨後や地震後には渓流内の変状を点検する必要がある区域とされており、注意を払っておく必要がある。

なお、史跡からはやや離れるが、鬼北町周辺の宇和島側、鬼が城連山の山頂を含む一帯が、足摺宇和海国立公園に指定されている。

(幡 上)



※この図は「鬼北町全図」（承認番号平16四複、第77号）2万5千分の1をもとに、1万5千分の1に拡大し作成した。

図5 史跡にかかる関係法令等一覧図

第3節 等妙寺旧境内の歴史

1. 等妙寺の歴史

(1) 中世等妙寺の歴史

等妙寺の歴史は、鎌倉時代末の元応2年（1132）に理玉和尚が奈良山（現鬼北町中野川）に開いたことに始まる。理玉和尚（静義上人・顕救上人ともいう。以下、「理玉」と表記する。）は、淡路国（現兵庫県）出身といわれ、京都に出て、当初は光宗上人（道光上人ともいう。興円上人の弟子、のち惠鎮の弟子となる。以下、「光宗」と記す。）に師事したらしい。興円上人（伝信和尚）や、円觀上人（惠鎮上人ともいう。以下「惠鎮」と表記する）、光宗らは、比叡山延暦寺西塔の別所黒谷や、同東塔別所神藏寺で籠山修行した律僧集団（黒谷流という。）に属し、戒律の復興運動を展開した。彼等は、所属寺院（延暦寺）から離れた遁世僧で、「重授戒灌頂」という独自の法儀で再出家するところに特徴があり、「天台律」（天台系律宗・天台律宗）という範疇で呼ばれた。彼らの結成した教団は、南都の西大寺流律僧などと同様に、単なる旧仏教の戒律復興運動ではなく、勧進活動や、貴族・武士・庶民・女性・非人など幅広い身分の人々への救済活動を展開するなど、革新性をもち、社会的に重要な役割を果たしたと考えられている。理玉は、師の光宗と同様に、一時、黒谷流の正嫡とみなされるほど、学才豊かな、すぐれた律僧であった。彼は、同志や弟子たちとともに、宇和荘内の奈良山で籠山修行した後、宇和荘の所務代官で、檀越となった開田善覚（現西予市皆田出身）などの支援を得て、等妙寺の堂舎を建立し、元徳2年（1332）に、ほぼ寺院としての体裁を整えたという。

開田善覚（実名は不明）は、鎌倉時代末期に台頭した新興領主で、宇和海に進出し、商人的な性格をもっていたとみられる。京都や兵庫津など都市の金融業者とも結び、理玉やその従僧らの上洛・帰京、在京時の費用、寺物の調達など幅広い経済的支援を展開した（「歯長寺縁起」）。

等妙寺は、京都の東郊、岡崎にあった法勝寺（平安時代末の院政期に、天皇家の氏寺として開かれた六勝寺の一つ。惠鎮が勧進上人として再興し、律寺化した。）の末寺になり、いわゆる「四箇戒場（戒壇）」と呼ばれる寺院群（東方の宝戒寺〈鎌倉〉、西方の鎮弘寺〈筑紫〉、南方の等妙寺〈伊予〉、北方の薬師寺〈加賀白山〉）の一つとして開かれた（『法勝寺戒場記』）。当寺は、重授戒を施して伝戒師を養成する拠点寺院として、寺格の高さを誇った。当初、広域（伊予国全域）における布教（円頓戒の弘通）をめざしたとみられるが、実質上は宇和荘域での布教にとどまった。具体的には、歯長寺（もと開田にあり、のち現在の西予市宇和町伊賀上に移った。）をはじめとする律宗寺院（いわゆる六奉行寺院の歯長寺〈永長郷〉・吉蔵寺〈三間郷沢松〉・妙光寺〈三間郷浪岡〉・安楽寺〈黒土郷上河原淵〉・静蓮寺〈板島郷柿原〉・広福寺〈黒土郷延野々〉）が、宇和荘内各地に開かれ（『等妙寺縁起』・『宇和旧記』）、ついで、同法系に連なる律僧たちによって、勝福寺・長泉寺・地福寺・蓮入寺（蓮養寺か）・等善寺など、数多くの律宗寺院が開創されたとみられる（図6参照）。

そして、しだいに、宇和荘域内で等妙寺を本寺として、他の律宗寺院を末寺とする体制が慣習的に形成されたが、南北朝末期に宇和荘の領主である西園寺氏の一族（のちの伊予西園

寺氏）が土着、室町幕府から宇和郡の知行権を認められて武士化すると、その膝元に所在する歯長寺は、伊予西園寺氏の庇護を受けるようになり、等妙寺に比肩する寺勢を示した。享徳2年（1453）4月に宇和荘内永長郷内の成俊名（現西予市宇和町）・立花船津下地（現宇和島市吉田町か）をめぐって等妙寺と歯長寺が争ったとき、伊予西園寺氏（松葉流）は、法勝寺を後楯とする等妙寺の訴えをしりぞけ、これを歯長寺領として安堵し、歯長寺護摩堂造立のための費用としている（「歯長寺文書写」）。

室町から戦国期にも法勝寺と等妙寺との本末関係は維持され、寺僧間の交流などがみられた。正長2年（1429）、永享10年（1438）に法勝寺住持であった紹空上人は、以前に等妙寺住持であったというし、27代住持宗舜上人は、文安2年（1445）に等妙寺住持であった（「都鄙代々住持次第」）。また、35代法勝寺住持周見上人は、天文9年（1540）に伊予国へ下向、等妙寺で台密穴生流の秘書「護摩私記」を書写している。一方、等妙寺とその末寺間の寺僧の交流も盛んであった。明応9年（1500）から翌年（文亀元年）にかけて、「北野社一切經」の一部を補写した「隆円十穀」は、吉蔵寺僧であったが、等妙寺僧にもなっている。彼は宇和荘内三間郷の吉蔵寺門前市集落に住む勧進僧とみられ、高麗（朝鮮半島）渡海を祈願したともい、幅広い活動をした律僧であろう。戦国末期には、等妙寺も在地情勢の影響を受けている。天文年間に戦国の諸勢力（河野・伊予宇都宮・伊予西園寺・土佐一条）が対立、抗争を止め友好的を保つた時期には、天文3年（1534）に伊予西園寺氏一門の後西園寺政春（来村殿）、土佐一条氏家臣和井野将監基延が連携して華鬘を等妙寺に献納し、同18年には伊予西



図6 等妙寺旧境内と関連寺院の位置

園寺氏の家臣今城能親は、寺物の両界曼荼羅を修復して、等妙寺智光院へ寄進している（「宇和旧記」）。土佐一条氏が衰亡して、長宗我部氏の勢力が等妙寺周辺に浸透すると、土佐一条氏一門で、河後森城主であった河原淵氏を追放して、黒土郷を中心とする河原淵領を収めた西ノ川氏が長宗我部氏の南予侵攻の手引きをした。等妙寺は西ノ川氏の庇護を得て、存続したらしい。天正11年（1583）に等妙寺本尊觀音像を納める厨子を再興したのは、西ノ川氏一族の芝氏ら等妙寺膝下地の在地領主と等妙寺僧らが結成した「觀音講」であった（同上）。豊臣政権の樹立とともに宇和郡を領有した戸田勝隆、ついで藤堂高虎らは、戦国期領主の西ノ川氏や芝氏を追放した結果、等妙寺は旧来の庇護者を失い、さらに天正18年（1590）の天火によって堂舎がことごとく焼失し、荒廃・廃絶したともいう（同上）。

（2）近世以降の等妙寺の歴史

「宇和旧記」によれば、年代は不明ながら、奈良山の旧等妙寺から10町ほど下った現在地へ本尊を移し、堂舎（靈光庵か）を建立したという。このとき、芝村の鎌田正秀（法名は善正）という芝村の有徳人が等妙寺再興に尽力したともいう。等妙寺は、法勝寺流を兼摂した西教寺（滋賀県大津市坂本）が近世初頭に比叡山延暦寺の支配下に入るにともない、法勝寺流を離れて、比叡山東塔北谷の惣持坊（第一世は天正11年に住職に就任した心盛）の末寺になった。しかし、元禄13年（1700）6月に、宇和島藩3代藩主伊達宗昭（のち宗贊）の願いによって、等妙寺は、惣持坊末寺から東叡山寛永寺（寛永2年〈1625〉に2代將軍徳川秀忠が天海大僧正に命じて、江戸城の鬼門の位置に開かせた）の直末寺になった（「宇和島領寺院帳」。以下「寺院帳」と記す）。このとき、等妙寺住職恵海は、寛永寺を管理する輪王寺宮門跡（公弁）から一代を限って木蘭色衣という法衣の着用を免許されている（「寺院帳」）。また、近世の伊予国における数多くの天台宗寺院のうち、寛永寺直末（延暦寺自体が輪王寺門跡の管領下に置かれた）になったのは、松山藩主久松松平氏の菩提寺であり、境内に東照宮（現松山神社）を勧請した常信寺（現松山市道後祝谷）と等妙寺だけであり、当寺の寺格の高さを示している（「比叡山延暦寺本末帳」・「大成郡録」）。等妙寺は寛永寺末になる前後から江戸時代を通じて、宇和島藩主伊達氏の篤い信仰により、その庇護を受け、寺勢を維持している。伊達宗時（初代藩主秀宗次男）は、「等妙寺縁起」を一覧し、散乱した寺宝を取り集めているし、宇和島藩2代藩主伊達宗利は、寛文11年（1671）に等妙寺の什物（7幅の画像）の表具を新調し、寄進している（以上「宇和旧記」による）。また、寛保2年（1742）に無住化した等妙寺の住職に先代住職の弟子湛瑞を輪王寺宮門跡に推挙したのは、宇和島藩第5代藩主村候であった（「寺院帳」）。さらに、宇和島藩主の命で毎年正月・5月・9月に祈祷料（初穂料）が下賜されている（同上）。

江戸時代を通じて、等妙寺の本堂（宝暦5年再建）、客殿（文政3年新建立）、庫裏（文政9年新建立）、鎮守十禪師社（文化6年再建）、鐘楼堂（正徳3年建立）などの堂舎の建立、再建がなされている（「寺院帳」）。なお、文政2年（1819）2月に等妙寺住職令湛によって上梓された「建立勧化帳」という版本には、当時の等妙寺境内の様子が挿絵として描かれており、如

意輪堂・山王宮・庫裏（新建立）・弥陀殿（新建立）・弘法大師堂（新建立）・鐘楼（再興）・弁財天（再興）・山門（再興）・倉・石垣（高さ約2丈1尺、長さ48間）などが見える。注目されるのは、弘法大師堂で、当寺が天台宗寺院でありながら、江戸時代後期には四国遍路の番外札所として、参詣者を集めるにいたったことがわかる。等妙寺末の静（淨）蓮寺に等妙寺への参詣道を示す道標が残っているのも、これと関連しよう。やや年代的に遡るが、元禄8年（1695）の「予州宇和郡之内芝村田畠内検高付帳」によれば、「ついちノ下」（麦田1反3歩）や「とうの下」（新田1畝2歩・田8畝18歩・田5畝6歩・畠3畝2歩）、「とうのにし」（麦田1反6畝6歩）、「とうのにし下」（田7畝20歩）、「かミヤ」（田3畝4歩）などの等妙寺近隣の保ノ木（小字）の地に比較的零細な寺領が設定されている。「寺院帳」では、等妙寺仏供田は4反5畝25歩、檀家数は300軒余とある。

さて、正徳3年（1713）の鐘楼堂建立の際、旧等妙寺のあった奈良山（古寺山という）の杉・檜の元木が藩から賜与されている（「寺院帳」）。その後も鐘楼・本堂の屋根、鎮守社が大破したとき、寺側の申し出があったので、山奉行の吟味によって杉・松・楓などの大木を建築用材として与えている（「宇和島伊達家文書」）。万治2年（1659）7月12日の覚書（「桜田家所蔵記録 下」所収）にも「奈良山より目黒山までの絵図」、「等妙寺縁起」などが証拠書類として参考にされていることからも、旧等妙寺の所在する奈良山（等妙寺山、古寺山と呼ばれた）が宇和島藩の設定した「御立山」となり、その林産物が藩の直接管理下に置かれている。ただ、その薪・鍛冶炭などの林産物は、貞享元年（1684）の頃には芝村の半百姓の久三郎が等妙寺山番人を勤め、それに管理を任せている（「式墅截」）。なお、奈良山麓にある天明年間の石碑にも奈良山各所に杉苗9千本を植え付けたとか、御材木小屋を造立したとか見え、御船奉行、山方役人ら林政に関わる藩士の名が連ねられている。

廃藩置県後の明治5年（1872）、神山県（翌年石鉄県と合して愛媛県となる）管轄下の等妙寺は、「社寺明細帳」（愛媛県行政資料）によれば、東叡山（寛永寺）末の中本山として、第39世住職の賢證（宇和島袋町出身）と弟子の賢昂、2人の従僧が見え、境内167坪、檀家400軒と報告されている。明治10年（1877）愛媛県政下の等妙寺は、「段別畝順帳」（同上）によれば、その境内地（中ノ川村の字靈光）は、等妙寺と日吉社で、合わせて2反5畝の官有地であった。また、等妙寺は、その周辺（字寺ノ下・寺道西）に16筆からなる宅地（1反4畝余）・田地（3反9畝余）・畠地（8畝余）を所有していたことがわかる。その後、等妙寺は比叡山延暦寺の一乗止観院（根本中堂）の末寺となり、現在にいたっている。

（石野弥栄）

表3 等妙寺歴史年表

年号 (西暦)	等妙寺関連の事象（出典文献史料）
正和5年 (1316)	顕救上人(=静義上人・理玉和尚)、黒谷慈眼房で籠山比丘光宗(理玉の師)から「戒家智袋」という書を与えられる。(「戒家智袋 奥書」)
元応2年 (1320)	理玉和尚、宇和荘内奈良山に入り、円頓戒修業の道場を開く。(「歯長寺縁起」「等妙寺縁起」)
元応2年 (1320)	この年の夏に光宗、伊予国下向(等妙寺の開基のため)のついでに三島社へ参詣する。(「溪嵐拾葉集 卷90」)
元徳2年 (1330)	奈良山での籠山修行を終えた理玉和尚は、宇和荘の所務代官開田善覚と立間郷大光寺で遭う。善覚、理玉和尚に帰依し、等妙寺造営料足を寄進。等妙寺の庫裏・方丈が成り、僧衆6人が住む。(「歯長寺縁起」)
元弘年中 (1331~33)	理玉和尚、金山院の光宗の招請により、上洛する。(「歯長寺縁起」)
元弘3年 (1333)	後醍醐天皇と法勝寺長老恵鎮の帰洛を聞き、理玉和尚ら僧衆と善覚、上洛して法勝寺にて恵鎮に会う。(「歯長寺縁起」)
建武3年 (1336)	理玉和尚ら伊予へ帰國するが、造営の進まない等妙寺に入らず、長期にわたって歯長寺や善覚邸に住む。(「歯長寺縁起」)
建武4年 (1337)	伊予国の住人等空、静義上人(=顕救上人・理玉和尚)の推挙で法勝寺南殿にて授戒する。(「宝戒寺文書」)
貞和3年 (1347)	理玉和尚、この年冬に上洛する。(「歯長寺縁起」)
延文元年 (1356)	恵鎮の跡をめぐって法勝寺惟賢と元応寺恵澄との争論が生じたとき、等妙寺静義上人(=顕救上人・理玉和尚)、惟賢の正嫡を認めたのち、円寂する。(「法流相承両門訴陳記」)
貞治3年 (1364)	等妙寺2世住持通悟、法勝寺惟賢から写本を拝領する。(「菩薩円頓授戒灌頂記 奥書」)
応安6年 (1373)	等妙寺通悟、等妙寺住持顕救上人死去の際に写した本を法勝寺惟賢に送る。(「西教寺文書」)
永和3年 (1377)	法勝寺、諸国の法勝寺末寺に扶助の料足の上納を求める。伊予国分12カ寺(等妙寺、歯長寺、広福寺、延福寺、静蓮寺、吉藏寺、勝福寺、妙光寺、持福寺、長泉寺、蓮入寺、宝寿寺)のうち、等妙・歯長両寺が各々2貫文、その他が各々1貫文を負担。(「法勝寺興行条々」)
応永4年 (1397)	玉禪、等妙寺において大般若経を書写する。(「長善寺大般若経 奥書」)
応永34年 (1427)	前住予州等妙寺の法勝寺21世住持紹空静能、等妙寺本尊仏(伝如意輪観音像)を修造させる。(「天台円頓妙戒都鄙代々住持次第・本尊台座墨書銘」)
享徳2年 (1453)	伊予西園寺氏、等妙寺と歯長寺が宇和荘永長郷内成俊名と立花津の下地をめぐる争いに裁定を下し、改めて歯長寺に寄進する。(「「宇和旧記」・「清良記」」)
明応9年 (1500)	吉藏寺僧(翌年等妙寺住僧)隆円十穀、高麗渡海成就を発願し、北野社一切経の欠巻部分を書写する。(「北野社一切経 奥書」)
永正8年 (1511)	等妙寺住持智相、西川豊後守綱親が願主である周知郷野村の三島大明神社宝殿の上棟にあたり、遷宮の導師をつとめる。(「宇和旧記」・「三島大名神棟札写」)
天文3年 (1534)	紹円大徳、後西園寺政春、土佐国幡多郡和井野左近将監基延らとともに、理玉和尚忌のための華鬘を造る。(「宇和旧記」「華鬘箱書写」)
天文9年 (1540)	法勝寺住持周見、伊予国へ下向し、等妙寺方丈で台密の秘書を写す。(「護摩私記 奥書」)
天文18年 (1549)	今城左衛門尉能光、有間前雲州大守淳応能公禪定門のために開田善覚が寄進した両界曼陀羅を修復し、等妙寺塔頭智光院へ寄進する。(「宇和旧記」「両界曼荼羅裏書銘」)
天文22年 (1553)	津島満願寺、地蔵絵三幅一対を等妙寺へ寄進する。(「宇和旧記」「地蔵絵書付写」)
天正8年 (1580)	等妙寺住持旭栄、西ノ川美作守政輔による黒土郷松森村の三島大明神社の上棟にあたり、遷宮の導師をつとめる。(「宇和旧記」「三島大名神棟札写」)
天正11年 (1583)	等妙寺住持25世旭栄のとき、河原淵・貞延、薄木城主芝一覚入道、芝左京進政稔、芝大炊ら芝一族、奈良上野守、細川左近進等の在地領主が主体となり、等妙寺僧の戒藏院主顕能大徳、正行院主入俊大徳の両名と、交芸大徳、祥芸庵主貞円大徳を加わえ、僧俗一体で観音講を組織し、等妙寺厨子を再造する。(「宇和旧記」「等妙寺厨子銘」)
天正16年 (1588)	等妙寺、天火により七堂伽藍ことごとく焼失する。(「宇和旧記」)
天正18年 (1590)	鎌田正秀、等妙寺の荒廃により本尊を奈良山下の現在の寺地(靈光庵)へ移す。(「宇和旧記」「等妙寺縁起」)
文禄3年 (1594)	本堂再建。木造瓦葺平屋建。(「宇和島領寺院帳」)
一	河原淵村三河守某、等妙寺へ鰐口を寄進する。(「佐田浦若宮神社鰐口銘写」)

年号 (西暦)	等妙寺関連の事象（出典文献史料）
寛永16年 (1639)	前竹林院実充宗兵衛、内深田村大本大明神を等妙寺より遷宮する。（「大本大明神棟札写」）
—	伊達宗時（宗利）、古等妙寺山に上る。（「宇和島領寺院帳」）
寛文11年 (1671)	宇和島藩2代藩主伊達宗利、観音、不動、十六尊者、授戒本尊、地蔵絵三幅の表具の修復を桜田主水佐親善に命ぜる。（「宇和旧記」）
寛文年間	伊達宗昭（宗よし）、古等妙寺山に上る。（「宇和島領寺院帳」）
元禄9年 (1696)	宇和島藩、等妙寺大門へ至る参道の造成を奈良筋6ヶ村（北川、奈良、中野川、芝、近永、永野市）に命じる。（「宇和島領寺院帳」）
元禄13年 (1700)	等妙寺、宇和島藩伊達氏の申請により比叡山惣持坊の末寺から東叡山（寛永寺）末寺になる。（「宇和島領寺院帳」）
明治5年 (1872)	神山県（翌年石鉄県と合して愛媛県となる）管轄下の等妙寺がみえる。（「社寺明細帳」）
明治10年 (1877)	愛媛県政下の等妙寺の寺有地がみえる。（「社寺明細帳」） このころ、比叡山延暦寺の一乗止觀院（根本中堂）の末寺となり、現在に至る。

2. 歴史史料及び什物

（1）等妙寺関連の歴史史料

等妙寺関連の主要文献については、「付編 等妙寺関係主要文献史料解説」(p93～98)にまとめて示されているので、参照されたい。

【等妙寺旧跡古図】（図7）

「推定享保年間原図」の写しとされる古図で、松山大学「西園寺源透文庫」の所蔵である。描かれた経緯は不明だが、旧跡古図には、遺跡としての等妙寺中心域の平坦部や谷川の位置のほか、坊院名や谷地名などが詳細に記され、地元での伝承や現地形ともよく一致している。すでに跡地となっている等妙寺の中心域の様子を現在に伝える貴重な史料である。

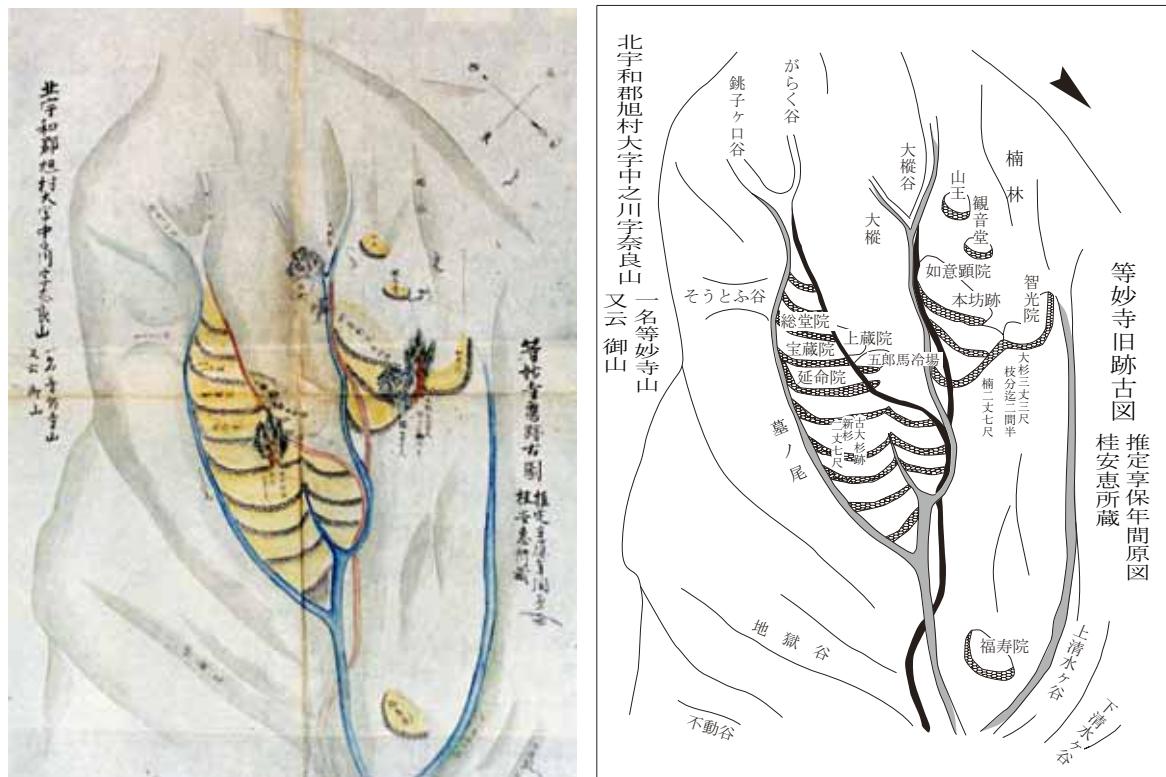


図7 等妙寺旧跡古図（写）と詳細トレース図

(2) 等妙寺に伝わる主な什物

○菩薩坐像（伝如意輪観音）（県指定有形文化財）（写真4）

【指定年月日】 平成19年2月20日

【制作年代】 鎌倉中期から後期

【特徴】（法量：総高89cm、坐高47.2cm、岩座高69.8cm）

等妙寺の本尊と伝わる仏像で、木材の材質はカヤもしくはヒノキを使用し、寄木造、素地には切金文様を施す。中国宋代仏像の影響下にあり、造像の細部に認められる高い藝術性から、京都周辺で制作されたものと推測されている。

岩座は、応永34年（1427）法勝寺21世紹空静能の再興修造の墨書銘が記されている。



写真4 「木造菩薩坐像」
(伝如意輪観音像)

○毘沙門天及び不動明王立像（町指定有形文化財）（写真5・6）

【指定年月日】 昭和52年10月28日

【制作年代】 不明（平安から鎌倉期頃）

【特徴】（法量：毘沙門天像高132cm
不動明王像高147cm）

本尊を納める厨子（1583年再造）の両脇侍として安置されている。一木造りで、地方仏師の作と推測される。作風が中央の様式展開の流れのうえに乗りづらいため、制作年代は不明だが、平安までさかのぼる可能性がある。天台系の寺院では、この2尊を本尊脇侍としては位置する例が多い。



写真5 毘沙門天立像



写真6 不動明王立像

○「如意輪観音像」画幅（町指定有形文化財）（写真7）

【指定年月日】 平成18年2月22日

【制作年代】 平安末期から鎌倉初期

【特徴】（法量：縦128cm、横56.1cm 画面左右・上下切詰）

図像は二臂像で、表現技法には全体的に截金文様が施され、地文截金、主文彩色といった特徴がみられるため、鎌倉時代の皆金色を指向する過程にあるものと考えられる。制作年代は平安時代末期から鎌倉時代初期と推測され、四天王寺式如意輪観音像の彫像写しの著色画像は大変珍しいと高く評価される（西田2005）。京で制作され、等妙寺に受け継がれた背景には、開山以来の中央との深い結びつきによる法勝寺との頻繁な往来の結果、もたらされた可能性が考えられる。等妙寺における信仰の様相、その歴史を考える上で重要な資料である。



写真7 如意輪観音像

○「不動明王及び二童子像」画幅（町指定有形文化財）（写真8）

【指定年月日】 平成18年2月22日

【制作年代】 鎌倉中期から後期

【特徴】（法量：縦138.2cm、横76.5cm）

不動明王はいわゆる不動十九觀相、二童子は円心様で、中央の岩座に火炎を背にして立ち、右手に金剛劍、左手に索を持つ。二童子を脇侍とし、右に制多迦、左に矜羯羅を配す。不動明王は、面貌部分の絵具が剥げ落ちているが、その他の部分は良好で繊細な描画である。火炎光背の激しい表現や着衣に截金を用いず、彩色のみである点、のびやかな筆線で描かれていることなどに特徴が見出せる。こうした特徴から、制作は鎌倉中期（13世紀）にまで遡るものと推測されている（西田2005）。



写真8 不動明王及び二童子像

○「授戒本尊」画幅（町指定有形文化財）（写真9）

【指定年月日】 平成12年3月31日

【制作年代】 室町

【特徴】（法量：縦115.9cm、横58.3cm）

中央に釈迦如来、その両脇に比丘形文殊菩薩、弥勒菩薩が描かれる。この三聖を授戒三聖といい、特に中央尊を授戒の本尊という。授戒の儀式に使用されるもので、法勝寺流圓戒を相承する名刹であることを証明するものと評価される（寺井1995）。法勝寺の法門一式を相承した西教寺（滋賀県）には、「戒壇釈迦三聖図」（伝法勝寺本）やその写しとされる「授戒三聖図」（西教寺本）が伝わっている。制作は伝法勝寺本が南北朝期頃で、等妙寺本は、その描画表現から、それにより近い年代のものと推測される。



写真9 授戒本尊

○「両界曼荼羅」画幅（町指定有形文化財）（写真10）

【指定年月日】 昭和52年10月28日

【制作年代】 室町

【特徴】（法量：金剛界 縦140.8cm・横127.8cm、胎藏界 縦140.8cm・横127.4cm）

「宇和旧記」によれば、建武元年（1334）7月に開田善覚が京都で代価120貫文で買い求め、等妙寺に寄進したもので、天文18年（1549）8月には金山城主今城左衛門尉能光がこれを修復し、等妙寺の塔頭智光院へ寄進したと記されている。室町時代頃の制作と考えられている。



(金剛界)



(胎藏界)

写真10 両界曼荼羅

第4節 発掘調査の成果

1. 発掘調査の経緯と経過 (表4)

等妙寺旧境内は、文献や伝承によって古くから旧等妙寺の跡地としてよく知られていた。地域住民の中で伝説的に語り継がれてきた旧等妙寺の調査を望む強い要望に答えるため、平成2年に旧広見町で当時愛媛県考古学協会副会長であった森光晴氏に調査を依頼、そして遺跡の発見につながった経緯がある。その後、平成3～5年度にかけて、国・県の指導のもと、遺跡詳細分布調査を実施し、平成6年度から遺跡の全容を解明し、保護していくことを目的に発掘調査を進めることとなった。

平成6年度に発掘調査団を組織、平成9年度までの4カ年で主要な平坦部配置が把握され、平成10年度の発掘調査報告書第1集を刊行している。その中で、「等妙寺旧跡古図」の検出報告をはじめ、等妙寺を特徴づける石積みの構築法、あるいはその性格の一端を示す法勝寺流円戒の伝戒場としての意義について明らかにされ、現在までの等妙寺研究の基礎が形成された。

平成11年度以降も引き続き試掘調査を実施、平成14年度には遺跡全容解明のため、県内外の研究者からなる発掘調査指導委員会が発足。これ以降、考古学・文献史学の両分野の調査が精力的に進められた。考古学の調査は、中心域の各平坦部への試掘調査を進める一方で、寺域の把握ならびに行場探索のために遺跡周辺の踏査や周辺の聞き取り調査が行われた。文献調査では、土居聰朋氏が遺跡周辺の地名調査研究を進め、石野弥栄氏が等妙寺の性格や中

表4 発掘調査の履歴

年度	西暦	調査次数	調査面積(試掘)	調査内容	報告書
3～5	1991～1994	分布調査	1,800 (120) m ²	平坦部A(本坊跡)、平坦部Bの平面確認調査	分布調査報告書
6～9	1994～1998	第1次	13,000 (370) m ²	平坦部A(本坊跡)、平坦部Bの平面確認調査及び試掘調査、集石墓1・2の平面確認調査、カゴ池堤体緊急復旧に伴う調査	各年概要報告書
10	1998～1999	—	—	報告書作成	第1次報告書
11	1999～2000	第2次	2,200 (60) m ²	平坦部A(本坊跡)、平坦部3、平坦部4(總堂院跡)平面確認及び試掘調査	第2次概要報告書
12	2000～2001	第3次	2,000 (53) m ²	平坦部1・2、平坦部5(上藏院跡)・6(宝蔵院跡)・7(延命院跡)の平面確認及び試掘調査	第3次概要報告書
13	2001～2002	第4次	2,000 (93) m ²	平坦部8～11、集石墓1の平面確認及び試掘調査	第4次概要報告書
14	2002～2003	第5次	4,500 (123) m ²	平坦部A-1(山王跡)、A-2(観音堂跡)、A-3、平坦部12(福寿院跡)およびその周辺の平面確認調査及び試掘調査	第5次概要報告書
15	2003～2004	第6次	1,100 (267) m ²	平坦部B、平坦部C(智光院跡)平面確認及び試掘調査、平場及び行場等探索のための周辺踏査	第6次概要報告書
16	2004～2005	第7次	3,000 (20) m ²	清水谷、不動谷、ガラク谷、下銚子ヶ口の確認調査、集石墓1・2の石造物調査、平場及び行場等探索のための周辺踏査	第2～6次報告書 (第7次調査分を一部含む)
17	2005～2006	第8次	13,200 (182) m ²	ガラク谷、不動谷、下銚子ヶ口、D地点(猿谷)の平面確認及び試掘調査	—
18	2006～2007	第9次	700 (75) m ²	参道及びそれに隣接する平坦部D、F地点(ミノコシ)平面確認及び試掘調査	第1～9次報告書
19	2007～2008	第10次	3,000 (148) m ²	北地区参道及びそれに隣接する平坦部13、14、参道沿いG地点の平面確認及び試掘調査	第10次概要報告書
20	2008～2009	第11次	5,000 (70) m ²	参道及びそれに隣接する平場の平面確認及び試掘調査、現等妙寺横の石垣及び平場の試掘調査	第11次概要報告書
21	2009～2010	第12次	5,000 (-) m ²	尾根筋の古道(市越街道)の確認調査、史跡周辺の平場の調査、弁財天推定地付近の確認調査	—

央との関係、地方史との関わりについての研究が進められた。平成16年度には、これらの成果をまとめた報告書が刊行された。

平成16年度までの踏査成果を受けて、伽藍の中心域だけではなく、縁辺に位置する平場、参道や古道の調査が必要との認識が生まれた。平成17年度以降、中心域周縁の平坦部や参道沿いに展開している平場への試掘調査を主として行い、遺跡の広がりについて把握する試みが行なわれた。平成18年度に、それまでの発掘調査成果や、平成15年度以降に行ってきした現等妙寺に伝わる什物調査の成果などを総括的にまとめた報告書を刊行。平成19年度に国史跡として指定された。

史跡指定地は、伽藍の中心域、参道、かつての靈光庵跡地とされる現等妙寺を結び、遺構・遺物が発掘調査により確認された範囲を主としている。学識上の観点からすれば、中世寺院の境内地は、等妙寺の場合もかなり広大なものであったことが窺われる。このため、平成20・21年度にも引き続き史跡地周辺の関連地や行場の調査が進められている。等妙寺旧境内の全容解明のためには今後も継続的な調査が必要である。

2. 発掘調査の成果（図8）

等妙寺旧境内は、平坦面の集中する中心域と現在の寺地である靈光庵、その周囲に点在する平場、それらをつなぐ古道や参道が確認でき、さらに後背山野の踏査では行場と目される滝、洞窟、岩場、峠道などが確認されている。以下、これまでの調査成果について述べる。

（1）中心域の調査（図9）

現在、中心域を伝えるのは推定享保年間原図とされる「等妙寺旧跡古図」である（以下、古図とする）。中心域は大小7つの谷地からなり、2本の谷川を結界として構造上四つの地区（西・中央・東・北）により構成されている。古図に記された地名や地元の伝承から、「智光院」「如意顕院」「本坊跡」「山王」「觀音堂」「延命院」「總堂院」「宝藏院」「上藏院」「福寿院」などの名称が確認されている。以下、各地区ごとで説明する。

① 西地区（図10）

西地区は、上から山王・觀音堂、本坊跡・如意顕院と記される平坦部A、その下に2段の平坦部B・Dが配置される。その南側には平坦部A-3、北側には智光院と記される平坦部Cが位置する。また、平坦部Cの北側下方にも小規模な平坦部Eが確認されている（第10次調査）。

平坦部A（本坊跡）は、面積約1,400m²と本寺院中で最も広い平坦部で、そのほぼ中央に鍵形の低い段差を設け、若干高い北面と南面の2面に分けられている。北面部では、礎石列がいくつか確認され、その規模や間取りは不明ながらも礎石建物が存在したことが判る。南面部では、大スギの切株のつけ根付近に湧水地点があり、その周囲に石列が巡らされている様相が窺われることから、池の存在が推測されている。また、平成6～9年度のトレンチ調査では柱穴列を検出したとの報告がある。古図によれば、南に「如意顕院」、北に「本坊跡」

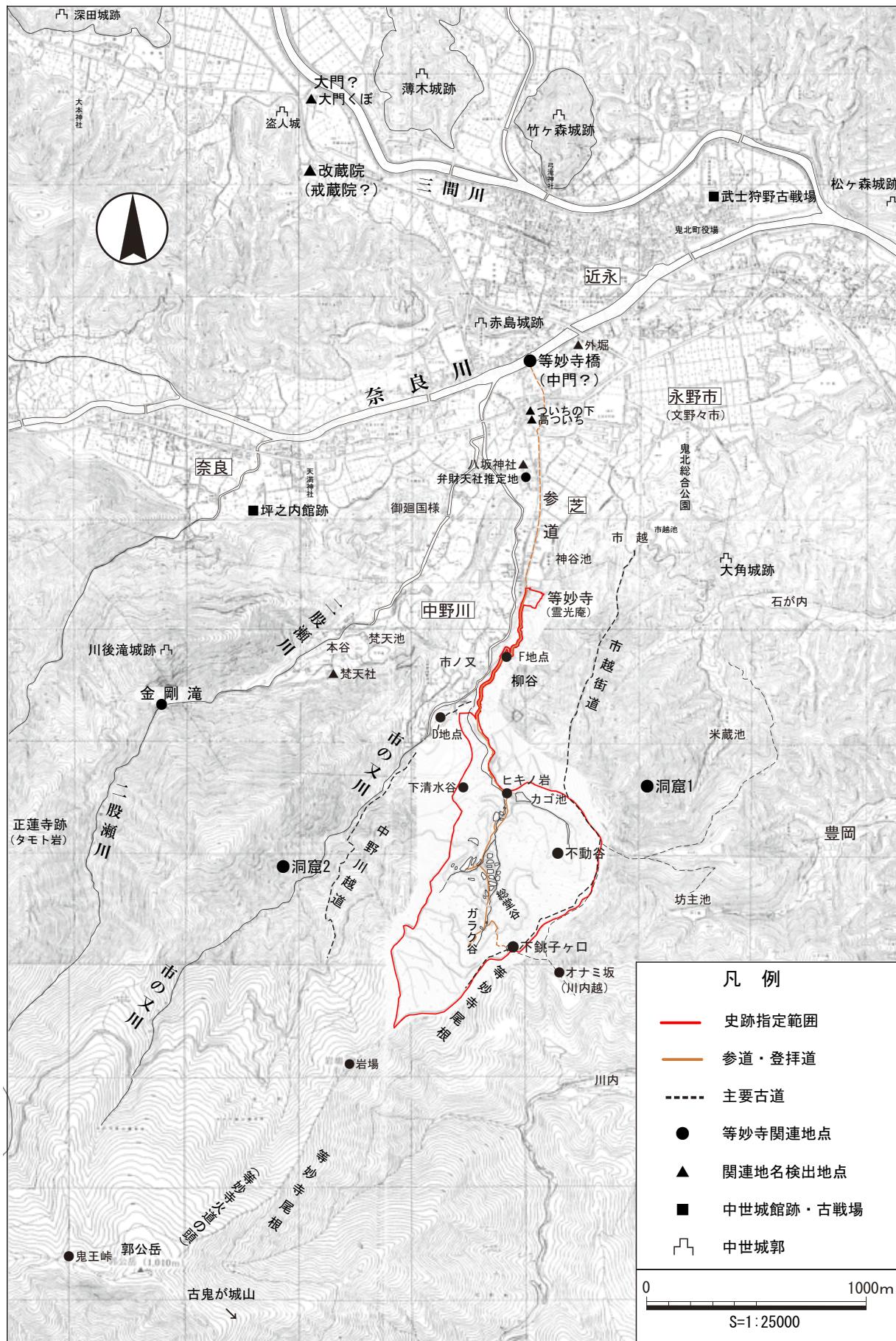


図8 等妙寺旧境内周辺の関連地名・地点図

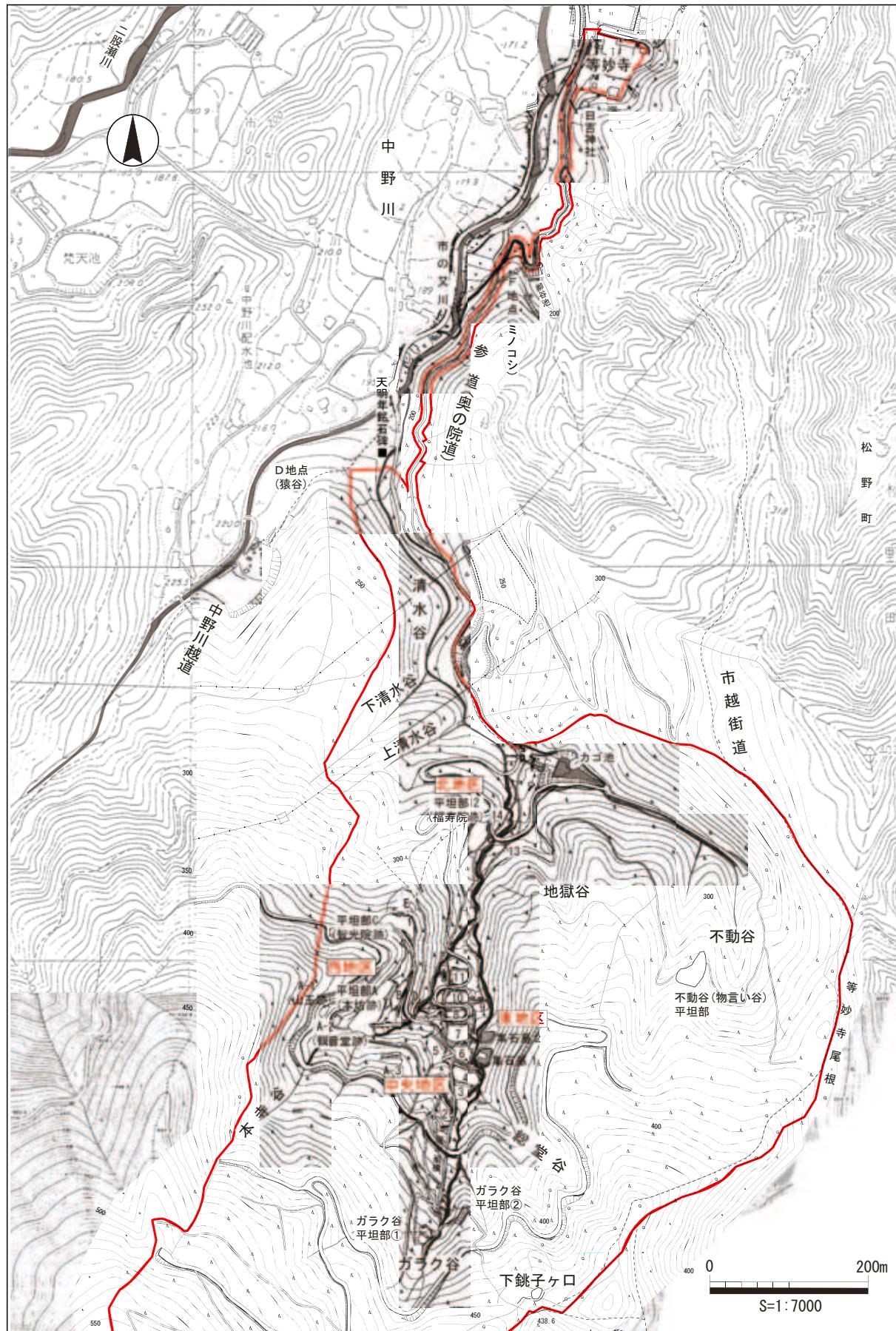


図9 等妙寺旧境内主要遺構の位置と名称

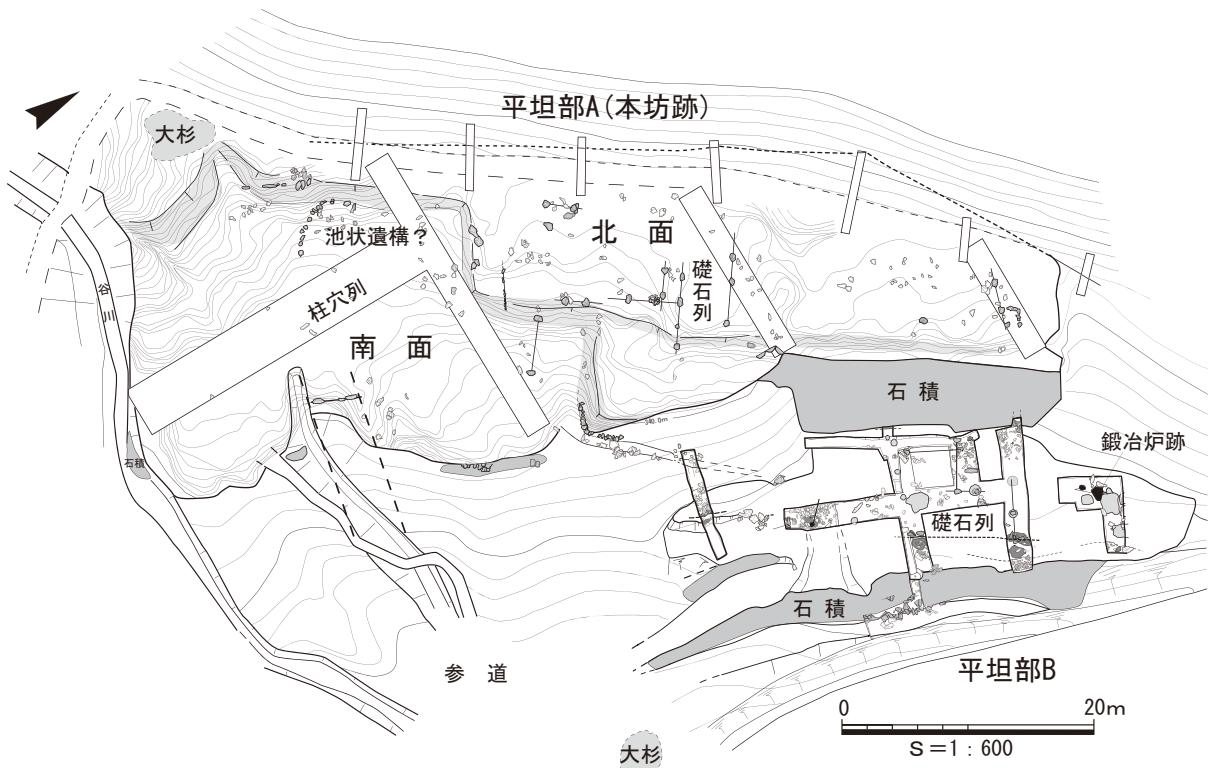


図10 平坦部A(本坊跡)・平坦部B平面図

との文字が見え、敷地を分けていたものと考えられる。遺物の主な所属時期は14世紀から16世紀末までで、出土点数からみて15世紀後半から16世紀前半頃にピークがある。出土品には褐釉龍文壺や枢府磁の白磁皿などの優品もある（第1・2次調査）。

また、本坊跡正面には、当時院のシンボルともいるべき石積み（高さ6m、幅25m）が築かれている。石積みは主に在地のホルンフェルスを石材とし、目地境に横幅の広い扁平礫を横積みし、その上に棒・板状の石材を小口積みするという特徴的な構築法が認められる。こうした石積みは、各平坦部の法面、谷川護岸、参道の法面等に築かれており、当寺院を代表する特色の一つである。

この石積みを背後に控えた平坦部Bでは、平坦部の中央付近から基礎列が検出され、建物の範囲がある程度絞り込めるまでに至っている。そのやや北側では、2種類の炉跡とみられる鍛冶遺構が検出され、周囲から鍛造剝片や粒状滓といった微細遺物、和釘などが検出された。建築用の道具をその場で作る工房として利用されたものと考えられる（第6次調査）。

平坦部C（智光院跡）は、唯一尾根の先端部に位置する平坦部で、眺望に優れた配置を取っている。中央には東西12×南北10mの方形基壇状遺構が配置され、東側面に低い石積みを施す。建物の配置や規模は明らかでないが、この周辺で採取される遺物は、貿易陶磁器類が主体を占め、青磁盤などの奢侈品が散見される。そのため、特殊な場であったものと想定される。基壇の形成時期は、造成土下層からの出土遺物から14世紀後半から15世紀前葉頃を推測している。平坦部の西側では炭や焼土が入った方形土坑が確認され、護摩焚きなどの儀式関連遺構の可能性が考えられている（第6次調査）。

このほか、平坦部A-1（山王跡）では、土師質土器の土器集積、平坦部A-2（観音堂跡）では基礎石や溝状遺構が確認されている。平坦部A-3は、15世紀後半から16世紀代の比較的新

しい時期に形成されたと考えられる平坦部で、真鍮製とみられる火縄銃の部品や銅製飾金具、鉄塊、焼土塊などが出土地しておおり、坊院跡とみられる他の平坦部とは異なる様相が窺われる（第5次調査）。平坦部Dは、西地区の最下に位置するが、ここは奥行き約3m、幅16mと細長い形状で、建物の痕跡も確認されなかった。北側の平坦部Eの近くを通る連絡道とつながるため、道の機能と西地区への入り口として山門などの施設があった可能性が考慮される。平坦部Eは、平坦部Cの直下に位置するが、平坦部Dからの連絡道以外に道はなく、その利用状況は不明であった（第10次調査）。

西地区を総合的にみると、等妙寺全体での遺物出土数の約8割を占め、貿易陶磁器類のうち、褐釉龍文壺などを含めた奢侈品の出土もこの地区に集中している。また、各平坦部で遺構や遺物組成の状況に違いがあるため、それぞれに特別な機能を持っているものと考えられる。西地区は、本坊を中心に等妙寺の中核として機能した場であったものと推測される。

② 中央地区（図11）

中央地区は、11箇所の平坦部より構成され、上から平坦部1～11が確認される。古図との照合から、平坦部4～7を順に「総堂院」「上蔵院」「宝蔵院」「延命院」に比定している。また、雁木遺構と呼ぶ扁平礫を階段状に積んだ道遺構が形成されており、ガラク谷まで続いている。ここにも2箇所の平坦部が確認され、上位より①、②と仮番号をつけている。

平坦部1では、方形状配石遺構や水路状遺構などが確認されている。方形状配石は、90cm～130cm大の3枚の板石を組み合わせ、方形に囲ったもので、性格は不明。平坦部2では、雁木遺構（石階段状遺構）から平坦部2へと上の入口にあたる部分で、階段状の石列を確認。平坦部3では、土層断面から2面に及ぶ遺構面の存在が確認されたが、遺構については不明。

平坦部4（総堂院跡）では、礎石建物の礎石列、石列、水路状遺構、谷川に面した東側斜面と北側斜面に石積みがそれぞれ確認されている。礎石建物は、全体のプランは不明だが、礎石の並びから重複した2棟の建物跡が存在し、検出面の違いから明らかに時期差をもつものと考えられる。ともに柱間6尺5寸（約197cm）を基準とするものであった。遺物は主に16世紀前半のものが確認されている。平坦部5（上蔵院跡）では、後背の谷からの土砂堆積により、遺構面から約1mの厚さで被覆されている。その下層で、柱穴数基と石組みの水路状遺構が確認されている（第2・3次調査）。

平坦部6（宝蔵院跡）では、円形配石や方形状の集石遺構などが確認されている。集石遺構には、砂岩製の五輪塔残欠が数点伴っている。平坦部7（延命院跡）では、礎石建物の礎石列や池状遺構の輪郭に沿って配された石列などが確認されている。礎石の柱間は部分的に197cmを測るが、全体のプランは不明。池状遺構は、全体形は明らかとなっていないが、平坦部奥部の一画に湧水口があり、北西側に排水口が形成されている。排水には北側法面まで石列を設けているため、石積みの脇を流れ落ちるよう設計・配置されたものと考えられる。また、ここの石積みは、平面が約1.2×0.8mの方形の板状石材を鏡石状に2面配するという特徴的なもので、広島県の芸北地域にその類例が求められている（中野2005）。

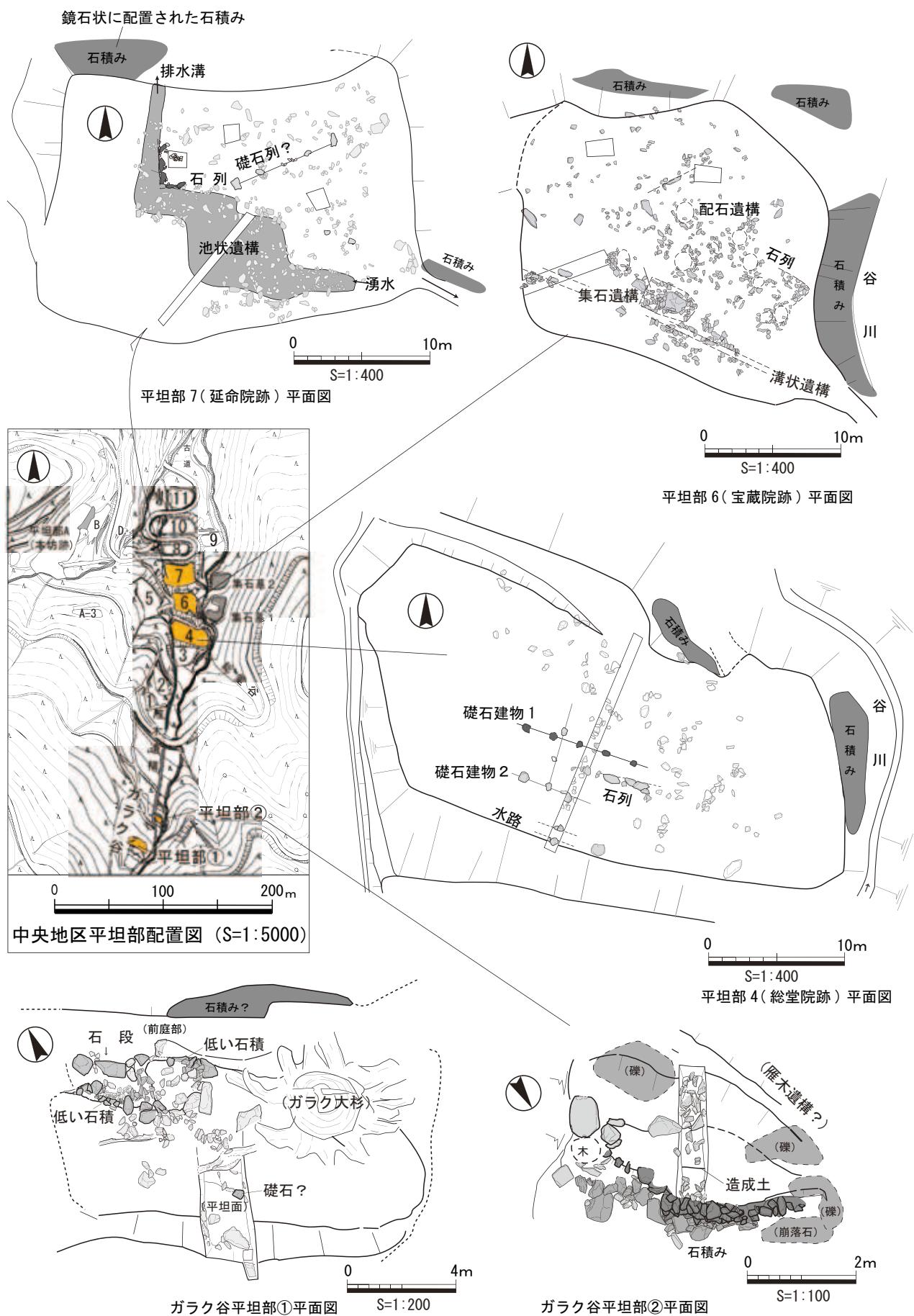


図11 中央地区とガラク谷

平坦部8は、林道の造成により周囲が掘削されているが、西側法面と北側の一部に石積みが残存している。平坦部9は、北側法面に石積みがあり、平坦部10と連絡道でつながる。平坦部10は、平坦部の北側法面に石積みがみられ、それより若干ひかえた位置に石列により鍵形の区画を形成している。平坦部11では、平坦部の北縁に沿って幅約80cmの塀の基礎遺構が検出されている。また、西側外縁には段状石積み、階段状の石列や門礎石も確認でき、地区最下段に高い遮蔽物を築いていたことが判明した。平坦部8～11はすべて、平坦部内部の遺構は明確となっていない（第4次調査）。

ガラク谷では、雁木遺構の最頂部に平坦部②、その奥には「ガラクの大杉」がある平坦部①が配置されている。平坦部②では石積みが確認されるが、平坦部①では、周囲に多量の礎が散在し、全体的に遺構の損壊が著しく、原形を推測することが困難であった（第8次調査）。

中央地区は、谷川を結界とするだけでなく、平坦部11の遮蔽物の存在からも外界と隔絶する強い意図が感じられる。

③ 東地区（図12～14）

東地区は、上下二段の集石墓があり、上位より集石墓1・2としている。

集石墓1は、平坦部東側の奥部を削平し、西側へ造成して形成されたことが確認されている。また、谷川を人為的に湾曲させ、要所に石積みや土壘状土盛を配して水流を制御した様相を窺うことができる。平坦面上は無数の扁平礎（ホルンフェルス）で覆われ、その表面には多数の石造物残欠が散在する。また、集積した礎の下面には、一辺約1～2mの方形区画をもつ配石遺構が30基ほど存在することが確認されており、主体部とみられている（第1次調査）。平坦部の中央にはマウンド状の高まりがあり、その範囲には礎が分布せず、礎石とみられる石の配置が部分的に確認される。マウンドは一辺7m前後の方形区画が想定されるため、方形堂などの建物が存在したものと推測される（第7次調査）。

集石墓2は、全面を礎が覆っており、集石墓1のような建物が想定される空間はない。ここでも礎の下面にて方形状配石遺構が30基ほど確認され、多数の石造物を伴っている。

集石墓1・2の石造物については残欠の調査を行い、それぞれの部位から、五輪塔、一石五輪塔、宝篋印塔、宝塔が確認されている。石材は大多数が砂岩製で、僅かに凝灰岩、花崗岩、凝灰角礎岩製のものが認められる。五輪塔については、各部位の形質的特徴から、圧倒的多数を占める砂岩製のものとそれ以外に大別できる。砂岩製以外のものは、瀬戸内海沿岸地域で産出される石材を用い、形態的にも砂岩製のものと異なるため、他の地域で製作、搬入されたものと考えられる。逆に砂岩製については、瀬戸内海沿岸部で見られる五輪塔の形態的な特徴が異なるため、地域性が現れている可能性が高い。時期については、およそ戦国末期を下らない時期の造立と推測している（第7次調査）。

④ 北地区（図15）

平坦部11より北に約120m離れた地点に平坦部12（福寿院跡）、その直下に平坦部14、谷川を挟んで対岸に平坦部13が位置する。

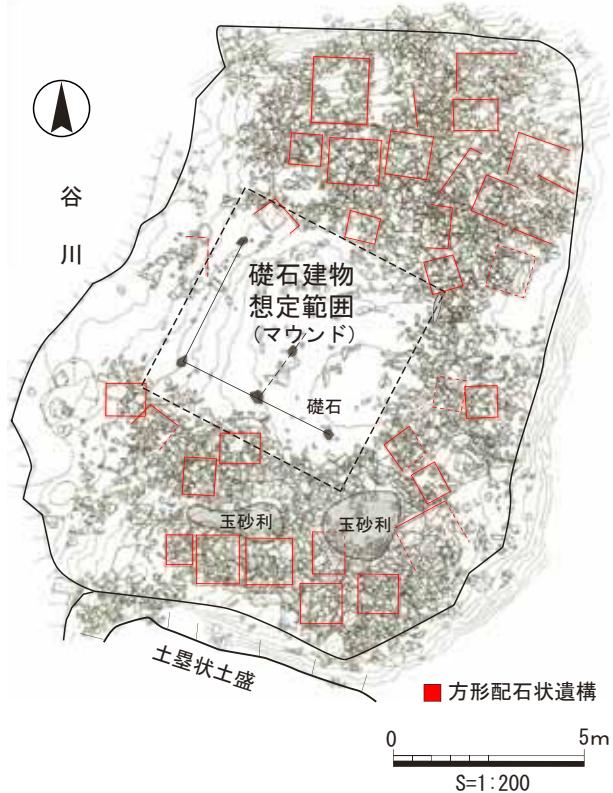
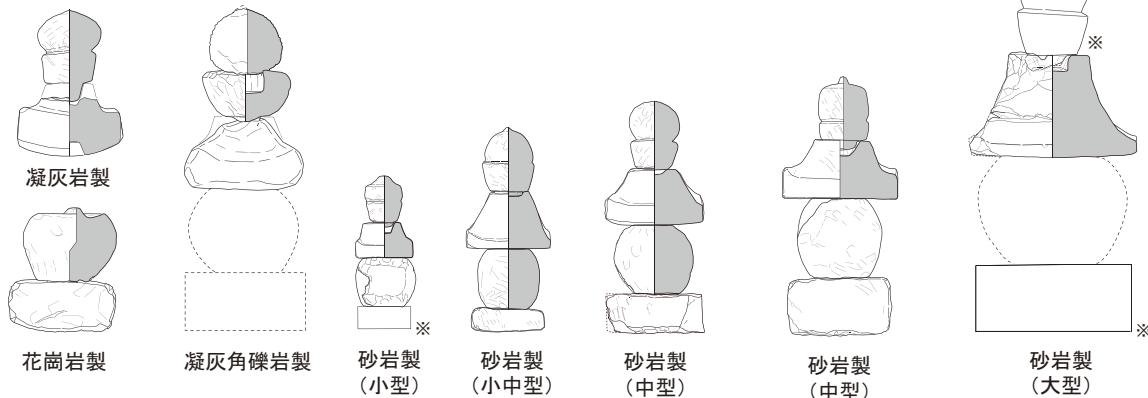


図 12 集石墓 1 平面図



図 13 集石墓 2 平面図

五輪塔



※マークは、未実測資料で法量のみ対応。
破線は想定部分で、未確認。

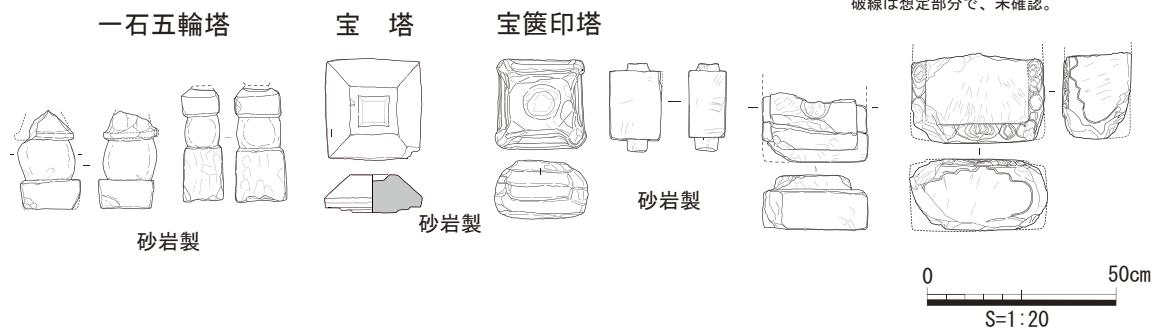


図 14 集石墓 1・2 の石造物各種

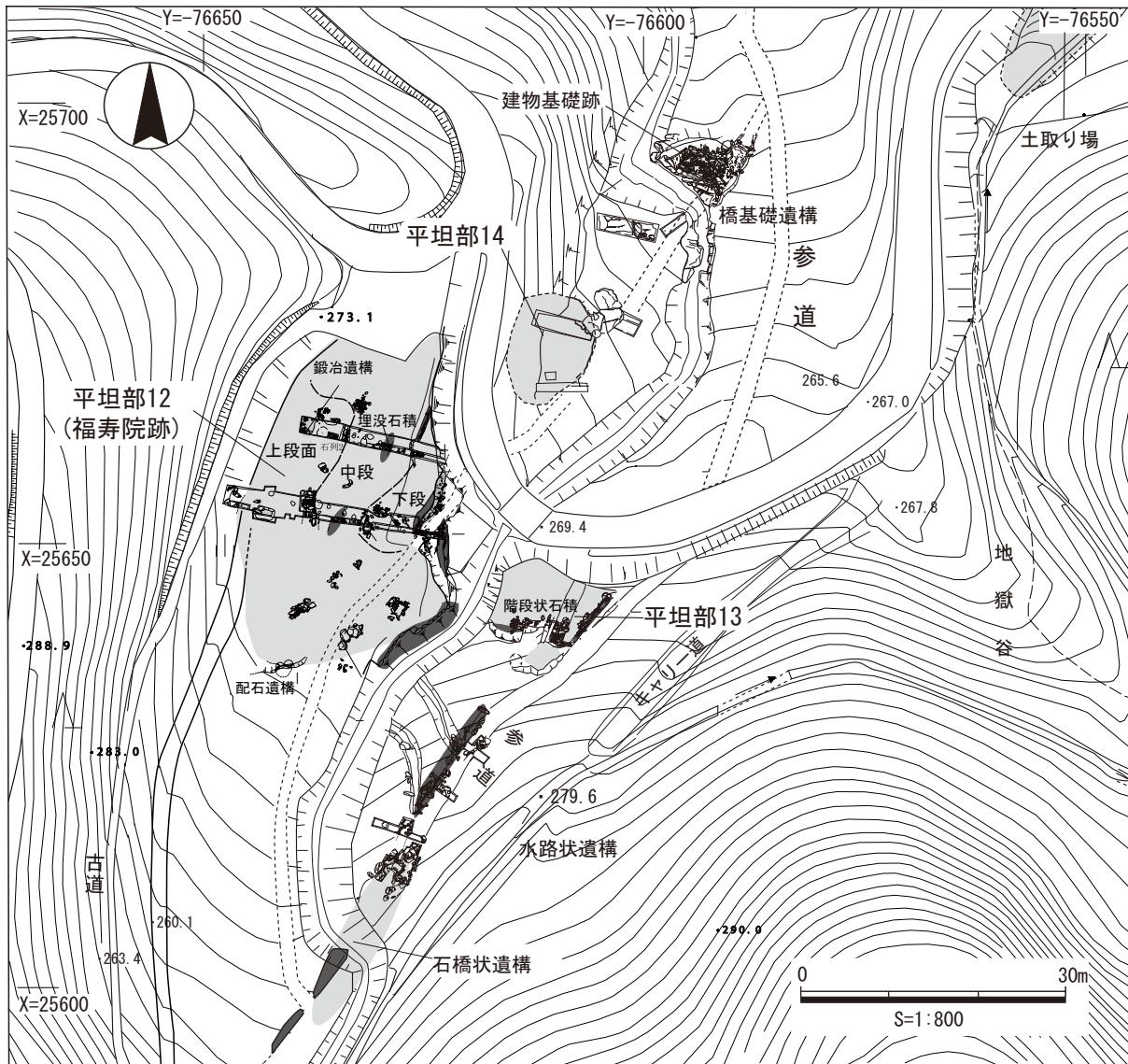


図15 北地区の主要遺構配置図

平坦部12（福寿院跡）は、平坦面が西から東へ大きく二度の造成により拡幅され、それぞれの境界に石積状遺構や石列等を設けた低い段差をもつ三つの面（上・中・下段面）で構成されていた。ここでは平坦部拡幅以前とみられる法面を検出し、埋没石積みとその下方には谷川の旧河道が確認されたことから、石積構築が寺構形成の初期段階に遡る可能性があることやその後の造成が、谷川流路の迂回を伴った大規模なものであったことが窺われた（第5次調査）。

平坦部12直下に位置する平坦部14は、林道の造成に伴って埋没したものと考えられ、調査によりその存在が確認された。ここでは、平坦部12では未検出であった青磁碗などの陶磁器が多数出土した。主要参道は、谷川を挟んで東側対岸上を通っており、平坦部12とほぼ同じ高さに平坦部13が確認され、道沿いに石積みが施されていたこと、参道から北地区へと入る分岐点に石積みを利用した小規模な基壇状遺構（建物基礎）を築き、谷川上には橋がかけられていたことなどが確認された（第10次調査）。

(2) 周縁部の調査 (図16・17、写真11～13)

周縁部とは、谷内部に凝縮された平坦部群が営まれている中心域に対し、古道や連絡道によってつながるやや離れた地点の平場を周縁としている。こうした地点には、土壘状の土盛りや柱穴、性格不明の遺構などを確認した。その中には大規模な土地の造成が想定されるものもあるが、所属時期が不明で、等妙寺との直接的な関係性については確証が得られていない。しかし、下銚子ヶ口しもちょうしがくち、不動谷などは、中心域との連絡や位置関係などの状況証拠から、重要な位置を占めていることは疑いなく、今後さらに調査を進める必要のある地点である。

① 下銚子ヶ口 (図16、写真11)

ガラク谷からの古道と連結する等妙寺尾根上の鞍部に位置するところである。等妙寺尾根には「市越街道」と呼ばれる古道が通っており、郭公岳へと続く峠道ともなっている。ここでは、鞍部の平坦面とその北東側のやや下がった位置に平坦部が築かれている。鞍部平坦面では、柱穴3基やピット、V字溝、それに伴う土壘状盛土遺構が確認された。

東北側の平坦部は主に削平によって形成され、東西幅20m、南北幅15mの規模を持つ。遺構は、性格不明の円形盛土遺構があり、盛土下部を土坑状に掘り窪め、その上に土盛りを行い、外周に幅60cmほどの周溝が確認された。遺物の出土はなかったが、東北側の平坦部



図16 下銚子ヶ口と不動谷の位置



写真11 下銚子ヶ口の調査状況（北から）



図17 不動谷平坦部主要遺構配置図

上では加工痕を残す砂岩や河原石などが確認された（第8次調査）。

② 不動谷（図16・17）

中心域の北地区より東側、「かご池」の谷上流に突き出た丘陵上に位置する。ここでは、起伏の緩やかな広い平坦部に、盛土状遺構や多数の溝状掘削痕が多数見られた。平坦面の中央部では、ピット4基、不定形土坑3基や焚火跡と見られる炭層などを検出した。また、平坦部の西端では、外形が幅約3m、長さ約5mの規模をもつ盛土状の性格不明遺構が確認されている（第8次調査）。

（3）参道・街道（峠道）・行場の調査

① 参道

中心域は、主要な坊院堂塔が建ち並んでいたと想定される範囲であるが、現等妙寺の位置にもかつて靈光庵があったと伝えられている。この中心域と庵とをつなぐ道が参道である。道幅はおよそ150～200cmで、法面に2～3段の石積みを部分的に施すなどの特徴がうかがわれる。文政2年（1819）の等妙寺「建立勸化帳」には、中心域へ至る参道を「奥の院道」と記載している。

② 街道（峠道）

永野市の市越から等妙寺尾根上に通って松野町豊岡や河内へと続く「市越街道」とよばれる峠道や中野川の市の又から鬼王峠を通り、松野町目黒や高月山へと至る「中野川越え」とよばれる道がある。こうした道は「街道」として伝わるように、かつて主要な経路として活用されていたもので、幅約200cmでよく整備された印象をもつ。また、道は土地境界となっていることが多く、道の把握は寺域を推測する上で重要である。

③ 行場の調査（写真12・13）

行場については伝承や記録は皆無で不明といわざるを得ないが、修験の三大要素とされる滝・洞窟・岩場を探索し、調査を行っている。滝は中野川本谷に「金剛滝」があり、洞窟は2カ所、岩場1カ所を確認している。このうち、洞窟についてはどちらも前庭部を築き、その法面に石積みを付すものであり、等妙寺との関連について示唆的である。

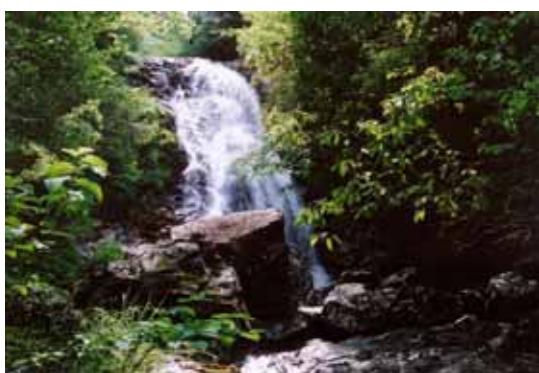


写真12 金剛滝（中野川）



写真13 洞窟2（中野川）

第5節 自然環境調査の成果

1. 地質調査

本報告は、平成21年度に実施された等妙寺旧境内地質調査委託業務により(株)四航コンサルタントが行った調査データをもとに、矢田部龍一監修のもと、鬼北町教育委員会が編集したものである。調査報告書データ一式は、鬼北町教育委員会が保管・管理している。

(1) 調査の目的

本調査は、地表踏査等により地質・地形状況や斜面・渓流の状況を把握して、史跡の適切な維持管理を図るための計画を立案するものである。調査は、地表踏査により地質、地形、地すべり、斜面や渓流の状況を調査し、その結果を整理し、史跡等妙寺旧境内の長期保全管理、防災管理、整備活用等の観点から、今後の対応策を検討する。

(2) 調査方法及び内容

【地質調査】

地表踏査及び地質図等により、地質や地層の状況を把握し、必要な場合は詳細な調査計画立案の基礎資料とする。

【地形調査】

地表踏査及び地図等により、地形の状況を把握し、潜在的な地すべり等に対する危険箇所の判定を行う。

【地すべり調査】

地表踏査により、地すべり地や地すべり跡地を把握し、その危険度についての判定を行い、必要な場合は概略の対策について検討する。

【斜面調査】

地表踏査や硬度試験により、斜面の状況を把握し、崩壊の危険度についての判定を行い、必要な場合は概略の対策について検討する。

【渓流調査】

地表踏査により、渓流の状況を把握し、渓流の保全対策について検討する。

上記の調査結果に基づき、問題となる現象の種類、規模、安定性、遺跡に対する影響等について整理し、特に平坦部や石積み等の遺構周辺において斜面崩壊や浸食、変状等を起こしやすい個所を抽出し、ランク分けし、遺跡への影響判定を行った。

(3) 調査結果

① 地 形

当地は、郭公岳（標高1010.1m）よりやや屈曲しながら北東に延びる尾根先（標高620m）から山麓部（標高200m）の間である。周辺山地の尾根は、尾根筋は細く緩傾斜を呈している。

山腹の斜面域は $30^{\circ} \sim 40^{\circ}$ と急傾斜をなすところが多く、傾斜遷急線（浸食前線）付近を頭部とする斜面崩壊の発生も多くみられる。また、地形図（S=1:25000）で等高線の乱れがみられるほど大規模な地すべりは認められないが、現地踏査で現等妙寺近くの凹状斜面に馬蹄形状をなす地すべり地形の存在が確認された。地形判読によれば、この地すべり地形付近にはリニアメントが読み取れることから、地質的な弱線が存在する可能性がある。

当地の谷筋は、地形の最大傾斜方向に刻まれた必従谷が卓越しており、調査地内の最も大きい谷筋も北方向に刻まれている。等妙寺旧境内は、この北向きの谷沿いに発達する緩斜面を利用して造られている。この谷部平坦面付近には、昭和30年代に林道が建設されており、その後林道を流下する表流水により平坦地に浸食などの被害が増加したようである。

② 地 質

当地は基盤岩として、四万十累層に属する泥岩優位砂岩頁岩互層が広く分布している。

表層地盤は、基盤岩を覆って表土・崖錐堆積物等の未固結堆積物（崩積土類）がみられるが、調査地内において特に大規模な分布は認められない。

以下、調査地付近の状況を地質別に述べる。なお、本文や平面図で使用する岩級区分は、土木工学社編（平成元年）：岩盤分類とその適用、（P-46）岩盤等級区分基準表による。

【基盤岩】（写真14～18）

林道の切土のり面や谷筋および尾根筋の一部に基盤岩の露頭がみられる。一部の露頭で砂岩頁岩互層がみられる程度で、主に頁岩からシルト岩が主体をなす。露頭での岩質状態は、風化が進行する軟質（D～CL級岩）な岩盤が多くみられる。層理面の走向・傾斜は概ね東西走向で、北落ちを呈し、北向き斜面に対しては流れ盤構造となる。



写真14 基盤岩露頭（頁岩からシルト岩）

風化の程度は比較的弱く、硬質な岩盤である。亀裂間隔は10～20cm程度で発達し、ハンマー打撃でやや反発する（CM級岩）。層理面の走向・傾斜はN22° E・36° N。



写真15 基盤岩露頭（頁岩からシルト岩）

風化が進行し、亀裂が数cm間隔で発達し、ハンマー打撃により容易にくずすことができる（D～CL級岩）。岩芯（CM級岩）が枕状に残る。この部分が崩積土内に混入すれば、円礫状にみえる。層理面の走向・傾斜はN6° E・38° N。



【崩積土】(写真 19・20)

当地では比較的基盤岩の分布深度は浅く、崩積土は表層に約 1 ~ 2 m程度の厚さで分布するところが多い。

土質的には、岩塊混じり粘土質砂礫からなる。礫は硬軟が入り混じった頁岩を主とするもので、 ϕ 数 cm ~ 数 10cm 程度の亜角から亜円礫が主体となる。マトリックスに赤茶色を呈する粘土分を多く混入する。表層付近の堆積状況はルーズで、急斜面域では表層崩壊が発生しやすい状況にある。



写真 19 崩積土露頭

粘土質砂礫よりなる。泥岩の転石が点在する。マトリックスには風化粘土状の赤茶色のシルト質砂が充填する。



写真 20 崩積土露頭

粘土質砂礫。構成礫は円礫状であるが、現地性の風化礫である。

③ 危険箇所および保全箇所について

【斜面変状の分類】（図18）

地表踏査の結果から踏査平面図を作成した。踏査平面図に示すように、調査地内には危険箇所として、斜面変状（表層崩壊や地すべりブロック）の存在が確認された。今回発生が認められた斜面変状は、次のようなタイプに分類される。

- ・タイプI-1 雨水の浸透や立木の揺れによる崩積土すべり
- ・タイプI-2 雨水の浸透や立木の揺れによる崩積土と基盤岩との境界すべり
(一部基盤岩上部を巻込む)
- ・タイプII 浸食による表層崩壊
- ・タイプIII 地すべり

崩壊タイプ	形 状	崩壊タイプ	形 状
表層崩壊 タイプI-1 (崩積土すべり)		表層崩壊 タイプII (浸食による崩壊)	
表層崩壊 タイプI-2 (崩積土と基盤岩 との境界すべり、 一部基盤岩上部 を巻き込む)		地すべり タイプIII (地すべり)	

図18 斜面変状タイプ分類図

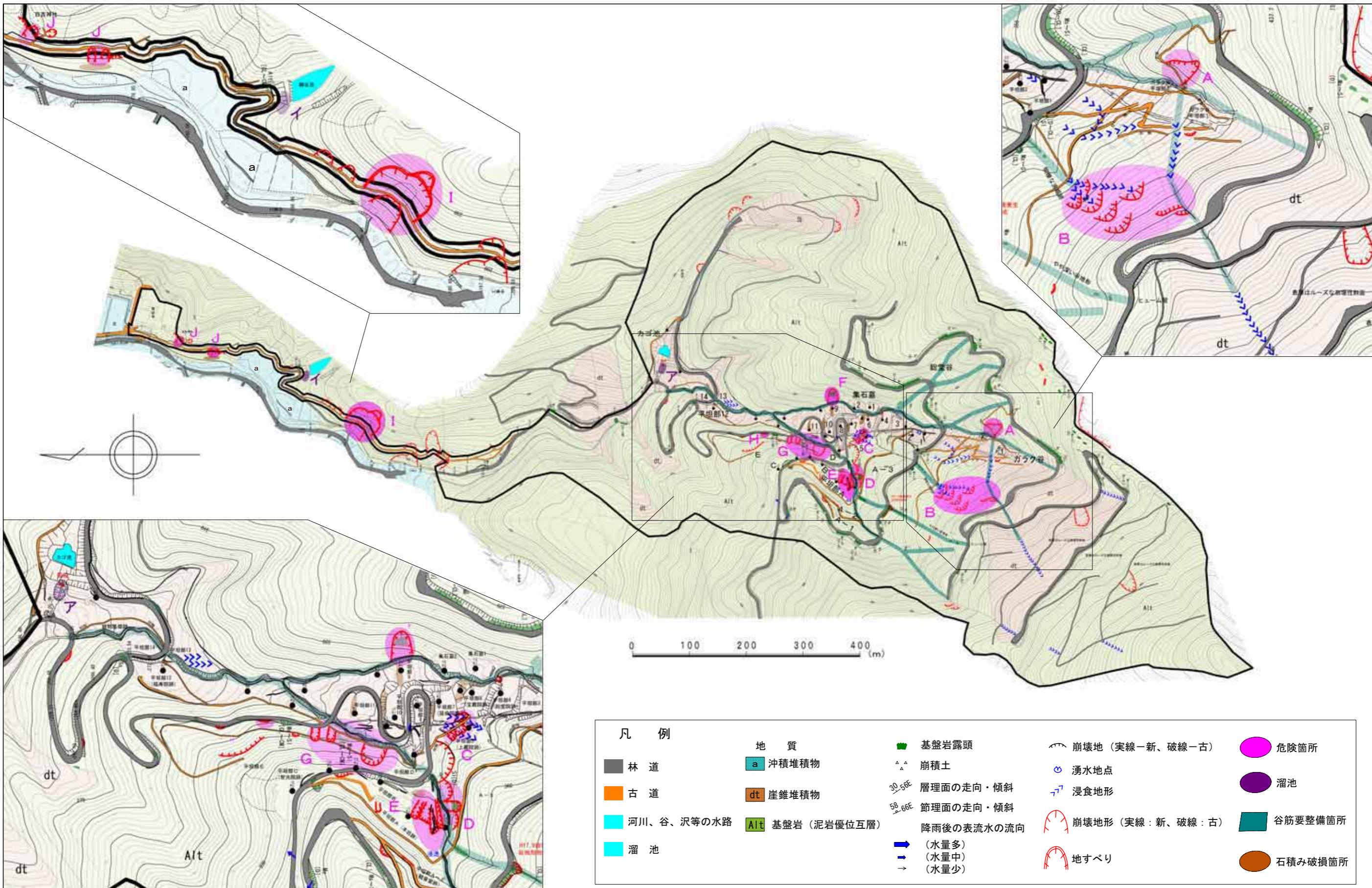


図19 地質調査踏査平面図

【危険箇所および保全箇所について】（図19、表7～10）

台風直後の現地確認の結果、当地の表流水は、元々の谷筋を流下する水と、林道建設後に林道から下方斜面へ供給された水が、本来の谷筋ではない新しい水ミチを形成して流下する水があることが確認された。これら表流水の供給が斜面、旧境内や古道の変状発生の主誘因の一つであると考えられ、その処理が重要となってくる。

等妙寺旧境内や古道を保全対象とし防災管理や整備活用を考えた場合、危険箇所や保全対象箇所として以下の項目が抽出される。また、危険箇所一覧を表7～10にまとめて示した。

・表流水関係（現林道）（表8）

斜面、平坦部等の遺構や古道の変状発生の主誘因の一つである現林道の表流水の処理（水路や暗渠の整備）が重要となる。

・斜面崩壊・地すべり（表7）

平面図に示すA～J地点において、平坦地や道など保全対象とする遺構に影響する斜面崩壊や地すべりが発生している。最近では、平成17年9月の台風襲来時に平坦面上方の谷筋に崩壊が発生している。

・溜池（表9）

調査地内には2箇所に溜池（平面図ア：カゴ池、イ：柳谷池）があるが、いずれの溜池においても堤体に湧水等の変状が認められ、早急に改修が必要である。

・石積みの破損（表10）

各平坦部のり面や古道沿いの石積みが一部破損している。それらの多くは、この場所が遺跡と認定される以前に、木材搬出を行う際の木馬引きで石積みなどの上を滑らせたことや林道および作業道の造成時に人為的に崩されたものである。石積みの原形が不明なことや石積み自体の調査があまりなされていないため、原形復旧については検討を要するが、現状保存を原則として整備を行っていく必要がある。

（4）対策工案

地表踏査の結果明らかになった危険箇所や保全箇所について、安定度や重要性等から総合評価し、現時点で考えられる工法を表に整理した。安定度については、目視により現状の安定性を以下のように評価した。

・安定度 低：危険性が大で、緊急性が高い



・安定度 高：危険性が小で、緊急性が低い

総合評価は、安定度や保全対象の重要性等から以下のように評価した。

- ・評価 A：安全度が低く、保全対象に対する影響が大きい
石積みの整備は安定度に関係なく Aとした
- ・評価 C：安定度が高い、あるいは保全対象に対する影響が小さい

対策工を選定するに当たっては、対象となる斜面の地形、地質などから崩壊の要因と崩壊の形態を想定し、安定性、耐久性、施工性、周囲の環境との調和などを十分考慮して、有効適切な工法を選定しなければならない。斜面変状に関しては、表 5・6 に示す法面保護工や地すべり対策工が一般的である。

以下に、前項で抽出した危険箇所や保全対象箇所に対して、適切であると考える対策工について述べる。

① 表流水関係（表 8）

当地における対策工は、まず斜面の安定度や保全対象物への浸食等へ大きな影響を及ぼす表流水の処理が重要である。各谷筋の水路工を整備すると共に、林道沿いの排水路工の整備、特に流出土砂の堆積による溢水を防止する必要がある。現状の谷や水ミチでは豪雨時の表流水に対し断面不足となっており、適切な河積断面の確保と護岸整備が必要となる。護岸整備については、景観を考慮し、多自然型護岸工（巨石積工）が妥当と考える。

なお、水路全区間を整備するためには多大な費用が必要となる。区間の優先順位をつけるなら、最優先区間として平坦地 1（標高 370 m）～平坦地 11（標高 300 m）間があげられる。

② 斜面崩壊（図 20・21、写真 21）

斜面崩壊に対する対策工は様々な工法があり、地形・地質・崩壊形態等に基づき適切な工法を選定する必要がある。当地の崩壊は、崩壊深度が比較的浅いことや斜面の傾斜が急であるが特徴である。樹木の伐採や地形変換を出来るだけ少なく（森林土壤を除去しない）し残土処理しないこと、景観等を考慮した工法が望まれ、ノンフレーム工法のような自然環境を損なわない斜面安定工による対応が妥当と判断する。また、平坦地のり面に対する浸食のような斜面高が限られている崩壊や一部待受け式が採用できる斜面に対しては、擁壁タイプの対策工が適当である。景観や施工性を考えれば、カゴ枠による対応が妥当である。

地すべりに対しては、現時点では規模や活動度が不明であるが、地形要素から判断すればアンカー工による対応が考えられる。

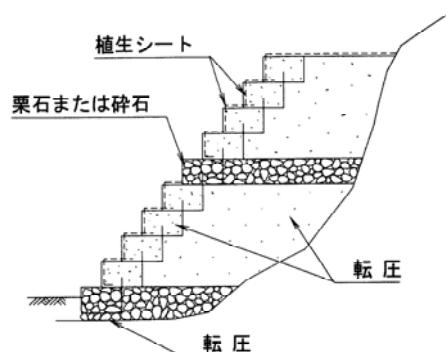


図 20 カゴ枠工法概略図

表5 法面保護工の主な工種と目的

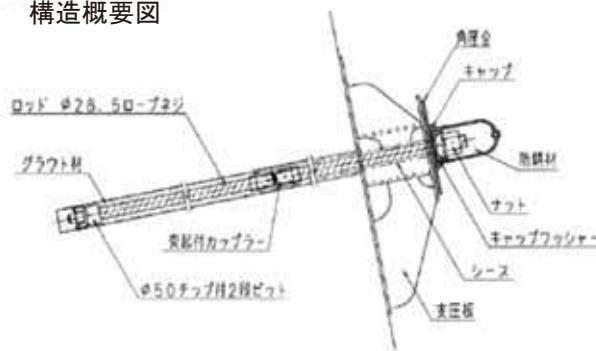
分類	工種	目的
のり面緑化工 (植生工)	種子散布工 客土吹付工 植生基材吹付工 植生シート工 植生マット工	浸食防止、凍上崩落抑制、植生による早期全面被覆
	植生筋工	盛土で植生を筋状に成立させることによる浸食防止、植物の侵入・定着の促進
	植生土のう工 植生基材注入工	植生基盤の設置による植生の早期生育 厚い生育基盤の長期間安定確保
	張芝工	芝の全面張り付けによる浸食防止、凍上崩落抑制、植生による早期全面被覆
	筋芝工	盛土で芝の筋状張り付けによる浸食防止、植物の侵入・定着の促進
	植栽工	樹木や草花による良好な景観の形成
	苗木設置吹付工	早期全面被覆と樹木等の生育による良好な景観の形成
	金網張工 繊維ネット張工	生育基盤の保持や流下水によるのり面表層部のはく落の防止
	柵工 じやかご工	のり面表層部の浸食や湧水による土砂流出の抑制
	プレキャスト枠工 モルタル・コンクリート吹付工 石張工	中詰の保持と浸食防止 風化、浸食、表流水の浸透防止
構造物工	コンクリート張工 吹付け工 現場打ちコンクリート枠工	のり面表層部の崩落防止、多少の土圧を受ける恐れのある箇所の土留め、岩盤はく落防止
	石積、ブロック積擁壁工 かご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 連続長繊維補強土工	ある程度の土圧に対抗して崩壊を防止
	地山補強土工 グラウンドアンカー工 杭工	すべり土塊の滑動力に対抗して崩壊を防止

表6 地すべり対策工の分類

分類	工種
	地表水排除工（水路工、浸透防止工）
抑制工	地下水排除工 （浅層地下水排除工 （暗渠工、明暗渠工、横ボーリング工） 深層地下水排除工 （集水井工、排水トンネル工、横ボーリング工）
	地下水遮断工（薬液注入工、地下遮水壁工）
	排土工
	押え盛土工
	河川構造物（堰堤工、床固工、水制工、護岸工）
抑止工	杭工（鋼管杭工等）
	シャフト工（深堀工等）
	グラウンドアンカーエ

※(社)日本道路協会 2009『道路土工 切土工・斜面安定工指針』を転載・一部改変

構造概要図



標準配置図（例）

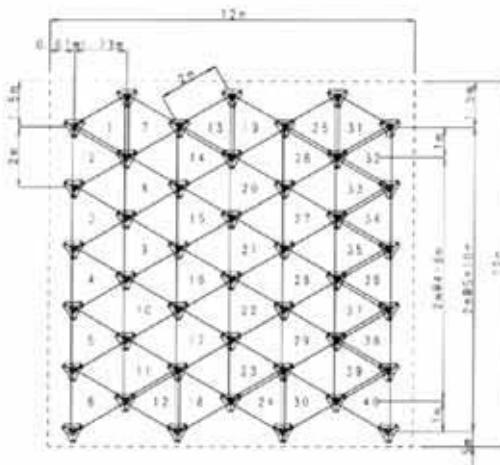


図21 ノンフレーム工法構造概要図（左）
および標準配置図（右）

写真21 ノンフレーム工法実用例

※出典：ノンフレーム工法研究会 HP

③ 溝 池

溝池堤体の変状（湧水等）に関しては、より詳細な地質調査を実施し、適切な改修計画の設計・施工策定が必要である。

④ 石積みの破損

平坦部のり面や古道沿いの石積みの一部が破損している。原形復旧のための石の積直しに際しては、積方などの学術的な調査が必要となる。また、地盤の安定性など、より詳細な地質調査を実施し、適切な改修計画の設計・施工策定が必要である。

（5）今後の調査

対策工が必要であるとした箇所については、今後より詳細な地質調査を実施し、その調査結果に基づいてそれぞれの対策工の具体的な内容について検討していくことが必要である。図19に今後の調査の流れをまとめる。

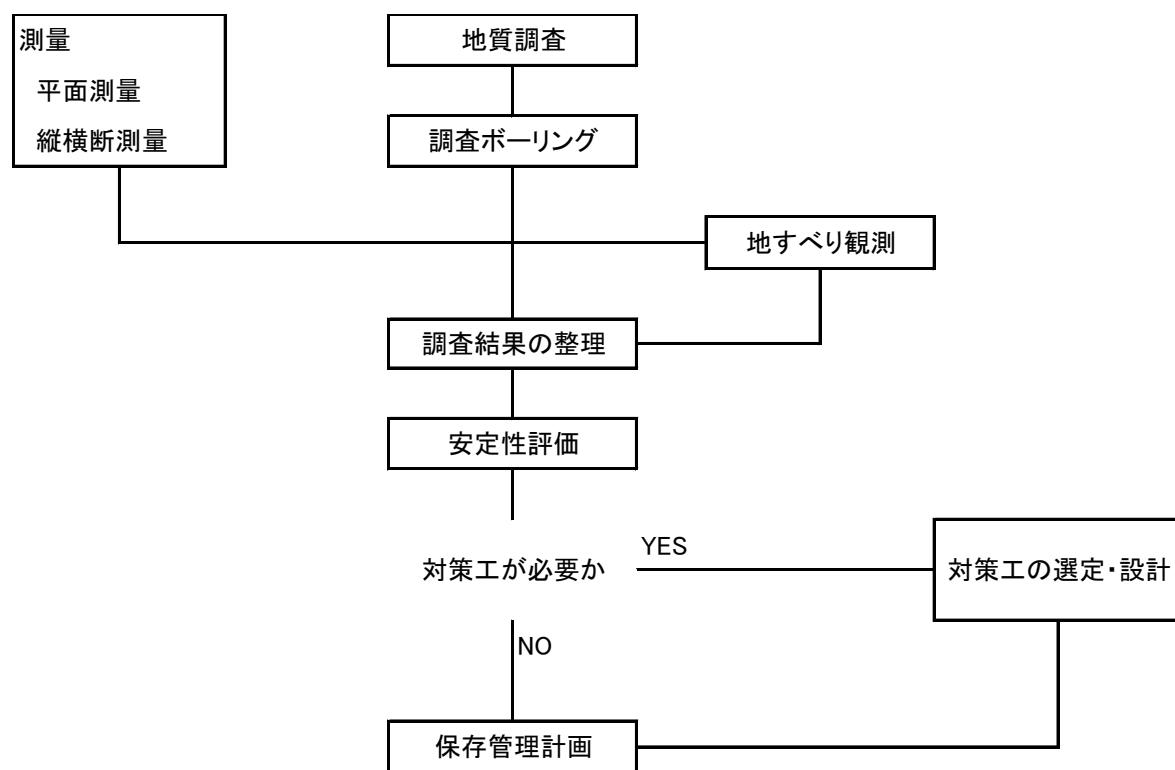


図22 調査のフロー

表7 危険箇所一覧表（地すべり・斜面崩落）

箇所	標準断面	崩壊タイプ	規模	崩壊機構	安定度	写真
A		表層崩壊 タイプI-1 (崩積土すべり)	L=5~30m W=20m d=1.5m	雨水浸透 立木の屈れ	傾斜邊急線を頭部とする薄い表層崩壊。斜面表層は非常にルーズであるが、直ちに大きく崩壊する可能性は低い。崩落土砂が若干ガラク谷へ達している。 中腹に山道が通過している。 安定度:中	
		総合評価	概略工法			
		C	ノンフレーム工法 350m ²			
B		表層崩壊 タイプI-1 (崩積土すべり)	L=15~20m W=20m d=1.5m	林道からの雨水 浸透	傾斜邊急線を頭部とする薄い表層崩壊。直ちに大きく崩壊する可能性は低い。崩落土砂が谷や道路を埋める危険性がある。 平坦地までは距離がある。	
		総合評価	概略工法			
		C	鋼製枠工+基		安定度:中 水路整備により安定度は増す	
C		表層崩壊 タイプII (浸食による崩壊)	L=5~10m W=8m d=1.5m	後背斜面からの 雨水浸透	平坦部5のり面の表層崩壊。 崩壊部の背面には、ガリ浸食跡が見られる。 今後、豪雨時には崩壊が進展する可能性が高い。	
		総合評価	概略工法			
		A	カゴ枠工20m		安定度:低 保全対象としては重要度	
D		表層崩壊 タイプI-2 (崩積土と基盤岩との境界すべり、一部基盤岩上部を巻込む)	L=10m W=20m d=1.5m	雨水浸透 立木の屈れ	崩積土と基盤岩との境界付近をすべり面とする薄い表層崩壊。 豪雨時には崩壊が進展する可能性が高いが、崩壊面には基盤岩がみられ、大規模な崩壊につながる可能性は小さい。 崩落土砂が谷部を埋める危険性がある。	
		総合評価	概略工法			
		B	ノンフレーム工 400m ²		安定度:低	
E		表層崩壊 タイプII (浸食による崩壊)	L=10m W=3.5m d=2m	後背斜面からの 雨水浸透	平坦部Bのり面の表層崩壊。 直ちに大きく崩壊する可能性は低い。	
		総合評価	概略工法			
		B	ノンフレーム工 400m ²		安定度:中 保全対象としては重要度	
F		表層崩壊 タイプI-2 (崩積土と基盤岩との境界すべり、一部基盤岩上部を巻込む)	L=15m W=15m d=1.5m	雨水浸透・立木 の屈れ	崩積土と基盤岩との境界付近をすべり面とする薄い表層崩壊。 豪雨時には崩壊が進展する可能性が高い。 崩落土砂が谷部を埋める危険性あり。	
		総合評価	概略工法			
		B	ノンフレーム工 225m ²		安定度:低	

総合評価[A(緊急性、危険性大、重要度高) - C(緊急性、危険性小、重要度低)]

箇所	標準断面	崩壊タイプ	規模	崩壊機構	安定度	写真
G		表層崩壊 タイプI-1 (崩積土すべり)	L=20m W=10, 10, 20m d=0.5~1.0m 3カ所	後背斜面からの 雨水浸透	薄い表層崩壊 豪雨時には崩壊が進展する可能性が高い。 崩壊頭部付近の古道は崩壊により寸断されている。	
		総合評価		概略工法	安定度:中 古道復旧を考えれば重要度大	
H		表層崩壊 タイプI-2 (崩積土と基盤岩との境界すべり、一部基盤岩上部を巻込む)	L=15m W=10m d=2m	後背斜面からの 雨水浸透	崩積土と基盤岩との境界付近をすべり面とする薄い表層崩壊。豪雨時には崩壊が進展する可能性が高いが、崩壊面には基盤岩がみられ、大規模な崩壊につながる可能性は小。 頭部付近が不安定であることと、中腹に堆積している崩落土砂が若干林道へ達する危険性がある。	
		総合評価		概略工法	安定度:中	
I		地すべり タイプIII (地すべり)	L=40m W=60m d=10m	集水地形 地質的弱線(リニアメント)の存在	尾根直下の急崖部が頭部滑落崖で、末端は古道付近である。地形的に明瞭な馬蹄形をなす。古木は大きく傾倒しているが、樹齢20~30年の植林に根曲がりが少ないとや、古道に変状が現れていないことから、現状の活動性は低い可能性がある。	
		総合評価		概略工法	安定度:中	
J		表層崩壊 タイプI-1 (崩積土すべり)	L=15m+ W=15m+ d=1.5m, L=10m+ W=5m+ d=1m, 2カ所	雨水浸透・立木の揺れ	傾斜連続線を頭部とする薄い表層崩壊。 直ちに大きく崩壊する可能性は低いが、崩壊頭部の背面平坦地(離隔約4m)に現等妙寺本堂があり、小規模な進展でも影響がでる。	
		総合評価		概略工法	安定度:中	
A (本堂裏) B (古道沿い)		A (本堂裏) B (古道沿い)		ノンフレーム工法 500m ²		

総合評価[A(緊急性、危険性大、重要度高)～C(緊急性、危険性小、重要度低)]

表8 危険箇所一覧表（水路）

箇所	標準断面	延長	記事	総合評価	概略工法
上流部		3000m	水理計算により現水路断面が小さい場合、水路の拡幅が必要となる。 水路と林道の交差地点では、崩落土砂等の堆積による排水機能低下が懸念されるため、適切な対応が望まれる。 優先区間として平坦地1(標高370m)～平坦地11(標高300m)間があげられる。	A	水路整備 (巨石張工) 6000m ²
下流部		350m	水理計算により現水路断面が小さい場合、水路の拡幅が必要となる。 水路と林道の交差地点では、崩落土砂等の堆積による排水機能低下が懸念されるため、適切な対応が望まれる。	A	水路整備 (巨石張工) 700m ²

総合評価[A(緊急性、危険性大、重要度高)～C(緊急性、危険性小、重要度低)]

表9 危険箇所一覧表（溜池）

箇所	現況		安定度	総合評価	概略工法
ア		(カゴ池)	堤体の内部が浸食され、一部中空となっている 安定度：低	A	堤体改修
イ		柳谷池	堤体の中腹より多量の湧水が認められる 安定度：低	A	堤体改修

総合評価[A(緊急性、危険性大、重要度高)－C(緊急性、危険性小、重要度低)]

表10 石積み破損箇所一覧

主な破損箇所	
平坦部 4 : 2 × 2m、2 × 15m、	平坦部 6 : 3 × 1m、2 × 2m、7 × 2m、3 × 2m、
平坦部 7 : 部分的、	平坦部 9 : 4 × 5m、4 × 5m、
平坦部 10 : 2 × 2m、	平坦部 11 : 原形不明、
平坦部 12 : 部分的	平坦部 A : 部分的、
平坦部 B : 部分的・原形不明、	平坦部 C : 12 × 1m、
平坦部 D : 5 × 0.5m	平坦部 E : 部分的
ガラク谷平坦部① : 原形不明、	平坦部 F : 部分的
平坦部② : 原形不明	現等妙寺付近参道沿い : 原形不明、部分的
総合評価 A 保全が必要	
総合評価 [A (緊急性、危険性大、重要度高) – C (緊急性、危険性小、重要度低)]	
主な石積み写真	
平坦部 6	平坦部 9
平坦部 B	参道沿い石積み

2. 植生調査

本報告は、平成20・21年度に実施された等妙寺旧境内植生調査委託業務により(株)四航コンサルタントがおこなった調査データおよび愛媛大学農学部森林環境制御研究室(江崎研究室)の調査研究成果をもとに、江崎次夫の監修のもとで鬼北町教育委員会が編集したものである。調査報告書類データ一式は、鬼北町教育委員会が保管・管理している。

(1) 調査の目的

等妙寺旧境内は、現況でスギ・ヒノキ植林が大部分を占めるほか、竹林、クヌギ植林、シキミ植林など、ほとんどが人為的介入の多い植林地となっている。植生の現状を把握し、等妙寺旧境内の立地特性や植生遷移の検討をするとともに、防災、史跡保存、公開活用に伴う安全性の確保などの観点から、適切な植生管理や森林整備の方向性について検討することを目的に調査を行った。

(2) 調査方法および内容

業務委託による調査は、植物相調査、植生調査、文献資料の収集・整理を主として行った。植物相調査では、史跡地内を踏査して生育するシダ植物以上の高等植物や貴重種について記録し、植物リストや貴重種分布位置図を作成した。また、遺構の保全に対し、影響を及ぼしている、あるいはその可能性のある樹木を網羅的に把握するため、危険木・障害木についての分布図を作成した。植生調査では、植生の分布状況を写真判読等により把握した上で現地確認し、植生区分を行った。また、各群落の典型的な地点において方形区を設定し、植物社会学的手法(コドラート調査)による群落調査を行った。最終的に、群落調査結果により決定した群落名を反映させた植生図を作成した。

愛媛大学農学部森林環境制御研究室による調査では、森林内で土壌調査、林床の相対照度、土壌の浸透能および立木の形状比を測定した。この調査結果に基づき、等妙寺旧境内の史跡の保存と活用の視点から、指定範囲内の森林整備の方向について江崎次夫が言及した。

以下、まず、業務委託による調査結果(I)を報告した後、愛媛大学農学部森林環境制御研究室による調査結果(II)について報告する。これらの調査結果に基づき、植生管理方針および方法を示すこととする。

(3) 調査結果報告 I

① 植物相調査

【植物種の現況】

調査域の植物は、常緑広葉樹林を主とする暖温帯に属する。秋季調査では116科449種、冬季調査では93科270種、春季調査111科439種、夏季調査では116科478種を確認した。全季を含めると、129科637種を確認した。地域特性としては、ナチシダ、サザンカ、カンコノキ、カギカズラ、ホウロクイチゴなどの暖温帯の構成種のほか、サカキ、シキミ、ウスゲクロモジ、センブリ、オソツツジ、クロバイ、ハイノキなどがあげられる。特徴として、

シカの食害の影響をかなり受けっていて、シカの好きなイヌツグ、ヒサカキ、ヤブツバキ、リョウブ、スギなどの食害が著しかった。逆に、シカの食べないタケニグサ、イワヒメワラビ、マツカゼソウ、ダンドボロギクなどは分布を拡大していた。

【貴重植物・有用植物】

確認された貴重種は、表11に示すとおりである。有用植物については、食用、薬用、用途価値の高いものを中心に選定した。また、万葉集等に取り上げられている植物についても抽出し、資料編植物リスト（鬼北町教育委員会保管）に表示している。

食用植物は、実食用としてイチョウ（銀杏）、イヌマキ、カヤ、ヤマモモ、オニグルミ、クリなど約30種、葉・茎食用としてゼンマイ、ワラビ、スギナ（ツクシ）など約40種、根系食用としてクズ、ヤマノイモ等、喫茶に利用されるものにチャノキ、アケビ、ミツバアケビ、ドクダミ、スイカズラ等があり、薬用植物は127種以上を確認した。有毒植物は、シキミ、タケニグサ、ネジキ、アセビ、エゴノキ、キヨウチクトウ、アサガオ、ヒガンバナなど8種以上を確認した。そのほか、利用のある植物として、ウラジロ、アカマツ、スギ、ヒノキ、アラカシ、ヒメコウゾなど約30種がある。宗教施設等に多い植物、特に京都の古い寺院との共通種について、京都の鞍馬山に分布する植物と共に通種は101科398種で、全体確認種637種の62%であった。なお、万葉の植物は、ワラビ、ノキシノブ、モミ、アカマツ、スギ、ヒノキ、クリ、クヌギ、コナラ、エノキ、ヒメコウゾ、イヌビワなど59種であった。

表11 貴重植物と選定基準

種名	選定基準			
	①	②	③	④
ヒメウラジロ	—	VU	VU	貴重
オオバノハチジョウシダ	—	—	—	貴重
ウドカズラ	—	—	VU	—
ホウライカズラ	—	—	VU	—
クルマバアカネ	—	—	NT	—
トサムラサキ	—	VU	VU	—
チャボホトトギス	—	—	VU	貴重
センダイスゲ	—	—	DD	—
フウラン	—	VU	VU	—
合計	0種	3種	8種	3種

※貴重種選定基準

- ①「文化財保護法」（法律第214号 1950）等により指定されているもの
- ②「レッドリストの見直し（植物 I 継管束植物）」（環境省 2007）
VU:絶滅危惧 II 類
- ③「愛媛県のレッドデータブック～愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物～」（愛媛県 2003）
VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
- ④「自然環境保全調査 緑の国勢調査貴重植物」（環境庁 1976）
貴重:四国地方101種

【外来種】

外来種の内、特定外来種は確認されなかったが、要注意外来生物は、ムラサキカタバミ、シチヘンゲ（ランタナ）、アメリカセンダングサ、コセンダングサ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、セイタカアワダチソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、メリケンカルカヤの10種が分布している他、52種の外来種が分布していた。その内、ダンドボロギクは、遺構敷地の伐採跡地での拡大が目立った。

【遺構周辺の現況】

主要な平坦部にて確認された植物種は、67科165種であった。平坦部は日当たりの良い草地となっており、タケニグサ、ダンドボロギク等の伐採跡地に繁茂がみられる植物種が多くみられた。

② 植生調査

【群落分布状況】（図23）

史跡地内の大部分はスギ・ヒノキ植林で被われていて、自然性の高いツブラジイ群落は、社叢林及び稜線付近に、川沿いの表土の浅い所には、アラカシ群落が見られた。また、尾根筋の一部では、シキミーモミ群落やオンツツジーアカマツ群落が僅かに分布していた。土地利用されていたところは、アカメガシワータラノキ群落、ススキ群落、伐採跡地群落、竹林、クヌギ植林、クリ園、シキミ植林などが見られた。以上の現況について植生図にまとめた。

③ 危険木および障害木の調査（図24・25）

主要な遺構が分布する地区において、危険木および障害木についての調査を行った。危険木については、二股木や侵食等による浮き根、病害に犯されて根腐れしているもの等、倒木や枝折れなどの危険性が高いものを対象とした。障害木は、史跡の保護・保存上で障害となると考えられる樹木で、遺構に対して影響を及ぼしている、あるいは及ぼす可能性のあるものをチェックした。

i. ガラク谷

ガラク谷では、崖錐が厚く堆積し、下部には湧水がみられ不安定で危険な斜面であった。現況でスギ・ヒノキ植林となっており、広範囲において土壤浸食が認められ、遺構に対する影響が甚大である。危険木としては、浸食のため浮き根状態になったスギが確認された。遺構保全のためには、浸食を食い止めるよう危険木・障害木に対する早急な対策を講じる必要がある。また、ここでは「ガラクの大杉」と呼ばれる巨樹の切株が残されている。遺構の最上部付近、斜面方位N 15° W、傾斜25～30°の崖錐に位置している。切株直径は約250cmで、10cm幅内の年輪を計測したところ58年であった。この切株の上部直近には、樹高16m、直径60cm程のスギの大木が生育しており、「ガラクの大杉」（切株）に代わる次世代のスギ大

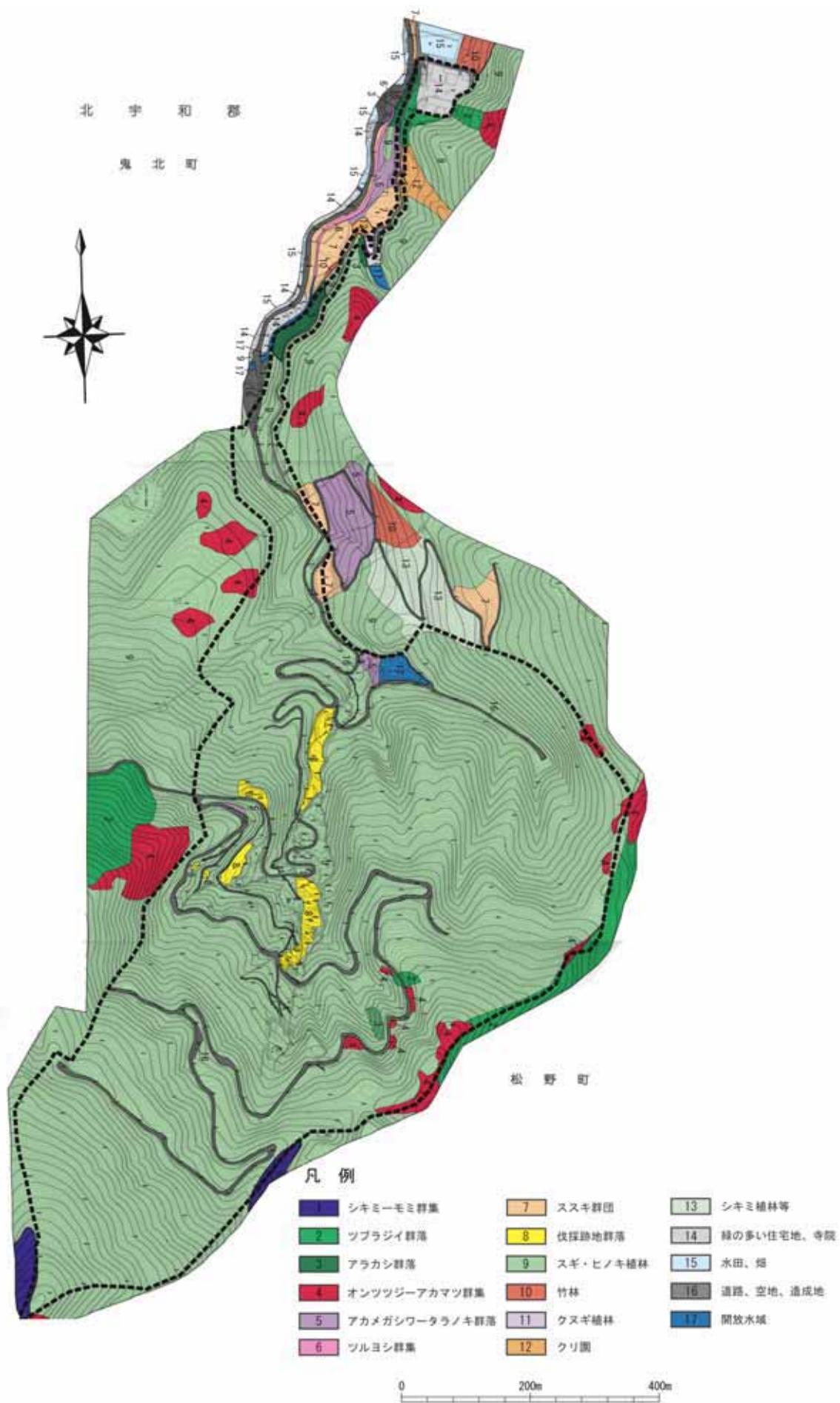


図23 現況植生図

木として保全が適切であると考えられる。

「ガラクの大杉」は、樹齢にして約700年は経過しているものとみられ、等妙寺の創建期の頃からの歴史を刻む切株として非常に貴重なものである。したがって、樹脂で固める等の処置を施し、断片でも後世に残すべきものと考える。また、石碑等で位置を標示し、記録する事が大切であろう。



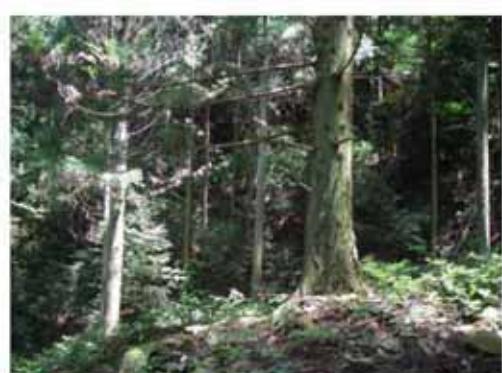
斜面下側から撮影
撮影年月日：平成21年4月23日



斜面横側から撮影
撮影年月日：平成21年4月23日



切り株の年輪
撮影年月日：平成21年4月23日



切り株上部のスギ大木
撮影年月日：平成21年7月14日

写真22 「ガラクの大杉」の現況

ii . 平坦部4（総堂院跡）

平坦部4（総堂院跡）は崖錐直上の上部平坦部で、発掘調査に伴ってほぼ伐採されているが、平坦部の外縁に10数本のスギが残されている。これらのうち、危険木としては、二股となるスギがみられた。また、地下遺構に影響を与える恐れのある障害木が平坦部外縁に10数本確認される。

iii . 平坦部5（上蔵院跡）

平坦部5（上蔵院跡）は、上部崖錐上の平坦部で、伐採およびシカの食害のためタケニグサ、マツカゼソウ等の草地となっていた。危険木は根からの腐朽が進みつつあるスギと、風により折れやすくなっている二股木および先端折れのヒノキが確認された。

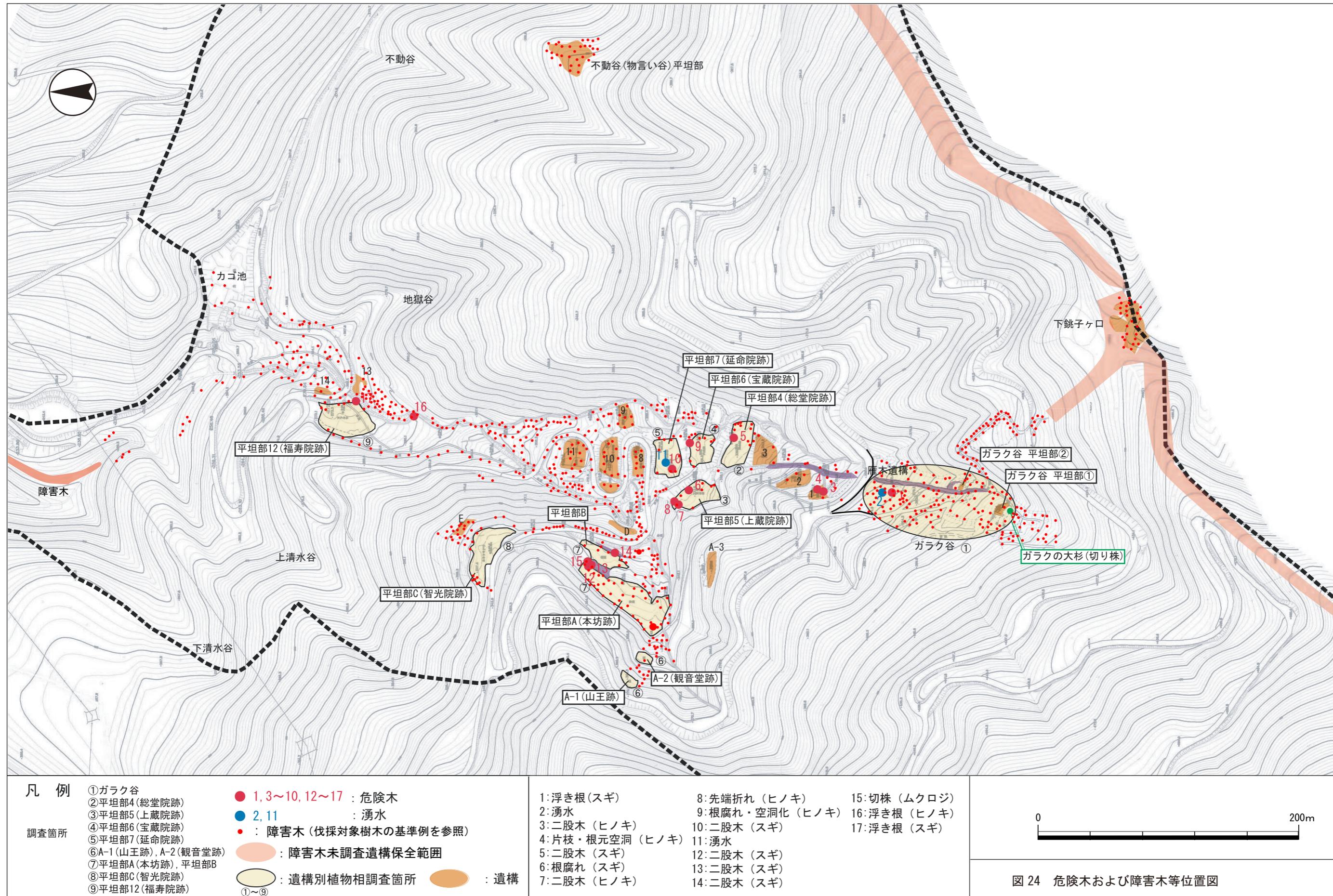


図24 危険木および障害木等位置図

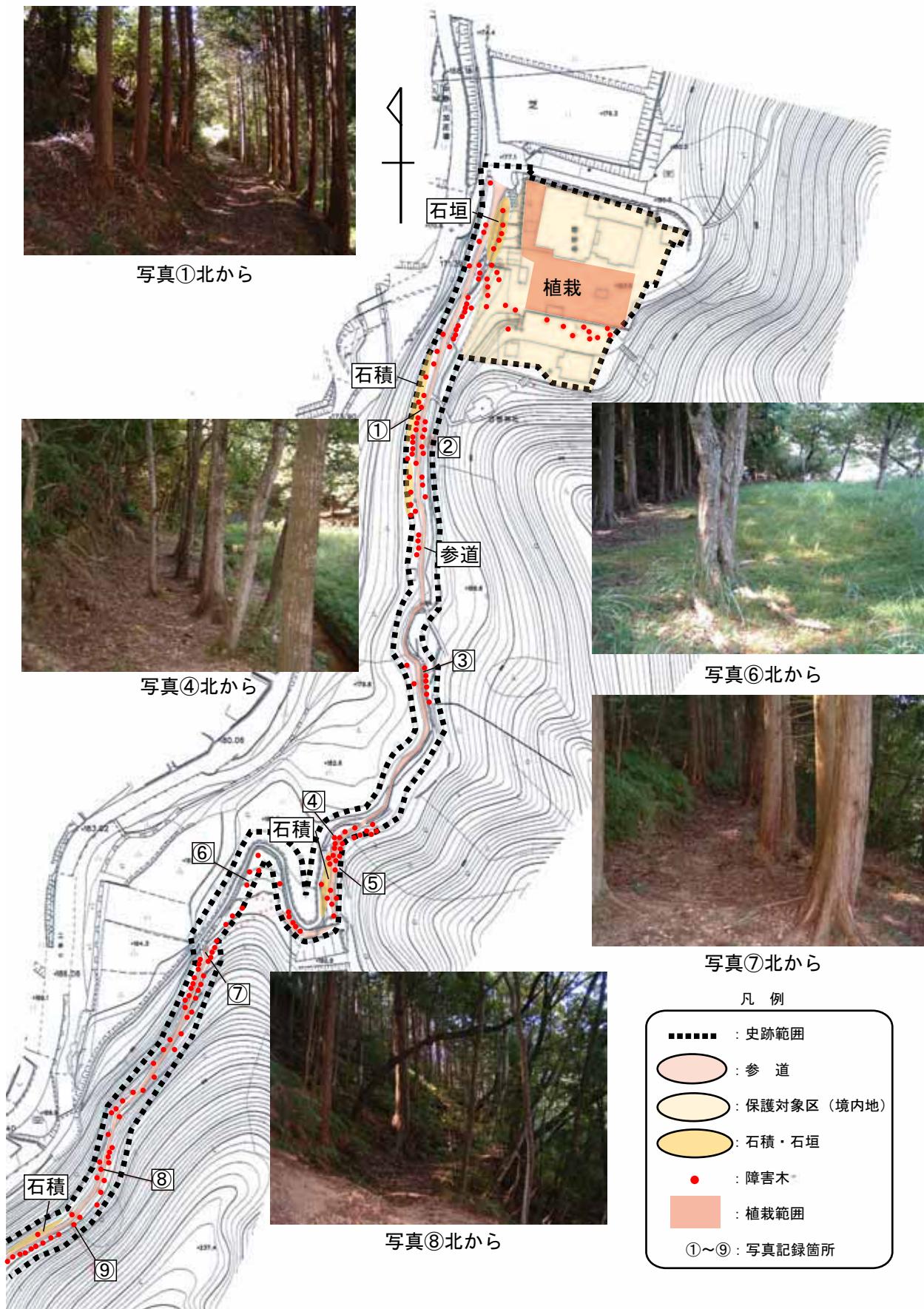


図25 障害木位置図

iv . 平坦部 6（宝蔵院跡）

平坦部 6（宝蔵院跡）は中部崖錐上の平坦面で発掘調査に伴ってほぼ伐採されているが、平坦部の外縁に 10 数本のスギが残されている。シカの食害のためタケニグサ、ヘビイチゴ、ダンドボロギク等によって構成される。危険木は根元からの腐朽が進み、倒木し易くなっているヒノキが確認された。

v . 平坦部 7（延命院跡）

平坦部 7（延命院跡）は下部崖錐上の平坦部で、ここも発掘調査に伴ってほぼ伐採されているが、平坦部の外縁に 5～6 本のスギが残されている。シカの食害のためタケニグサ、ヘビイチゴ、マツカゼソウ、ダンドボロギク、ヤマカモジグサ等が確認された。湧水もみられ、イボクサ、コケオトギリ、コウガイゼキショウ等の湿地にみられる種も確認された。危険木は、二股（風により枝が折れやすい）となっているスギが確認された。

vi . A-1（山王跡）・A-2（観音堂跡）

崖錐上部の平坦部で伐採およびシカの食害のためホウロクイチゴ、マツカゼソウ、イズセンリョウ等が確認された。A-1（山王跡）の斜面部は、日照度不足により裸地化が著しく、斜面崩落の危険性がある。

vii . 平坦部 A（本坊跡）・平坦部 B

平坦部 A（本坊跡）の石積みに生育していたムクロジの大木が伐採され萌芽が出ていた。しかし、今年萌芽が枯れたため、根の枯死により石積み崩落の可能性があるため、早急な処置が必要である。発掘調査に伴って一部伐採されているが、平坦部 A では 30 本以上、平坦部 B では外縁に 10 数本のスギが残されている。危険木は二股になっているスギが林縁で 3 本確認された。

ix . 平坦部 12（福寿院跡）

平坦部 12（福寿院跡）は最下部に位置し、平坦部上は発掘調査に伴ってほぼ伐採されているが、平坦部の外縁に 10 数本のスギが残されている。平坦部上ではシカの食べないタケニグサ、ヘビイチゴ、トウバナ、ダンドボロギク等が確認された。危険木は、細流の縁で浸食による浮き根となり倒木の可能性の高いスギが確認され、その細流の上流側に同様のヒノキが確認された。

④ 調査結果からみた留意事項

【貴重・有用植物の保全対策】

貴重種・有用植物については、その保全のために、看板の設置や危険分散手法などを用いた移植などが必要である。また、シカに対する対策が必要と考えられる。緑化等については景観に配慮するとともに、有用植物の活用と外来種の駆除対策が必要である。

【危険木および障害木の対処について】

危険木は、防災・安全上の観点から緊急性を要するため、早急な対処が必要である。障害木については、このまま放置すれば遺構破壊へとつながる可能性があるため、計画的にその数を確実に減らしていくことが必要となる。今後、これらも含めた毎木調査などのより詳細な調査を行い、緊急性を考慮した上で、計画的に対処していくべきであろう。また、現状で平坦部上に多くの切株が残されているが、これらについても史跡の保存整備、景観上の観点から早めに処理をしていくべきである。

【植生および遺構保全のためのシカ対策】

現在、林床はシカ等の食害により、草本層の植被率が非常に低い状態にあり、一部では表面侵食が進み、崩壊の前兆が見受けられる。また、シカの不嗜好植物であるイワヒメワラビ、ダンドボロギク、タケニグサ等の増加による景観イメージの悪化についても憂慮される。こうしたことから、シカの食害が著しく、表面侵食が進んでいる地点については、シカ柵等を設置するなどして、遺構の保全対策を講じるとともに、有害鳥獣駆除対策とからめてシカの生息頭数を削減するなどの対策が必要である。

(4) 調査結果報告Ⅱ

① 森林の状況（写真23）

史跡内の約61haの森林では、ヒノキやスギなどを植栽後、定期的な除間伐などの手入れを実施した形跡は認められず、写真23に示すように、大部分のヒノキ林では、土壤侵食が発生している。

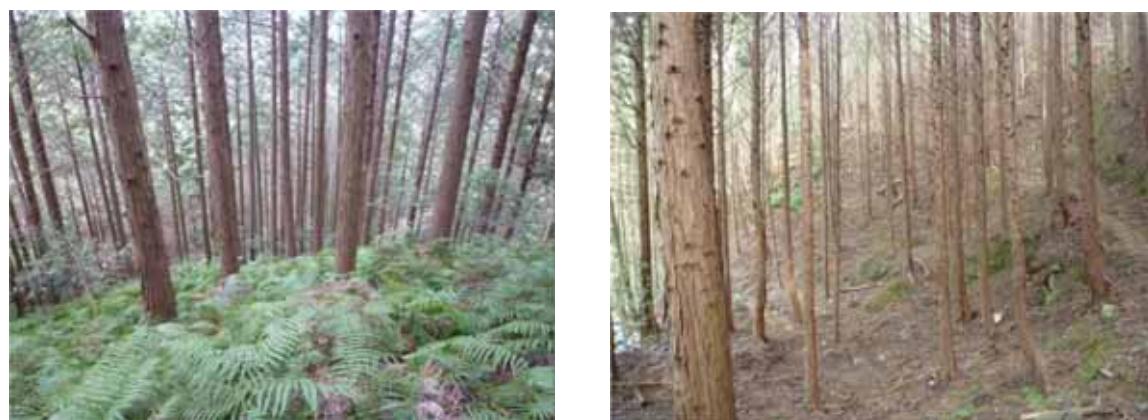


写真23 ヒノキ林内の下層植生（ウラジロ）と侵食の状況

② 土壤調査

林道切り取り法面を利用し、土壤調査を実施した。場所は史跡範囲内のほぼ中央部の標高約370m付近の北東向きの斜面である。この史跡指定範囲内の森林土壤には、検土杖による調査結果から森林褐色土と赤色土の2種類の土壤型の分布が認められていることから、調査は一般的な森林土壤の調査方法に基づき、それぞれの場所2箇所で実施した。

【断面1】（写真24、図26：上木ヒノキ40～50年生、林床植生ウラジロ）

地質は四万十層群であり、A層は10cm程度と薄く、B層は約25cmである。土壤型は乾性の褐色森林土のBc型である。土壤硬度は10mm～25mmとやや硬く、根系の発達状況は良好とは言い難い。このことは浸透能が低いことを意味する。ヒノキが生育可能な土壤であるが、生育状態が良好であるとは言い難い。



写真24 褐色森林土

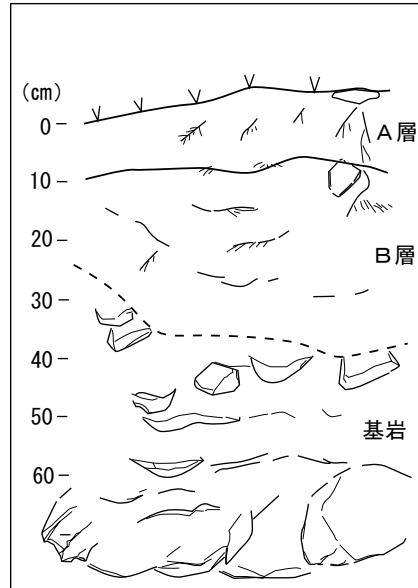


図26 土壌断面図(褐色森林土)

【断面2】（写真25、図27：上木ヒノキ40～50年生、林床植生ウラジロ）

地質は四万十層群であり、Ao層とA層はほとんど侵食されている。B層は約60cm～70cmである。土壤型は弱乾性の赤色土のRc型である。土壤硬度は10mm～25mmとやや硬く、根系の発達状況は良好とは言い難い。この土壤も浸透能が低い。ヒノキが生育可能な土壤であるが、生育状態が良好であるとは言い難い。



写真25 赤色土

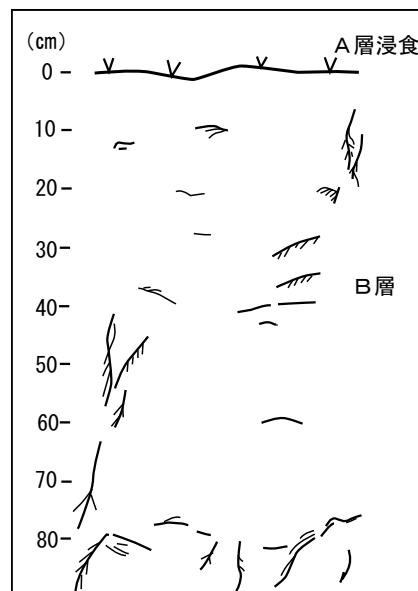


図27 土壌断面図(赤色土)

③ 土壤の浸透能調査（表12、図28）

簡易浸透能試験器を用いて、史跡指定範囲内の斜面の下部、中央部および上部、それぞれ20箇所で1時間当たりの浸透能を測定した。その結果、浸透能は10mm～50mm／時間であった。この値は、表12および図28に示すように、適期に除間伐が実施された森林内での浸透能250mm／時間に比べると著しく小さな値となっている。このことは、1時間当たり50～60mm以上の降雨では、雨水は土壤内に浸透することができず表面流が発生することを意味する。表面流が発生することで土壤侵食が起こり、これが表層崩壊につながることも懸念される。土壤侵食や表層崩壊の発生は、当然のことながら、貴重な文化財である史跡の損傷や破壊につながることを意味する。早急な対策が求められる。

表12 土壤の浸透能

森林平均	一般に用いられる値		重信川流域	
	浸透能 (mm/時間)	比 率 (%)	浸透能 (mm/時間)	比 率 (%)
針葉樹人工林	258	100	239	100
針葉樹天然林	261		265	
広葉樹天然林	211		260	
竹 林	—		230	
伐採跡地	158	61	160	67
草生地	128	50	110	46
裸 地	79	31	85	36

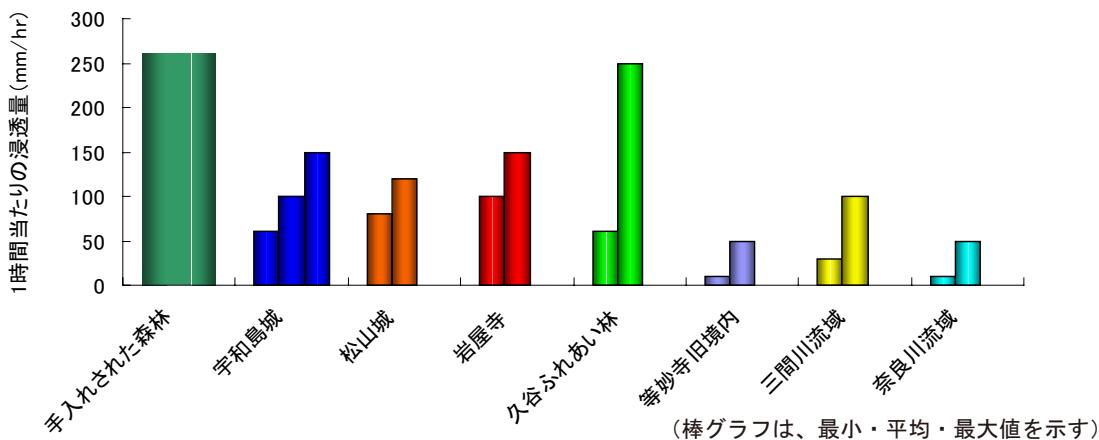


図28 各地域の森林土壤の浸透能

④ 相対照度（図29）

照度は、コニカミノルタ製の照度計2台を用いて裸地と林床で同時に測定した。これを基に相対照度（%）（（林床照度／裸地の照度）×100）を求めた。調査は土壤の浸透能調査付近で実施した。

その結果、史跡指定範囲内の相対照度は、5%から20%程度と、この値も図29に示すように、適期に手入れをした森林内の相対照度30%～40%に比べると著しく小さな値を示している。相対照度が低下すると、林床の草本類や低木類が陽光不足のため自然消滅する。その結果、雨滴が直接土壤表面に衝撃を与えることになり、土粒子が飛散し、土壤侵食が発生す

ることになると共に、土壤内の孔隙が雨滴の衝撃力によって破壊されるので、土壤浸透能の低下につながる。史跡の損傷や破壊につながる。

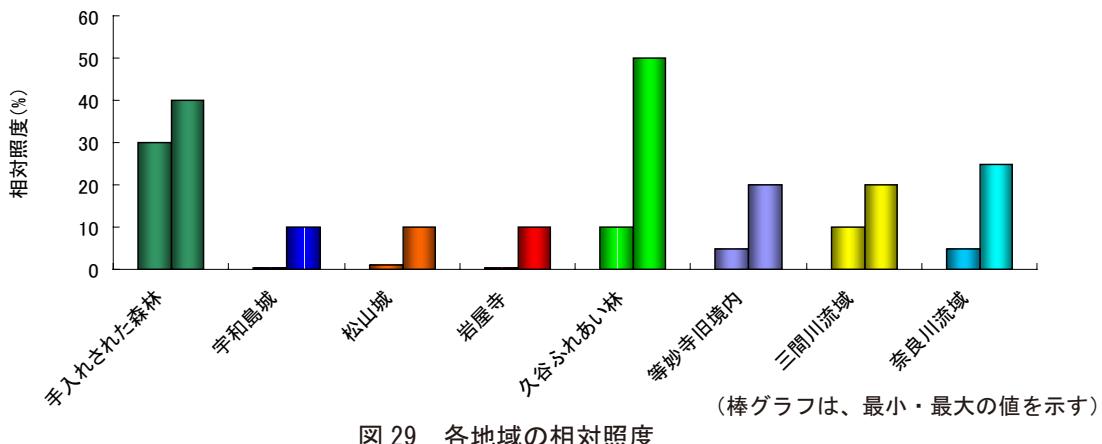


図 29 各地域の相対照度

⑤ 立木の形状比（写真 26、図 30）

形状比（樹高／胸高直径）は、胸高直径を輪尺で、樹高をブルーメライスで測定し求めた。その値は 70 ~ 100 程度であり、図 30 に示すように、適期に手入れをした森林内の形状比 70 ~ 80 に比べると著しく大きな値を示している。この値が大きくなると風や雪に対する抵抗力が弱くなり、立木の幹折れや倒壊の恐れの確率が高くなるので、史跡に大きな影響が出ることは容易に予測できる。



写真 26 立木の形状比の測定

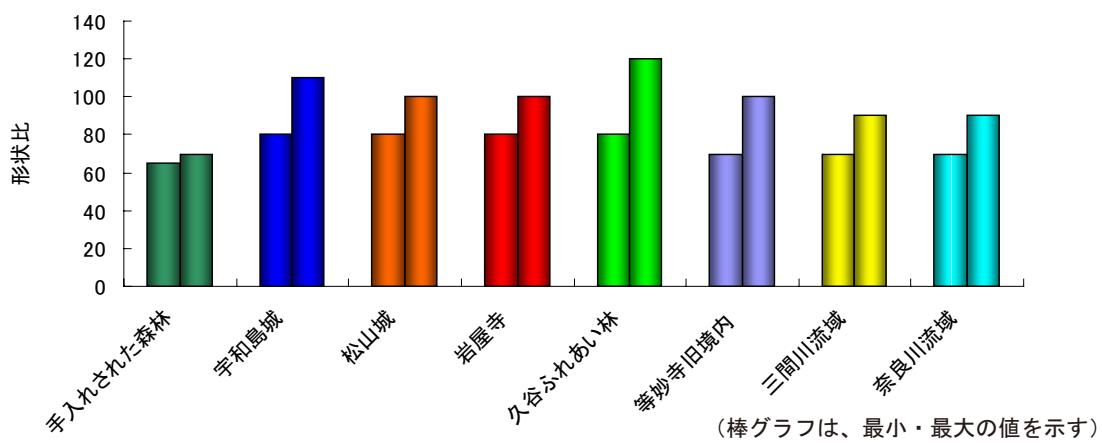


図 30 各地域の立木の形状比

⑥ まとめ（史跡の保存活用のための森林整備）

土壤調査の結果より、史跡指定範囲内の土壤型は褐色森林土の乾性から弱乾性の B_B 型～B_C 型土壤が大部分であるが、一部には適潤性の B_D 型も分布している。赤色土は弱乾性の R_C 型から R-Er 型である。人工植栽としてはヒノキの植栽が可能な土壤型であるが、生育が良好とは言い難い状況にある。

また、昭和 34 年頃にヒノキを中心に一部スギも植栽されたようであるが、その後、史跡指定範囲内では除間伐がほとんど実施されていないようである。そのため、ヒノキやスギの形状比が大きくなっている、また、林床の相対照度は非常に小さな値となっている。この影響で土壤の浸透能も著しく低下している。

早急に除間伐を実施して、林床の相対照度を 30% から 40% まで上げることが肝要である。それに伴って、林床植生が豊かになると共に、ヒノキやスギの形状比も次第に低下していく。今後、5 年間隔程度で除間伐を繰り返して実施していくれば、次第に土壤の浸透能も増大傾向となり、土壤侵食や表層崩壊の恐れの確率も低下することになる。

史跡指定内のヒノキやスギに対する適期の除間伐の実施が最終的には、鬼北町の貴重な文化財である等妙寺旧境内の史跡の保存と活用につながる。

なお、除間伐で得られた除間伐材は、原則として史跡範囲内の土留め、編柵工や谷止工などに活用するのが望ましいと考える。

(江崎 次夫)

【森林土壤の用語解説】

褐色森林土（B 型土壤） …表層は黒褐色ないし暗褐色でその下に褐色ないし黄褐色の土層がある土壤で、日本の林地の大部分を占めている。

赤色土（R 型土壤） ……表層はあまり腐植を含まない淡い赤褐色または黄褐色で、下層は比較的色調の濃い赤褐色の土壤である。

A₀ 層 ……落葉落枝の層。

A 層 ……土壤層の表層で落葉落枝が腐ってできた腐植をたくさん含んでいて黒褐色になっている層。

B 層 …… A 層の下層に位置し、A 層よりは腐植が少なく褐色や赤褐色を呈する層。

基岩 ……風化が進まず、B 層よりも白っぽい層。

B_B 型土壤……褐色森林土の内で、乾いた地域に分布が見られる土壤型。

B_C 型土壤……褐色森林土の内で、やや乾いた地域に分布が見られる土壤型。

B_D 型土壤……褐色森林土の内で、適潤性の地域に分布が見られる土壤型。

R_C 型土壤……赤色土の内で、やや乾いた地域に分布が見られる土壤型。

R-Er 型土壤……赤色土の内で、層位分化の不完全な分布が見られる土壤型。

(5) 植生管理の方針と方法

これまでの調査結果に基づき、植生管理の基本的考え方、方針および方法について整理し、まとめる。

① 植生管理の基本的考え方

- ア. 史跡の保護を前提とし、本質的価値を構成する諸要素の保全を図る。
- イ. 適切な植生管理を行い、防災・安全性の確保に努める。
- ウ. 史跡としての景観・眺望の確保に努める。
- エ. 本管理計画では、植生管理のための基本方針を定める。管理のための間伐等の実施にあたっては、これを踏まえた上でより詳細な森林管理計画を別に定め、実施するものとする。

② 史跡内に生育する樹木について

史跡指定地内外にある山林のうち、樹木の遷移又は荒廃が進んでいる樹木は適切に管理を行い、地形の保全や遺構の保存に対する配慮が不可欠である。植生管理の方法としては、樹木の伐採、伐根がある。伐採対象とする樹木の基準例を以下に示す。

【伐採対象とする樹木の基準例】※（ ）内の番号は基本的考え方に対応

- (a) 遺構を損壊させている、あるいは損壊させる恐れのある樹木（ア）
- (b) 枯損木・病害虫木・傾倒木・湾曲木（イ・ウ）
- (c) 密生して成長が劣っている劣勢木（イ・ウ）
- (d) 植栽機能の目的上、不要・不適当となった樹木・樹種（イ・ウ）
- (e) 樹勢が強すぎて周辺に多くの圧力を生じる樹木・樹種（イ・ウ）
- (f) 諸施設の維持・法面の保全・交通の安全確保・防災上その他悪影響を及ぼす恐れのある樹木（イ・ウ）

③ 植生管理上の区分

ここでは、植生管理のための地区区分を行った。地区の区分においては、後述する第3章第3節第1項で示されている地区区分（図34；p78）をベースに、さらに地形を緩傾斜地、急傾斜地、平坦部、谷川沿いに分類し、各地区の状況に応じて検討を加えた。

【現等妙寺境内地ゾーン】

地目は宅地で、現況で植栽されている植物が多い。地形では緩傾斜地、急傾斜地、平坦部を含む地形となっている。

【参道ゾーン】

参道とその法面の石積み・石垣の保全が中心となるゾーンで、緩傾斜地、急傾斜地、平坦

部を含む地形である。

【中心伽藍ゾーン】

谷の中は平坦部群、参道・古道、石積みなど遺構の面的な広がりがあるため、それらの保全が中心となる。緩傾斜地、急傾斜地、平坦部、谷川沿いを含む地形である。

【周縁部ゾーン】

尾根や谷筋の道などの遺構の保全が必要なゾーンで、緩傾斜地、急傾斜地、平坦部、谷川沿いを含む地形である。

【樹林ゾーン】

このゾーンは、緩傾斜地、急傾斜地、平坦部、谷川沿いを含む地形で、スギ・ヒノキ植林が大部分を占めている。針広混交林として防災に強く、多様性が高く、生態系の発達したゾーンとして、長期的な視野に立った森林計画を検討する必要のあるゾーンである。

【現林道ゾーン】

このゾーンは、緩傾斜地、急傾斜地、平坦部を含む地形で、隣接するゾーン内にある遺構に対する保全対策や修景を検討する必要があるゾーンである。

④ 植生管理の方針

ア. 各ゾーンの目標植生（表13、図31）

各ゾーンにおける目標植生は、各地区の持つ特性等を考慮しながら、それぞれに定めておく必要がある。森林管理がベースとなる樹林ゾーンでは、人工的要素をなくして考えた場合、この地域で最も安定し管理がしやすい植生であるシイ・カシが優占する常緑広葉樹林（サカキ・コジイ群落、ナンテン・アラカシ群落など）となる。しかしながら、現状はスギ・ヒノキ植林であることを考えると、スギ・ヒノキ植林を強間伐し、針・広混交林（スギ、ヒノキをわずかに残したシイ・カシ林）に遷移させることが想定される。これにより防災に強く、多様性が高く、生態系の発達した植生を目指す。遺構の保全がベースとなる参道・中心伽藍・周縁部ゾーンでは、障害木・危険木を除去し、遺構の保全のためにシバ等の草本植生を基本とする。また、史跡としての景観、防災に配慮し、遺構に影響しない急斜面などは低木林（マント群落）とすることで、奥行きのある景観の演出も期待できる。また、現林道ゾーンは、修景・防災管理をベースに考えるべきゾーンであり、草地～低木までとする。

イ. 植生管理方針

ここでは、各地区共通する植生管理の方針と、地形区分上の方針について記す。

【各地区共通の方針】

- ・史跡の本質的価値である遺構に影響を及ぼしている、あるいはその恐れのある樹木は、遺構保存上の観点から伐採を行う。
- ・伐採対象とすべき樹木があれば除去し、安全管理を行う。

- ・史跡としての景観・環境を維持するために計画的に刈り込み、枝払い、剪定、芯留め、除間伐等を行い、史跡の本質的価値である眺望を確保する。
- ・防災上・安全上の観点から防災工事等の処置が必要な場合は、景観・環境に配慮しつつ、必要な処置を行う。

【各地区の地形区分上の方針】

○緩傾斜地・急傾斜地

- ・植生が密で相対照度が低くなっている場合は、裸地化、土壤浸食を防ぐため、枝打ち、除間伐等を行い、林床植生の維持・管理に努める。
- ・土壤浸食、表層崩壊に最大限考慮して植生管理を行う。場合によっては、景観保全上の観点から間伐材を利用した編柵等の対策工を検討し、必要な処置を行う。

○平坦部

- ・草地にして定期的な刈り込みを行い、その維持管理に努める。
- ・根茎の深い草本類はその除去に努める。
- ・外来種については除去し、その駆除に努める。

○谷 川

- ・溪流浸食等を防ぐために間伐材を利用した編柵等対策工を検討し、必要な処置を行う。
- ・河道内で洪水時に影響を受ける樹木に関しては、防災上の観点から原則として伐採する。

⑤ 植生管理の方法

ア. 樹木管理

【伐採対象木の除去】

本質的価値を構成する要素の保護、来訪者等の安全確保への配慮に努め、伐採対象となる樹木が確認された場合には、適宜除去を行う。

【修景管理】

眺望を確保するため、平坦部周辺の樹木を枝払い、剪定、伐採を適宜行う。スギ、ヒノキについては、本質的価値を構成する要素の保護の観点から、間伐を行う。

【林床管理】

原則として相対照度を基準に、照度が30%以下になった場合は、枝打ち、間伐等を行い、林床植生の維持・管理に努める。

イ. 草地管理

史跡の本質的価値の保護、公開・活用が可能な草地としての環境を整備する。

表13 各ゾーンの目標植生と植生管理方針

ゾーン区分	対象場所	形態的目標			景観を考えた生態的目標	維持管理
		樹高	樹木密度*	階層構造		
⑤樹林ゾーン	スギ・ヒノキ植林、オンツツジーアカマツ群集	高木林 10m以上	300~800本/ha(修景景観・防災型)	3~4層 多層構造	針・広混交樹林 (スギ、ヒノキ、アカマツ、モミ等の針葉樹、コジイ、アラカシ、ウラジロガシ、アカガシ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等の常緑広葉樹、コナラ、エノキ、クリ、イヌシデ等の落葉広葉樹)	間伐・下草刈り、粗朶工、筋工
⑤樹林ゾーン	常緑広葉樹林	高木林 10m以上	1500本/ha (林地保全型)	3~4層 多層構造	シイ・カシ常緑広葉樹林 (コジイ、アラカシ、ウラジロガシ、タブノキ、カゴノキ、ヤマモモ、クスノキ等)	間伐・下草刈り、粗朶工、筋工
②参道ゾーン ③中心伽藍ゾーン ④周縁部ゾーン ⑥現林道ゾーン	林縁 (マント群落)	低木林 3m以下	マントは 3000本/ha 以上	2層構造	低木林 (サザンカ、ヤブツバキ、ヒサカキ、オンツツジ、シキミ、マルバウツギ、コガクウツギ、ムラサキシキブ、サンショウ、アセビ、イズセンリヨウ、タニウツギ、ナンテン、マシリヨウ等)	数年に1回の刈り込み、蔓切り、外来種の除草
②参道ゾーン ③中心伽藍ゾーン ④周縁部ゾーン ⑥現林道ゾーン	伐採跡地(ソデ群落) (遺構跡地、道路法面)	草地 1m以下	0本/100m ²	単層構造	ススキ群団 (ゲンノショウコ、シャガ、ヤブコウジ、ドクダミ、フユイチゴ、フモトスマレ、センブリ、シハイスマレ、チャボホトトギス等景観構成要素) シバ群落等 (シバ、ジャノヒゲ、ツメクサ、ヒメハギ、トウバナ、タチツボスマレ、コナスピ、アオスゲ、オオバコ)等は景観構成要素として良い。 なお、貴重種であるチャボホトトギスの活用保全を図ることも必要である。	草刈り2~3回/年程度 草刈り2回/年以上、外来種の除草

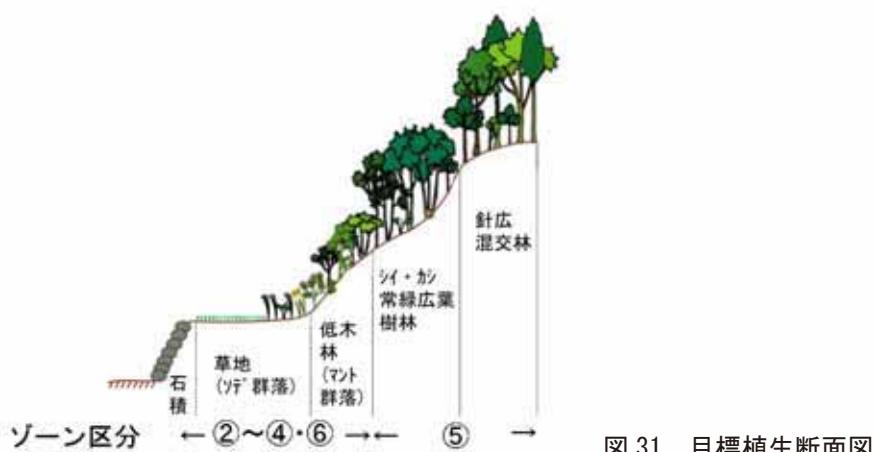


図31 目標植生断面図

⑥ 植生管理の留意点

等妙寺旧境内は、現在、90%以上の範囲がスギ・ヒノキによる人工林となっているが、防災・安全上あるいは本質的価値を構成する要素の保護、史跡の景観・環境から検討し、整備・公開・活用にあわせて、安全で生物多様性に優れた樹林環境にすることが求められている。植生の維持管理にあたって、下記の点に留意する。

【木材搬出方法】

木材搬出方法については遺構保全を前提とし、遺構に及ぼす影響等を最大限考慮したうえで、その方法を十分に検討する。

【除去した伐採対象木の処置の仕方】

枝払い、剪定、芯留め、除間伐等により発生した枝幹等の不要材について、上記の理由から、切り捨て、積み置きは原則禁止とする。また、土壌浸食、溪流浸食を防ぐための編柵工や谷留工の材として利用する、あるいは木炭に加工し土壌再生のための肥料とする、粉碎処理してウッドチップ化して道整備等に利用する、案内板等の材とするなど、処理の方法を検討し、その利活用に努める。

【刈り取った下草の処理について】

刈り取った下草は、外来種の駆除のため、本質的価値である遺構に支障がないよう積置き・放置しない方針とする。ただし、下草は土壌を作る肥料ともなることから、例えば土壌浸食、溪流浸食を防ぐために間伐材を利用した編柵工や谷留工を行った場所に下草を入れて土壌再生のために利用する等の処理方法を検討し、史跡内での還元、利活用に努める。

【新たな植栽を行う場合の基準】

原則として、有用種の内の郷土産、郷土種を用いるとともに、立地及び景観に配慮した植栽を行う。なお、新たな植栽は、必要最小限として、天然下種更新した種（伐採跡に芽生えた稚樹等）を選択的に残し育成することが大切であると考えられる。外来種を入れないことを原則とする。

【その他の事項】

貴重種・有用種については、史跡の保存・整備・活用を進めていく中で、その保護に努める。

第3章 保存と管理

第1節 保存管理計画の基本方針

1. 史跡の歴史的評価

史跡「等妙寺旧境内」の歴史的評価についてまとめると以下のとおりである。

- ① 等妙寺は、京都法勝寺（廃寺）の末寺で、中世天台系律宗の拠点の一つであった。中世の律宗といえば、奈良西大寺叡尊・鎌倉極楽寺忍性らの戒律復興運動が有名であるが、天台系からも、法勝寺恵鎮らを中心に戒律復興運動が起こった。恵鎮は教団を形成し、後醍醐天皇らと結ぶなど政治史上注目されているが、それのみならず、『太平記』の著述など文化史的にも大きな役割を果たした。こうした恵鎮の活動の中心にあったのは、戒律復興運動であり、伊予等妙寺は、その地方拠点の一つであった。現在、法勝寺は廃寺であり、その教団の活動を明らかにすることは困難であったが、この等妙寺は、現在のところ、文献及び遺物・遺構がともに残る唯一の寺院であり、鎌倉時代から南北朝期にかけての恵鎮教団の活動をたどることができる貴重な遺跡である。
- ② 土佐国と伊予国をつなぐ街道の結節点、交通の要衝に位置し、当地域における輸入陶磁器や国産陶器等の流通や文化圏域を考えるうえで極めて重要である。
- ③ 寺跡は、当時の庵跡（現等妙寺）から中心域（中腹の遺構群）へつながる参道や、山頂へ向かう古道、尾根筋の古道も残りがよく、山全体に当時の姿をよくとどめている。中世の山岳寺院として、寺の全体構造を知る上で重要である。
- ④ 寺跡の中心域は、天正16年（1588）に焼失、以後大きな開発を受けることなく伝承地として守られてきたため保存状態が良好であり、当時の様相を視覚的に伝えることができる。
- ⑤ 等妙寺末寺の六奉行寺院は街道を意識した配置が見られ、これらの関連寺院それぞれに展開がある。これらの跡地の調査を進めることで、天台律宗寺院のさらに具体的な様相の把握へつながり、考古学・歴史学ともに研究の発展が期待できる。
- ⑥ 等妙寺が建立された理由のひとつには、西南四国で最も高い山々が聳える鬼ヶ城連山周辺が宗教的な聖地とみなされ、古来より「黒尊信仰」といった山岳信仰や観音信仰の存在がその基底にあったと考えられるようになってきており、地域の歴史を究明する上で大変重要である。
- ⑦ 現等妙寺には、使用された本尊や仏画等の伝世品や寺の性格を示す貴重な什物が現在も残っており、当時の地方と中央の寺院のつながりや本末交流のあり方などを考察するうえで重要である。

2. 現在の状況 (表14・15、図32)

等妙寺旧境内は、史跡指定地の総面積約 60.96ha、地目内訳は山林が約 98% を占め、開発行為の及ぶ可能性は低い。しかし、指定地内のほとんどはスギ・ヒノキの植林地であるため、主要な遺構の保護のためには森林管理を適切に行うことが不可欠である。また、急峻な谷地に位置するため、谷川による渓流浸食や土壤浸食等による土砂災害の危険性をはらんでいる。また、史跡内をめぐる林道は山林管理には有効な反面、最も保護すべき遺構に隣接した状況であるため、排水系統ならびに表流水供給の問題や史跡の景観を含む環境に対する影響が甚大である。用地所有関係の内訳は約 98% が公有地であり、民有地約 2% である。民有地は、現等妙寺境内地と参道部が該当する。現等妙寺境内地は、これまで発掘調査に及んでおらず、地下遺構の状況は不明である。宗教法人等妙寺の活動の場でもあるため、これを尊重しつつ、遺構の存否を把握し、適切な保護を図っていく必要がある。参道は、地目の上では山林、畑、田、原野などがあるが、現在の利用状況ではスギ・ヒノキ植林もしくはクリ畠で、長年放置されて荒地化しているところも少なくない。史跡の保存環境や景観面からみて、史跡指定地のみならず周辺の保全管理についても検討を要する。史跡の調査状況は、史跡範囲全体の面積からすれば、発掘調査面積は全体の約 0.2%、確認調査を行った範囲を含めても全体の 1 割に満たない範囲であり、各平坦部の機能や性格を物語るような施設の状況等、詳細についてはほとんど明らかでない。

表14 土地面積内訳表

地 目	山 林	畑	田	原 野	宅 地 (境内地)	道 路 (赤 道)	水 路	ため池	合 計
面積 (m ²)	602486.94	210.71	138.28	1310.21	4428.00	646.48	261.96	75.38	609,557.96
割合 (%)	98.83	0.03	0.02	0.21	0.74	0.12	0.04	0.01	100

表15 土地所有関係内訳表

所有者	地 目	所有者数 (実質人数)	筆 数 (筆)	面 積 (m ²)	割 合 (%)
民 地	山 林	9	19	6183.94	1.01
	畑	1	1	210.71	0.03
	田	1	2	138.28	0.02
	原 野	5 (3)	5	1310.21	0.21
	ため池	1	1	75.38	0.01
	宅 地	1	1	4428.00	0.74
	小 計	18 (15)	29	12346.52	2.02
町有地	山 林	1	1	596303.00	97.82
国有地	道路(赤道)	1	1	646.48	0.12
	水 路	1	1	261.96	0.04
合 計		21 (17)	32	609557.96	100

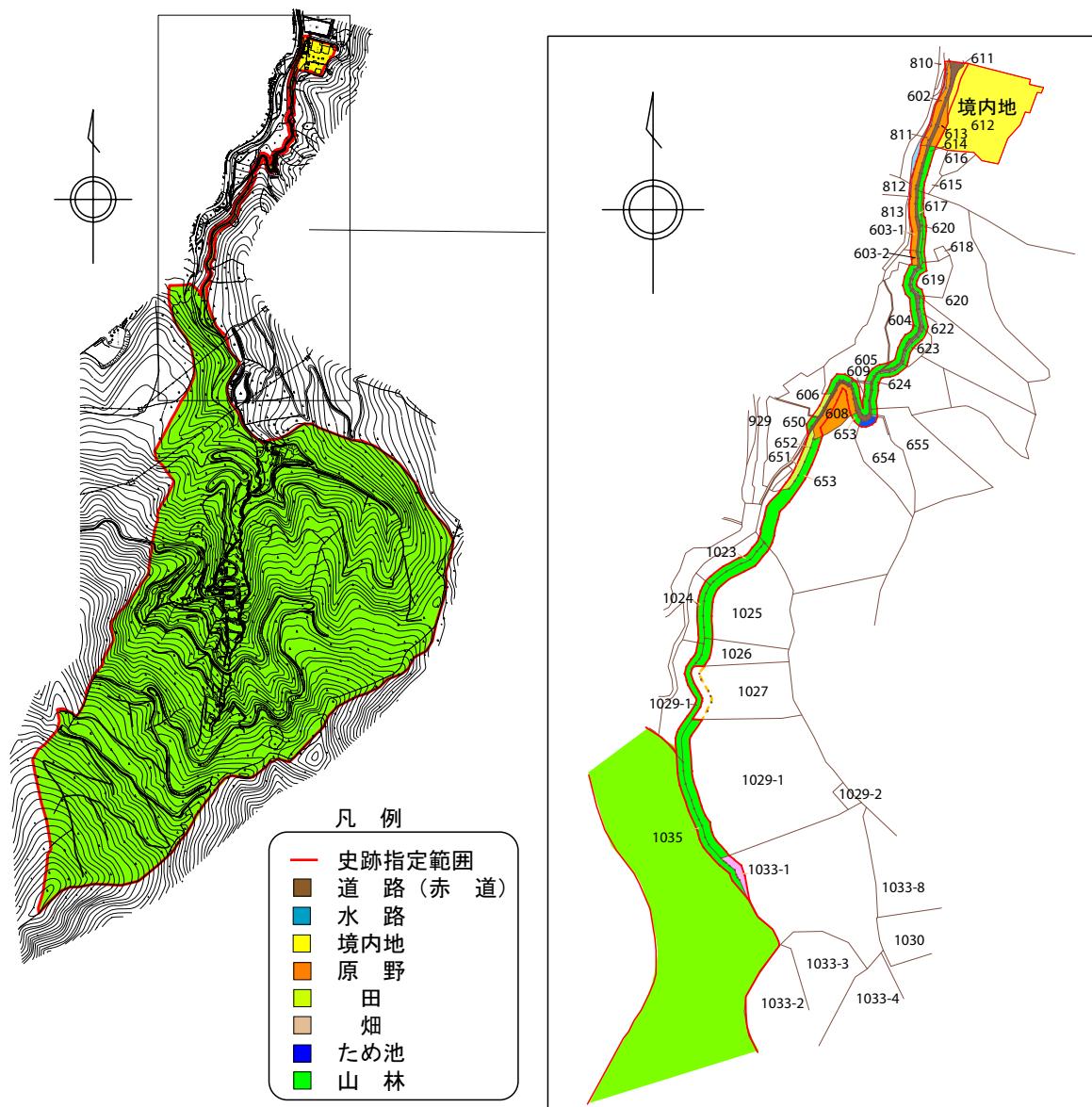


図32 土地地目分類図

3. 保存管理の基本方針

前述の現状を踏まえ、下記のとおり保存管理の基本方針を定める。

- 等妙寺旧境内の本質的価値を構成する諸要素、史跡をとりまく植生や地質といった自然環境等の現状を把握し、史跡の適切な維持・保全を図る。
- 史跡指定地は、地区区分に基づく適切な保存管理方法を検討し、現状変更の取扱い基準を設定して管理を図る。また、史跡の環境及び景観面に配慮した適切な保存管理を図るため、用地の公有化を推進する。
- 遺構の適切な保存管理のために継続的な調査を実施し、史跡の全容を明らかにするとともに、保存・整備・活用を推進する。
- 町民が協働・連携した中で、地域に根ざした史跡とする。
- 現在の境内地は宗教活動の場として尊重し、史跡との調和を図る。また、今までに伝わっている什物の適切な維持・管理を図る。

第2節 史跡を構成する諸要素

1. 史跡の本質的価値を構成する諸要素（表16、図33）

等妙寺旧境内の本質的価値を構成する要素は、平坦部、石積み、参道・古道といった見える範囲での歴史的価値を有する遺構に加え、地下に埋蔵されている遺構・遺物もこれに該当する。また、中心域を流れる谷川には、石積みによる護岸や、平坦部の拡幅に伴う流路の付け替えなど大規模な改修が行われた形跡が認められ、さらに平坦部の配置からみて、寺構形成には谷川を境界（結界）とした意識的な地区分けがあったと考えられる。こうした谷地を選択的立地場所とするのは、寺院特有のあり方を示すものといえ、地形そのものが寺構を築く理由の一つであり、歴史的な価値を有するものである。現在の等妙寺境内地では、中世の遺構・遺物は確認されていないが、文献などの記録により靈光庵跡地に再興されたものであることが判明している。また、その周辺や参道沿いには、古い石積みも確認することができる。こうしたものについても、史跡の本質的価値を構成する要素として重要な位置を占めている。現等妙寺に伝承されている什物についても、当時の本末関係や中央との交流を示す史料として歴史的な価値が高く、史跡に対して付加価値を与えるものとして大変貴重といえる。

2. 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素（表16、図33、写真27～34）

（1）史跡の保護・活用に有効な要素

各ゾーンに共通するのは樹林などの自然環境で、適切な管理を行えば、史跡の保護・活用に有効な要素となる。また、人工的な要素として、既存の案内板・解説板（写真33）、地形

表16 各ゾーンにおける史跡を構成する諸要素分類表

ゾーン	史跡の本質的価値を構成する諸要素	史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素	
		史跡の保護・活用に有効な要素	史跡の保護・活用に有効でない要素
史跡指定地内	現等妙寺境内地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 地下に埋蔵された遺構・遺物（未確認）（旧等妙寺より伝わる仏像、掛軸等の什物） 	<ul style="list-style-type: none"> 本堂や観音堂など歴史的建造物 石垣 案内板や解説板 寺の景観上必要な植栽 <ul style="list-style-type: none"> 歴史的な価値を有さない建築物 石碑 地下に影響を及ぼす植栽
	参道ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 遺構（参道、石積みなど） 遺物 参道の通る地形、谷川など周囲の景観 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林などの自然環境 畠の石積みや石垣の景観 <ul style="list-style-type: none"> スギ・ヒノキ植林 コンクリート製ヒューム管 コンクリート製水路 コンクリート擁壁 農機具倉庫 電信柱および送電線 ため池土手擁壁
	中心伽藍ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 遺構（平坦部、石積み、石組み・配石遺構、集石墓、土壙、土坑、柱穴、礎石、基壇、鍛冶炉跡、参道、登拝道、古道等） 遺物 平坦部の配置された谷川等を含む地形、貞岩の露頭などそれらにより構成される景観 大スギ切株 	<ul style="list-style-type: none"> 森林管理のための林道や作業道 樹林などの自然環境 案内看板及び標示板 足場板や木杭を利用した橋や階段 測量基準点 <ul style="list-style-type: none"> 林道およびコンクリート擁壁 ブレハブ、作業小屋 スギ・ヒノキ植林 樹木伐採後の切り株 コンクリート製ヒューム管 コンクリート製測量基準点基礎
	周縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 遺構（平場、盛土遺構、土坑、柱穴、溝状遺構、古道等） 遺物 尾根上の地形や谷川およびそれらにより構成される景観 	<ul style="list-style-type: none"> 森林管理のための林道や作業道 樹林などの自然環境 案内看板及び標示板 測量基準点 宇和島藩設置の石碑 <ul style="list-style-type: none"> 植樹林 樹木伐採後の切り株 コンクリート製ヒューム管
	樹林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 地下に埋蔵された遺構・遺物（未確認） 周囲の地形および谷川、貞岩の露頭など 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林などの自然環境 <ul style="list-style-type: none"> 植樹林 樹木伐採後の切り株 コンクリート製ヒューム管
	林道ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 森林管理のための林道や作業道（必要最小限のものに限る） <ul style="list-style-type: none"> 林道およびコンクリート擁壁

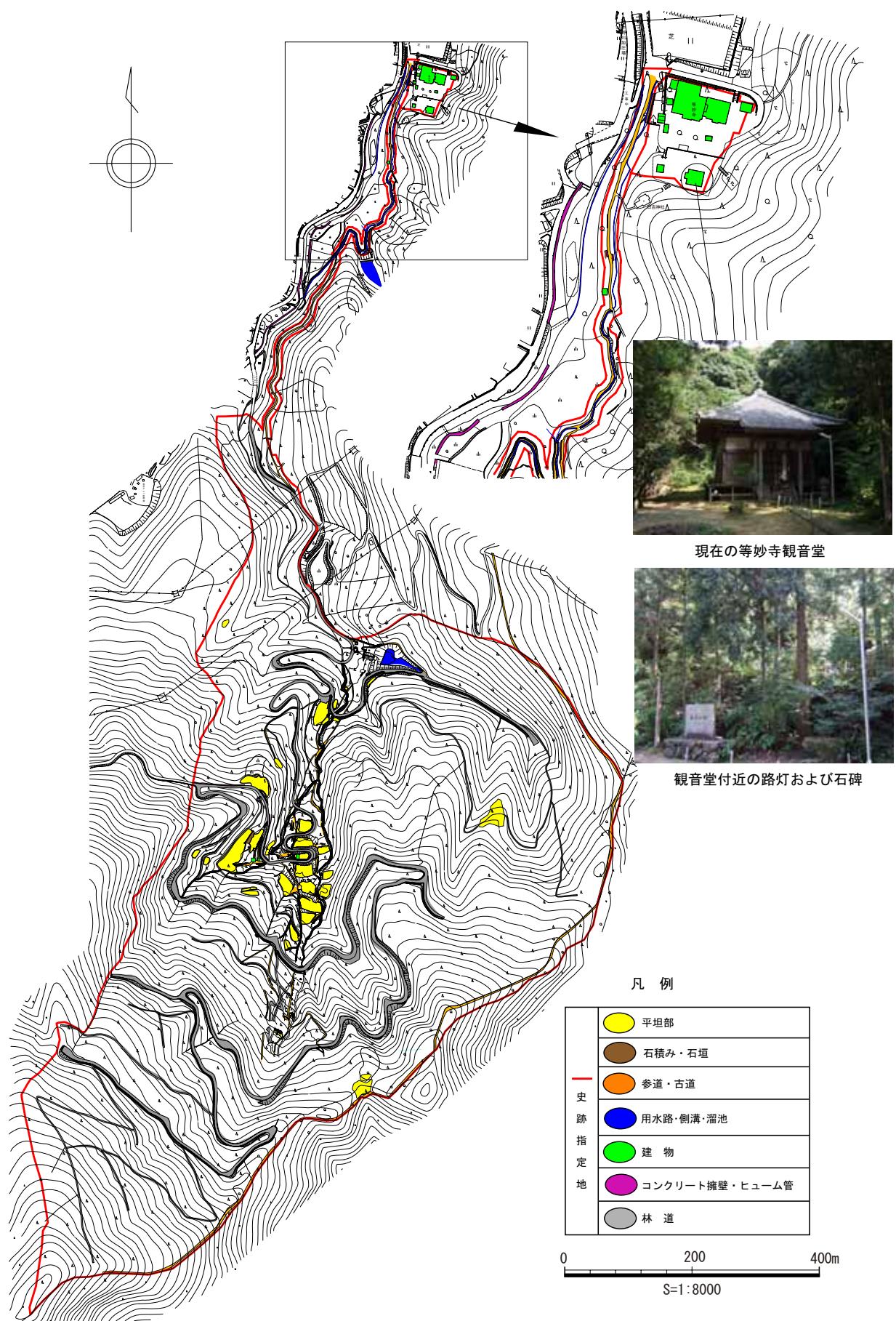


図 29 史跡を構成する諸要素分類図



写真 27 現等妙寺の外観（本堂・庫裡・位牌堂）



写真 28 参道沿いの石積みとコンクリート擁壁



写真 29 中心伽藍ゾーン内の仮設作業小屋



写真 30 中心伽藍ゾーン内のプレハブ



写真 31 林道法面の擁壁



写真 32 ヒューム管



写真 33 案内用の解説板



写真 34 台風時に崩壊した平坦部法面の保護状況

測量用の基準杭、景観としての棚田と石垣の風景などは、史跡の維持管理、整備・活用のために有効な要素といえる。また、史跡内を通る林道や作業道は、現在の史跡内の案内順路として一部の作業道を利用してしている点や、史跡保護のために山林管理を行っていくうえでは有効な要素と考えられる。

(2) 史跡の保護・活用に有効でない要素

現等妙寺境内地は、史跡内で唯一の宅地であり、寺の建物には、庫裡のように現近代的なものも存在する。また、石碑、境内内の路灯なども見受けられる（図29）。境内地内の植栽については、地下の状況把握がなされていない現状からすれば、根茎の影響などが懸念される。参道や中心域においては、仮設の倉庫や作業小屋（写真29・30）があり、コンクリート擁壁（写真31）やヒューム管（写真32）、用水路などの人工物が存在している。また、有効な要素とした樹林環境についても史跡内のはほとんどはスギ・ヒノキ植林による人工林であり、適切な管理がなされなければ、史跡の保護には有益となりえない。林道及び作業道は、表流水の供給問題などから遺構の損壊を引き起こす要因（写真34）ともなっており、有効活用を考える以上に史跡に対する影響が甚大である。

第3節 保存管理の方法

1. 地区区分（図34、表17・18）

等妙寺旧境内は広大な面積を有していることから、土地利用の状況や現状に基づいた適切な地区区分を行ったうえで、それぞれの状況に応じた保存管理方法について検討していく必要がある。よって、史跡の本質的価値である遺構を基準に、立地する地形や周囲の環境といった点を考慮し、次のように区分した。（図34）

まず、「史跡指定地内」と「史跡指定地外」に分類した。「史跡指定地内」は、「現境内地」—「参道」—「中心伽藍」を軸に、「周縁部」>「樹林」>「現林道」と、史跡の価値を構成する諸要素の保護の重要度から階層的な位置づけを意識して分類した。その上で、それぞれの地区における現状と問題点についてまとめた。（表17）

「史跡指定地外」については、史跡との関連性を基準に分類を行った。中世寺院の境内地は、修行の場や寺院経営の維持のための田畠を含む寺領・寺域の範囲（時枝2007）であるため、かなり広範な地域が対象となるが、史跡指定地外となる周辺の環境と一体のものとして捉えるべきものである。史跡との関係性を基準として分類を行い、表にまとめた。（表18）

2. 各ゾーンにおける保存管理方法

(1) 史跡指定地内の保存管理

史跡指定地内における基本的な保存管理方法は、現状維持が原則である。しかしながら、第2章において検討された各種の調査結果から、史跡がおかれている現状と課題が把握され、それぞれの課題のうちには早急な対処が必要なものも含まれていることが明らかとなつた。

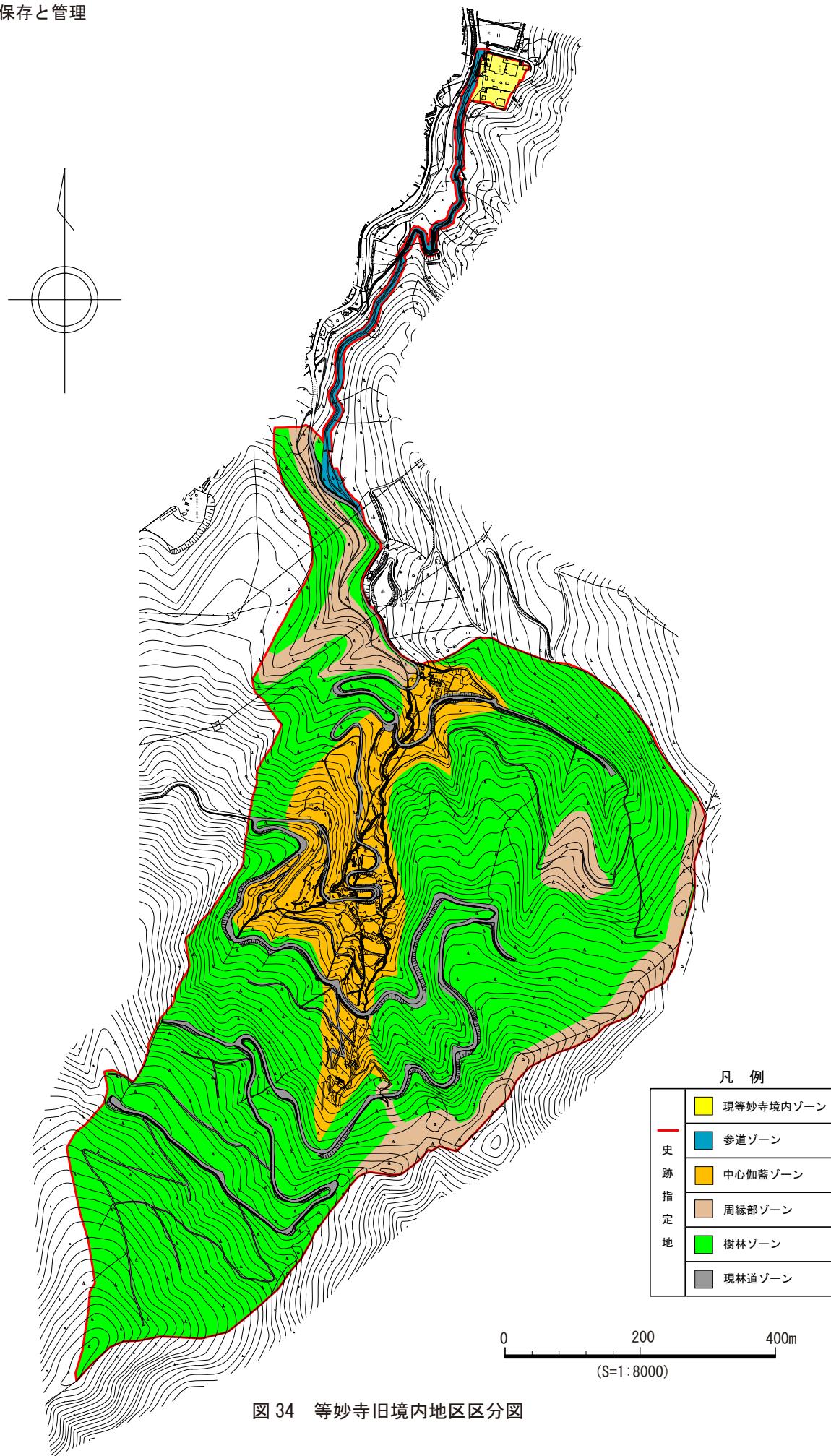


図 34 等妙寺旧境内地区区分図

こうしたことから、現状を維持するだけではなく、各種調査結果に基づく適切な対処方法を検討し、実施していくことが必要である。それぞれの課題に対する具体的な対処方法については、これからの方策に策定する整備基本計画等において、地質、植生、発掘調査などの各種調査を実施し、それを踏まえたより適切な保存管理方法を構築していくものとする。

さて、ここでは、現状で想定される保存管理方法について記す。また、緊急性を要する対処については、整備基本計画策定前であっても関係機関との協議のうえ実施していくものとする。

① 現等妙寺境内地ゾーン

- ・霊光庵跡地とされるが、それに伴う遺構は現在のところ確認されていない。中世から近現代まで寺院改修や土地の改変などが進められて現在に至っているものと考えられ、こうした履歴が土地には刻まれている。今後、発掘調査による遺構の確認を進めて正確に把握するとともに、その成果に応じた適切な保存管理方法を協議し、実施する。

- ・現境内地には植栽を含む多数の樹木がある。こうした樹木によって遺構の損壊を招く恐れがあるため、植生管理方針に則った適切な管理を行い、遺構の長期的・計画的な保護を行う。

- ・地質調査により、緩急傾斜地の表層崩壊危険個所が判明している。こうした個所については植生管理で補える場合と土木工学的な対処が必要な場合を考えられ、それぞれの状況に応じた対処を行う。また、整備を行う場合においては、地盤の安定性等の更なる詳細調査を行い、その状況に応じた対策を講じたうえで実施するものとする。

② 参道・中心伽藍・周縁部ゾーン

- ・参道ゾーンでは、参道周辺の土地利用状況について十分な把握ができていない。また、参道の認定は現況によるものであるため、旧参道確定のための調査も必要である。中心伽藍ゾーンでは、各平坦部の内部の遺構については十分な把握ができていない。周縁部ゾーンについても関連施設かどうかの判断を含め、継続的な調査が必要である。こうしたことから、発掘調査によって遺構の確認調査を行い、正確に状況を把握するとともに、その成果に応じた適切な保存管理方法を検討し、実施する。

- ・危険木および障害木の調査により、遺構保全、防災安全、史跡の環境・景観に対し、多くの樹木が直接的あるいは間接的に影響を及ぼしていることが判明している。樹木根茎等による遺構損壊を防ぐため、障害木等の適時伐採や枝打ち、刈り払いなど、植生管理方針に則った適切な管理を行い、遺構の長期的・計画的な保護を行う。

- ・地質調査により、表層崩壊、石積みの崩壊、ため池堤体の浸食など、崩壊危険個所が多数判明している。こうした個所については、植生管理で補える場合と土木工学的な対処が必要

な場合が考えられ、それぞれの状況に応じた対処を行う。また、整備を行う場合においては、地盤の安定性等のより詳細な調査を実施し、状況に応じた対策を講じたうえで実施するものとする。

③ 樹林ゾーン

- ・現在のところ、遺構は確認されていない。遺構が確認された場合は、正確に状況を把握するとともにその成果に応じた適切な保存管理方法を検討し、実施する。
- ・植生管理の方針と方法で示された内容に則った山林管理が必要なゾーンである。史跡の保護を前提とし、史跡の景観と植生の調和を図るため、植生の適切な管理を行い、史跡の長期的・計画的な保護を行う。
- ・地質調査により判明した危険個所については、植生管理で補える場合と土木工学的な対処が必要な場合が考えられ、それぞれの状況に応じた対処を行う。

④ 現林道ゾーン

- ・林道から下方斜面への表流水の供給が中心伽藍ゾーン内の遺構損壊を引き起こす主誘因となっていることが地質調査により判明している。周辺の遺構損壊を防ぐため、水路や暗渠の整備などの対策を検討し、実施する。また、史跡の原形復旧を前提とし、現林道については関係機関と協議の上、史跡外への移設や迂回路を検討し、実施する。また、遺構保護の観点から、車両の乗り入れ等の林道利用について制限するなど、必要な措置を講じる。
- ・低草木の植栽等による修景を施すなど、史跡景観との調和を図り、植生管理方針に則った適切な管理を行う。

（2）史跡指定地外の保存管理

等妙寺旧境内は、谷の奥部に築かれるという立地の特性から、外からはあまり目につかない場所に存在している。しかし、実際の境内地は史跡の範囲以上に広大であったことがこれまでの調査で明らかとなっている。こうした史跡の持つ歴史的な特質を考慮すれば、史跡指定地外においても史跡関連地や文化、文化財に対する保全に努めていくことが必要である。そのためには、地域住民に理解を求め、地域一体となって史跡の景観保全や文化財保護活動を推進しなければならない。

行政としては、地域住民参画型の保護活動を推進するとともに、史跡の歴史的な価値の追求のために継続的な調査を行い、その検証と情報発信に努める。また、環境や景観の保護ならびに埋蔵文化財の保護を図るため、景観条例や埋蔵文化財包蔵地の指定など、条例等の整備について検討する。

表17 史跡指定地内地区区分

ゾーン		地区概要	現状と問題点
史跡指定地内	現等妙寺境内地ゾーン	現在の等妙寺境内地。本堂、庫裡、山門、位牌堂、鐘楼、觀音堂などの建物があり、宗教法人等妙寺の活動の場となっている。靈光庵跡地とされるが、地下の状態は未調査で遺構・遺物は未確認。旧等妙寺より伝わる什物を保管している。	現在の境内内の建物は戸時代以降に建立されたもの。その中でも觀音堂は最も古いものと見られ、旧等妙寺の本尊で県指定有形文化財の「木造菩薩坐像」（伝如意輪觀音像）を納めた厨子（1583年造？）が安置されている。また、町指定文化財を含むその他の什物は本堂にて保管されるが、これらの盗難防止、防火対策等を含めた保存管理の方法については今後の検討が必要である。また、地下に埋蔵された文化財についてはこれまで調査がなされていない。今後、宗教活動に伴い新たな開発も考慮されることから、開発との調整を図るために地下の状況について把握していくことが必要となっている。
	参道ゾーン	等妙寺境内西脇から中心域へといたる参道の範囲。現状では、道を基準に両側5m幅で範囲を設定している。無番地道路（赤道）および水路（青水）以外はすべて民有地。	地目の上では、山林、原野、畑、田などにより構成されるが、原野はスギ・ヒノキの植樹、畑はクリ畑であり、ほぼ植樹林となっている。植樹林は除間伐があまり行われておらず、参道自体、土壤浸食による影響をかなり受けている。また、史跡外となるが、周囲の田畠は荒地化が進んでおり、参道の管理および景観的な整備が課題となっている。
	中心伽藍ゾーン	寺院の坊院跡とみられる主要な平坦部が集中する中心域地区。谷川を結界とした平坦部配置がみられ、その構造上、西、中央、東、北地区の4区分されており、それらの地区とガラク谷およびカゴ池と呼ばれる池を含めたエリア。谷地に位置することから、谷斜面部までを含める。また、平坦部Cのある尾根筋では景観を考慮し、尾根筋を範囲に含めている。	全体スギ・ヒノキ植樹林地内にある。各箇所で土壤浸食による遺構崩壊が確認される、いくつかの平坦部においては発掘調査に伴って樹木の除間伐が行われているが、依然として立木の数が多く、地下遺構への影響が懸念される。また、地表からおよそ30cmほどの高さで切り株が残されたままとなっており、これの処理についても課題となっている。伐採跡地にはカヤ、タケニグサ、セイタカアワダチソウなどが繁茂するため、毎年2回程度の草刈りを行って維持管理している。各地区の間を縫うように配された林道は、遺構管理や山林管理のうえでは有効である反面、これまでにも大雨等による部分的な土砂崩落やそれに伴う遺構の損壊を招く災害を引き起こす要因となっており、表流水の処理や排水管理が重要かつ緊急な課題となっている。 なお、各平坦部に調査測量用の2~4級基準点（コンクリート枠製）が設置してある。また、各平坦部には、各平坦部名称を標示した簡易標示板、中心域中央の林道途中の拡幅地（現在駐車スペースとして利用）には解説版を設置している。現況での現地説明等のために設定している周遊コース（平坦部A→平坦部B→中央の谷を下るルート）は、主に作業道を利用し、作業用の杭や足場板を利用した階段や橋を仮設している。
	周縁部ゾーン	中心域の周縁に位置する、中心域の平坦部群と経路によりつながる尾根筋や谷筋に点在する平場および古道を内包する地区。	平成15・16年度に踏査および確認調査、平成17年度試掘調査によって平場、古道を確認した。各平場では各種遺構の検出があったものの、遺物の出土がなく、直接的な関連性は不明確なままである。等妙寺尾根上には、市越街道と呼ばれる古道が通っており、道としての状態は比較的良好である。尾根筋はスギ・ヒノキの植樹もあるが、マツ、シイ・カシなどの群落が多く分布している。清水谷地区の谷筋は、部分的に石積みがみられるが、谷川による土壤浸食等により、原形は不明確となっている。
	樹林ゾーン	これまでの調査で遺構が確認されていない、もしくは遺構が未確認な範囲。上記以外の町有林全域が該当する。	大部分がスギ・ヒノキ植林である。昭和30年代、国有地の払い下げにより町有地となり、昭和34年に全伐をしている。現況の樹木は、その後に植樹されたものが大多数であるため、樹齡50年前後のものでほぼ占められている。林業の低迷により、除間伐がほとんど行われていないため、土壤浸食やそれに伴う災害等を防ぐための山林管理が緊急の課題となっている。
	現林道ゾーン	史跡指定地内を通る林道および路側帯、山林管理のための主要な作業道を含めた範囲。中心伽藍ゾーン区域以外は、法肩~法裾までを範囲に含める。	郭公岳の国有林へと続く林道で、国、町、森林組合で管理する林道が主要な部分となる。史跡の中心である平坦部群の間を縫うように巡っているため、遺構に対する影響が懸念され、地質調査の結果から、遺構損壊を引き起こす要因として、表流水の供給が問題となっている。そのため、遺構保護の観点から、排水系統の処理、史跡外移設を含めた林道のあり方の検討等が緊急の課題となっている。

表18 史跡指定地外地区区分（参考）

ゾーン		地区概要	地区的状況	
史跡指定地外	周縁部	史跡指定範囲の周縁にあって等妙寺に関連する可能性を持つ遺構等が確認あるいは考慮される地区。	D地点 (猿谷)	平成17年度試掘調査。所属時期が不明ながらも、土壙基礎や門跡、石積みによる階段状遺構、庭園風の配石など多数の遺構を確認。民有地で、スギ・ヒノキの植樹が行われているが、放置林化し、シイ・カシなどの雑木との混交林となっている。
			その他地点	平成15・16年度の踏査により、D地点から上の尾根上にいくつかの平場が確認されているが、地下の状態については未調査。スギ・ヒノキの植樹林。民有地。
	参道周辺	史跡指定された参道の両サイド5mを越えた指定地外の地区。	F地点 (ミノコシ)	平成18年度試掘調査。江戸初期以前に遡りうる道跡（参道）と宅地の拡幅に伴い埋没した石垣などの遺構を確認。現況はクリ畠となっており、遺構の保存状態は良好。伊達氏の家紋瓦（九曜紋）が出土した。
			その他地点	平成19・20年度の試掘調査では、近世以前に遡る遺構・遺物は未確認。参道より西側の市の又川までの範囲の多くが依然未調査。現況は荒地化が進んでいる。
	行場等関連地	地名調査や踏査により確認された、奈良山山岳一帯に点在する行場候補地及び等妙寺関連地。	金剛滝	二股瀬川上流に位置する滝。北側に位置するトンギリ山山頂には川後滝城跡（平成20年度試掘調査）が位置する。その尾根筋から滝までの広範囲はホノガ名が金剛滝で、町有地となっており、スギ・ヒノキ植樹林となっている。
			洞窟1	等妙寺尾根を越えて松野町側へとやや下ったところに位置する洞窟。周囲は急斜面で、自然石の路頭が多く、雑木林となっている。
			洞窟2	中野川市の又の谷筋を上ったところに位置する。自然石の岩肌が露出し断崖をなす、大変危険な場所にある。周囲は雑木林となっている。
			尾根筋の峠道	郭公岳や東高月山へと至る峰々をつなぐ尾根上の道。途中に鬼王峠など等妙寺縁起に記された伝説に関する地名を持つ地点がいくつか存在している。尾根上は雑木林となっており、シャクナゲの群落も確認され、四季折々の植生が楽しめ、景観もすばらしい。このため、登山客に親しまれている。しかし、東高月山山頂は雑木が生茂り、眺望がきかぬいうえ、登山コースとしては道の状態もよくない。
			岩場	断崖をなす巨大な自然石の路頭など確認されるが、詳細な調査には及んでいないものの、等妙寺尾根上に板状の石材を敷き並べたように見られる岩場も確認している。
	等妙寺橋及び参道	奈良川の等妙寺橋から等妙寺までの参道と伝えられる道の範囲。	現況の等妙寺橋は、鉄筋コンクリート製の橋となっており、道についてもアスファルトにより舗装された道となっている。橋の周辺は、堀、堀切あるいはついち、高ついちといった地名が確認されているものの、これまで発掘調査等による地下の状態についての確認はされていない。	
	鬼が城山系	郭公岳、高月山から八面山、三本杭といった標高1,000mをこえる山系。山頂付近から滑床渓谷、成川渓谷など、主に足摺宇和海国立公園に指定されている。	足摺宇和海国立公園に指定され、登山客を中心に大変親しまれている。高月山へは黒尊林道により車で近くまで登ることができ、そこから尾根伝いに新鬼ヶ城山や三本杭、八面山方面へは比較的行きやすく、ハイキングコースとして利用されている。	
	周辺の重要な関連遺跡	歴史環境を構築する、町内各所に点在する各時代の重要な遺跡。	川後滝城跡	平成20年度試掘調査。トンギリ山山頂に位置し、眺望が大変すばらしい。時期は不詳ながらも、土塁や虎口といった城郭関連の遺構を確認。
			等善寺境内	平成20年度試掘調査。東仲に所在。等妙寺関連地として、無住で廃屋となっている現境内地を調査。中世の遺物が出土し、中世段階の遺跡として確認。
			正蓮寺跡	平成20年度確認調査。遺構・遺物は未確認。等妙寺末寺と伝えられ、等妙寺と伝説で繋がるタモト岩が存在する。
			岩谷遺跡	縄文後期の環状配石遺構が確認された遺跡。県指定史跡である。現在は公園として、遺構上に保存上屋、トイレなどの便益施設、体験学習施設などが整備されている。
			その他各種遺跡	平成3～5年広見町遺跡詳細分布調査により確認された遺跡が主となっているが、これ以降の発掘調査はほとんどなされていない。縄文から中世に至るまでの遺跡が各地に存在。
	鬼北総合公園（市越公園）	永野市の市越にある広域のスポーツ等総合公園施設群。	公園内は園路等の整備がなされ、各種スポーツ大会などでの活用が広く行われている。永野市はかつて文野々市と呼ばれ、その名称から市の存在が考慮される地区であり、市越は等妙寺尾根上の市越街道が通うことから交通の要衝として理解され、等妙寺と深い関連を持つ地区といえる。	

※各地区の位置等については、本文第2章第2節図4;p15・16および第4節図8;p29を参照。

第4節 現状変更の取扱い基準

今後起こりうる現状変更の原因としては、民有地における種々の開発行為や史跡の保存整備に伴うものが想定され、遺構確認のための発掘調査についてもそのうちの一つとなる。史跡の調査並びに保存整備に関わる行為については、十分な協議を経たうえで必要最小限の範囲で認めるものとする。

さて、史跡には文化財保護法第125条（以下、法とする）の規定に基づく現状変更の強い規制がかけられているが、史跡を構成する諸要素の有無に基づく地区区分を行い、各ゾーンにおける保存管理方法について検討したように、各地区の状況に応じた現状変更の方針およ

表19 現状変更方針と基準

地区	現等妙寺境内地ゾーン	参道ゾーン	中心伽藍・周縁部ゾーン	樹林ゾーン	現林道ゾーン	
開発行為	現状変更の取り扱い方針 原則として史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するものおよび防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない。 ただし、宗教活動、その他生活に支障をきたす事象が生じた場合は、事前に遺構の存否について確認した上で認める。	原則として史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するものおよび防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない。	重点的に保護し、史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するものおよび防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない。	原則として史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するものおよび防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するものおよび防災等の緊急を要する場合の措置以外は、現状維持を原則とする。 ただし、現在の林道管理者及び利用者に支障をきたす場合には、事前に遺構の存否について確認したうえで認める。	
	山林・樹木 現状維持を原則として、新たな植林・植栽は認めない。 ただし、史跡の景観に資するものである場合は、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。 樹木の伐採は、遺構保護の観点から、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。	同左	現状維持を原則として、新たな植林・植栽は認めない。 ただし、樹木の間伐・伐採など樹林管理の上で必要な措置については、遺構保護の観点から、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。	同左	現状維持を原則として、新たな植栽は認めない。 ただし、修景など史跡の景観に資するものである場合には、事前確認したうえで認める。 樹木の伐採は、遺構保護の観点から、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。	
	道路・水路 現状維持を原則とする。 ただし、宗教活動、その他生活に支障をきたす事象が生じた場合は、事前に遺構の存否について確認した上で認める。	現状維持を原則とする。 ただし、生活に支障をきたす事象が生じた場合は、事前に遺構の存否について確認した上で認める。	新たな道路・水路建設は認めない。	原則として新たな道路・水路建設は認めない。 ただし、山林管理、保存整備の上で必要な場合には、遺構に影響を及ぼさないことを確認した上で認める。	現状維持を原則とする。管理のために必要な措置、現在の林道管理者及び利用者に支障をきたす場合には、事前に遺構の存否について確認したうえで認める。	
調査		遺構の確認調査、発掘調査、保存整備に関する調査については、事前に十分な協議を行ったうえで必要と判断される場合は認める。				

び取り扱い基準を明確にしておく必要がある。現状変更の取り扱いについては、特に民有地の地権者に対する周知徹底を図ることが必要であるが、当史跡の場合は、公有地内に共同管理を行っている林道が通っていることもあるため、関係諸機関に対する周知も必要である。

以下、各ゾーンにおける現状変更の取り扱い方針及び基準を表19に示した。また、現状変更等を行う場合には文化庁長官の許可が必要であるが、権限委譲により県の許可（法施行令第5条第4項）の場合や許可申請不要の場合（法第125条）もある。このため、現状変更申請の区分を表20に示した。

ただし、いずれの場合であっても、その行為の内容に応じて関係法令や関係機関との調整・協議が必要となる。そのため、現状変更の手続きを円滑に進めるためには、計画段階での事前協議が大切であり、そのことには留意が必要である。

表20 現状変更申請の区分

区分	行為の内容		参考例・備考
文化庁長官への許可申請	現状を変更する行為（法施行令第5条第4項の規定に基づく現状変更を除く）	土地の形状の変更を伴う行為 工作物の建築や除去（設置後50年以上） 建築物の増築・改築・除去など	掘削や盛土を伴う道路・水路等の改修 家屋の増改築・除去等
県教育委員会への許可申請	法施行令第5条第4項の規定に基づく現状変更	小規模建築物で、3ヶ月以内の権限を限って設置されるものの増築、改修、除去（2階以下の建物で地下を有しない木造又は鉄骨造りで、増改築後の面積が12m ² 以下） 工作物の設置、改修、除去（設置後50年未満）又は道路の舗装、修繕 埋設されている電線、水管の改修 木竹の伐採 指定物件の管理に必要な施設の設置、改修または除去	工事用仮設物の設置等 土地の掘削、盛土、切土など 土地の形状の変更を伴わないもの 案内板・解説板等の設置・改修・除去
許可申請不要	維持の措置	史跡がき損、衰亡している場合において、 (1) その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡を指定当時の原状に復する時 (2) その拡大を防止するための応急措置 (3) 復旧が明らかに不可能な場合は、当該部分の除去	遺構が損壊した場合、またはその恐れのある場合の応急処置等 ※行為の実施に際しては、文化庁、愛媛県、鬼北町が十分な協議を行う。
	非常災害のために必要な応急措置を執る場合	災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置	崩落土砂、倒壊した工作物等の除去 ※現状変更申請は不要であるが、き損届の提出が必要。その中で具体的な措置の方法や対策について示すこと。
	保存への影響が軽微である場合	植栽の維持管理	危険木の伐採・除去、樹木の剪定、刈払い等

※表中の「法」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）のことをさす。

第4章 長期構想

第1節 追加指定と公有化

1. 追加指定の考え方について

等妙寺旧境内は、中世段階の寺の中心域とする平坦部群と、同時期に山下の施設であった靈光庵跡地に再興された現在の等妙寺境内、これらの間をつなぐ参道を含めた範囲を主な史跡の範囲としている。中心域については、その周縁に点在する遺構も保護していくため、尾根筋上から谷の下流域まで含めた範囲とした。現等妙寺境内地についても、靈光庵に関連する遺構は未確認であるが、再興された等妙寺の歴史性、その土地に刻まれているであろう履歴を面的に保護するため、現境内地の範囲が指定されている。しかし、参道については、道を中心に両側幅5mの範囲を設定しているのみである。参道から西側の市の又川の間には多数の田畠がある。これらの当時の利用状況等の把握をするために確認調査等を実施し、遺構が確認された場合、あるいは保存整備を行っていく上で保護措置が必要な場合には、追加指定について検討し、遺構の保全を図っていくことが必要である。また、地権者の同意が得られず指定地から外れているところもあり、引き続き同意が得られるよう求めていく。

また、広大な手中には、古道がめぐり、所属時期の不明な遺構が確認されているところや行場と考えられる地点も確認されている。地名調査等の成果では、山下の平野部においても広大な範囲が旧境内地であったことが推測されている（土居2005ほか）。今のところ、等妙寺との関連を示す積極的な証拠は発見されていないが、関係性が証明されるような重要遺構が確認された場合には、追加指定等による保護措置について検討する。

こうした史跡地周辺の追加指定に加えて、子院や末寺に対する取り扱いについても検討を要するものと思われる。例えば、等妙寺末寺とされる六奉行寺院、等妙寺開山僧理玉和尚の建立したとされる大光寺（宇和島市吉田町）や等善寺（鬼北町東仲）、あるいは等妙寺と同じ奈良山にあって末寺として伝えられる正蓮寺跡（鬼北町奈良）などがある。「等妙寺末寺随一名藍」（『歯長寺縁起』）とされ、西園寺家の氏寺でもあった歯長寺（西予市宇和町）は、中世末に戦火により焼失、移転されて現在に至るが、旧伽藍の跡地の特定がなされていない。国指定重要文化財である「歯長寺縁起」の存在もあるため、遺跡が確認された場合は、等妙寺関連の遺跡群として、広く保護措置が図られる必要がある。

以上のことから、追加指定の考え方についてまとめると、以下のとおりである。

- 史跡地周辺において重要な遺構の発見があった場合は、史跡の追加指定について検討する。また、遺構保全の観点から範囲の見直し等を図り、必要と判断される場合は追加指定を検討する。
- 等妙寺に関連する遺構、子院、末寺の遺跡が確認された場合は、等妙寺関連の遺跡群として、追加指定を検討する。
- 遺跡範囲内における未指定部分について、継続して地権者の同意を求め、追加指定を目指す。

2. 用地の公有化について

等妙寺旧境内では、民有地の割合が全体の約2%、現等妙寺境内地及び参道という狭い範囲に限られている。史跡の導入口にあたる重要な位置にあり、参道周辺の田畠については耕作放棄地となって久しく、荒地化が進んでいるのが現状である。今回の各種調査によって明らかとなったように、地形の変状や土壌侵食の進行、障害木等による参道の損傷箇所が多く認められ、その対処は緊急性を要するものと評価された。こうした現状から、史跡の見学客に対する安全管理上にも問題がある。遺構の損傷を食い止め、早急かつ確実な保存管理を図っていくためには、早期の公有化を推進することが必要である。

こうした現状から、確認されている遺構の保護と保存、整備活用、安全管理及び所有者への補償措置の観点からも、早期の公有化を推進する。

第2節 史跡整備の基本構想

1. 史跡整備の基本方針

等妙寺旧境内は、鎌倉時代に興った仏教の戒律復興運動の具体的な姿を伝える遺跡として、全国的にも貴重な寺院跡である。また、宇和莊を中心とする南予一帯、ひいては四国における天台律宗の拠点寺院として、地域の歴史を語る上では欠かすことができない重要な位置を占めている。こういった歴史的価値を有していたからこそ、現在までに地域住民によって伝承され、遺跡として守り伝えられてきた。これを適切に保存し、後世へと伝えていくためには、現状のまま保存するだけではなく、多くの人々がその価値を享受できるよう、整備活用していくことが必要である。また、現在までにその格式の高さを伝えてきている宗教法人等妙寺についても、文化や伝統、格式といった寺の持つ価値を史跡という付加価値とともに継承してゆかなければならぬ。地域の文化・文化財の継承には、地域の人間力といった支えが不可欠であり、現在のお寺を含めた広大な史跡地の維持管理、それらの整備、そして活用の推進には、行政・地域住民・宗教法人等妙寺の三者が意思の疎通を図り、連携して進めていくことが重要となる。

そこで、等妙寺旧境内の保存整備にあたっての基本方針を以下のように定める。

- 史跡を恒久的に保存し、その価値を継承していくために、地域と行政、寺が一体となつた史跡の保存整備活用を目指す。
- 等妙寺の歴史的価値、学術的価値を伝えるため、正確かつ分かりやすい整備を行う。
- 史跡の自然環境や寺としての景観など、周辺の環境と調和した整備を行う。
- 地域の歴史や自然環境を学習する場として、あるいは憩いの場として活用し、安らぎのある快適な空間を目指し、そのために必要な便益施設等の整備を行う。
- 史跡の活用をより広域的なものとするため、周辺の文化財、施設等と連携し、利活用に努める。

なお、詳細な整備構想・計画については、保存管理計画において定めた各方針に基づき、より具体的な史跡整備の基本構想及び基本計画を策定する。これらの整備構想・計画の策定にあたっては、「等妙寺旧境内調査整備検討委員会（仮称）」を設置し、協議を行うこととする。

2. 史跡整備の将来像

等妙寺旧境内は、歴史的価値を有する史跡だけ構成されているのではなく、現在まで続いている寺としての1面、あるいは江戸時代から宇和島藩の御用木林として管理され、現在までもスギ・ヒノキの植林地として営林されてきたという山林としての1面、森林や谷川、そこに住む動物や植物といった自然の環境など、様々な要素が含まれている。史跡の整備活用にあたっては、こうした様々な要素を資源とし、それを有効に活用していくことが必要である。それは史跡地内での有効活用と、史跡地外のより広域的な活用と考えられる。以下、それぞれ分けて記述する。

（1）史跡指定地内の整備活用

先の地区区分において、史跡指定地内を6つの地区に区分している。これらの地区については、全体として基本的な方針の下に調和した整備が前提となるが、それぞれの地区の特性に応じた整備活用が必要である。史跡整備の具体的な構想・計画については、現在の地区区分をさらに細分化し、より詳細な検討を要するものといえるが、ここではあくまで大枠の考え方についてまとめるものとする。

① 現等妙寺境内地ゾーン

現在の等妙寺の境内であり、宗教法人等妙寺の宗教活動の場であることが前提となるが、史跡地としての調和を図り、格式ある寺としての景観を形作っていくことが大切である。史跡を訪問するとき、初めに訪れる地区であるため、このゾーン付近にはガイダンス施設等を整備し、史跡の歴史やその概要を分かりやすく伝える。また、今まで継承されてきた貴重な什物が保管されているため、その恒久的な維持、盗難や火災に備えた管理が可能な収蔵庫、それらを一般公開し、その価値や評価を共有するための展示スペースなども必要である。このほかにも史跡の維持管理、調査、保存整備等を進めていく上での拠点としての機能や情報を発信していく場としての機能を持たせることで、史跡の整備活用の拠点とすることが重要である。

② 参道・中心伽藍・周縁部ゾーン

ここは重点的に遺構の保全を図る必要のある地区であるが、積極的に整備を行い、史跡としての生きた情報を伝えるゾーンである。参道は、散策を楽しみながら、周囲の自然に触れることのできる空間であると同時に、中心伽藍ゾーンという中世の山岳寺院の聖域へといざなうタイムトンネルの役割を果たす。そのため、遊歩道や便益施設を整備し、周囲の環境についても整備することで、安全・安心で、快適な空間を提供する。途中の森林を抜けて奥に

進めば、寺院の聖域としての谷地の景観が広がり、中世寺院へとタイムスリップしたかのような印象をもたせ、体感できる空間として整備をする。中心伽藍ゾーンは傾斜の強い谷地であるため、体力的にもきつい。しかし、平坦部C（智光院跡）の眺望や各平坦部での展示等を充実したものにし、便益施設を整備することで快適に過ごすことができる空間を提供することで、学習意欲や開放感、達成感といった代価を得られるようにすることが重要である。周縁部ゾーンにおいても遺構保全のみではなく、等妙寺尾根を通う市越街道といった尾根上の道は、山岳修行の道としても利用が可能である。登山道を整備すれば、修行追体験の道として、あるいは森林浴のできる空間としての活用が期待できる。

③ 樹林ゾーン

ここでは、山林管理を主体的に行い、肥沃で生命あふれる森林環境の創出を目指す。等妙寺旧境内の当時の古環境はよく判っていないが、『予州奈良山等妙寺縁起』には等妙寺がこの地に選ばれた理由の一つとして、「古杉森々トシテ數十万本、枝葉繁茂シテ雨露ヲ侵サズ」と記している。古環境については今後分析を進めていく必要があるが、仮にこうしたスギ林の環境が本来あるとすれば、それを育んでいくための空間も大切である。しかし、その場合においても、少なくとも現在のようなスギ・ヒノキ植林による密生した状態ではなく、「ガラクの大杉」が示すように大樹として育つ環境があったものと思われる。したがって、かつて等妙寺が置かれた理由が体感できるよう、森林保全区域として、樹木を管理し、育んでいく。また、森林浴が楽しめ、自然とふれあい、自然について学習できる空間としての活用もできる。

（2）史跡指定地外での整備活用

第3章において史跡指定地外についても地区区分を行い、表に示した（表18;p82）。ここでは主な項目に分けて記す。

① 周縁部・参道周辺・行場等関連地・等妙寺橋及び参道

周縁部の遺構や行場等の関連地については保存整備を進めることで、史跡地内だけではなく、中世寺院の境内地の広さを実感でき、修行の追体験などを楽しむ空間として活用できる。また、等妙寺橋から現等妙寺までの参道についても標示することで、史跡に訪れる前に実感として残るものとなる。中野川・芝周辺の道を整備し、サイクリングコース等を設定すれば、全体として健康増進の空間としても活用できる。

② 鬼が城山系・鬼北総合公園

等妙寺尾根を通う登山道の整備については史跡指定地内でも述べたところであるが、この道は、多目的運動施設である鬼北総合公園のある市越から、郭公岳の山頂までも辿ることが可能な道である。このため、運動を主体とする空間と歴史・文化を主体とする空間として、鬼北総合公園と史跡とを一体的に捉えた公園整備も可能である。

③ 周辺の重要な関連遺跡及び文化財

等妙寺旧境内の周辺を見渡せば、六奉行寺院を初めとする関連寺院跡や山城などの中世城館跡、縄文や弥生時代の遺跡など数多く存在している。もう少し目を凝らせば、近代の炭窯の跡なども地元の生業を伝えるもの、あるいは伝統技術あるいは風習、習俗、文化といった、現代の社会で失われつつある貴重な財産がある。こうしたものを地域の資源として見出し、それを継承していく中で、現代に活かしていくことが大切である。それらを研鑽し、それぞれを連携させ、活用を図っていくことが必要である。

第3節 今後の体制

史跡指定を受けるまでは、主として史跡の歴史的価値の追求が必要であることから、歴史的・考古学的な技術・知識が要求されるため、組織としては町教育委員会単独での事業推進が図られてきた。しかし、史跡整備にあたっては、土木工学、植生、景観、公園、観光など、多種多様な分野の専門的知識や経験が要求され、そうした中で整備における様々な問題・課題に対して適確に対処し、円滑に事業を推進していくことが求められる。したがって、行政内外における連携・協働が不可欠である。

そこで、新たな体制作りにあたっては以下のとおりとする。

- 行政内では、文化財行政だけでなく、他部局との横の連携を図り、プロジェクトチームを発足するなどして、事業を推進する。
- 事業推進の方向性を定めるため、外部の有識者を含む専門委員を擁する整備検討委員会（仮称）を設置し、円滑な事業推進を図る。
- 史跡の保存管理・整備活用の取り組み、文化・文化財の保存・継承においても、地域住民の人間力が不可欠である。そのため、保存団体や地域リーダーの育成に努め、住民参画型の協働による史跡の保存整備を目指す。
- 多くの檀家に現等妙寺は支えられており、その代表格として等妙寺がある。このため、宗教法人等妙寺との連携が不可欠である。
- 町行政、地域住民、等妙寺の三者（官・民・寺）の連携・協働による推進を図るとともに、その中核に委員会（学）を位置づけ、全体として一体となった事業推進を図る。

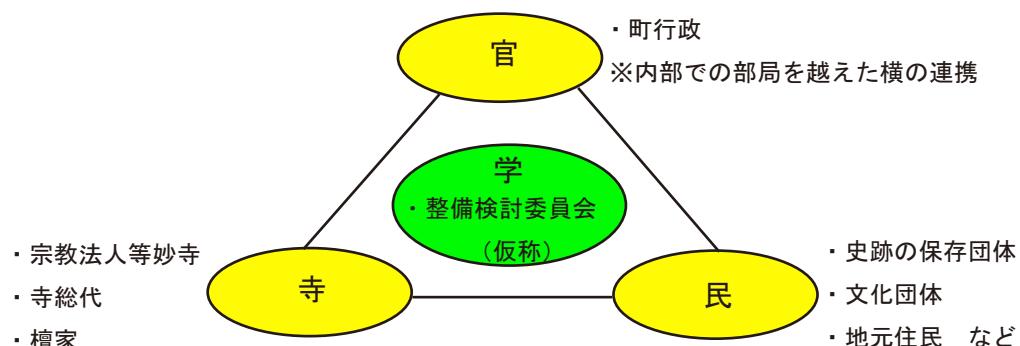


図31 今後の体制における連携・協働の概念図

第5章 今後の課題

これまで等妙寺旧境内の保存管理について、史跡を保存し、次世代へと継承するために、様々な角度から分析し、検討してきた。ここでは保存するだけではなく、史跡を活用していくためにはどのように進めていくべきかを今後の課題としてまとめることとする。

(1) 史跡の本質的価値の追求

等妙寺旧境内は、これまでの発掘調査や文献の調査、現等妙寺に残されている什物の調査など、様々な角度から調査が進められたことで、史跡としての価値が徐々に高まり、国指定史跡として認められるようになった。しかし、その本質的価値が十分に明らかになったというわけではない。遺跡としては、平坦部の配置とその利用について把握されてきているものの、坊院跡内部での建物配置やそれぞれの機能・性格など、その内実はよくわかっていない。歴史的位置づけに関しても、ようやく研究の端緒についているのが現状であり、これから議論を尽くすべき課題が山積している。史跡を活用していくためには、史跡そのものが持つ本質的な価値の追求を継続し行っていくことが不可欠である。

(2) 広報活動の充実

史跡の本質的価値の追求と同時に、その価値を伝えていくことが必要である。国史跡として指定されたからといって周知されているわけではなく、今後の広報活動を通じて全国的な知名度を上げていくことが望まれる。そのためには、研究会や学会への広報、一般に向けたシンポジウム、学習会や講演会、インターネットを利用した情報の発信など様々な方法が考えられる。また、対象とする年齢層によっても方法が異なると考えられるが、とりわけ次世代を担う子供たちを対象とした文化財保護の啓発活動は、地域の財産を継承していく上で欠かせない重要なものといえよう。史跡の生きた情報を幅広く、また、伝える相手に応じて分かりやすく伝えていくことが大切である。

(3) 体制の充実

本文「第4章第3節今後の体制」(p88)において方針が定められているところであるが、史跡の本質的価値を追求し、なおかつ広報活動の充実を目指した事業推進を図っていくためには、その活動を維持・継続していくことを可能とする体制の充実が不可欠である。

史跡の保存整備と併せてその本質的価値を追求していくためには、文化財行政内部の体制の充実が必要である。また、広報活動の充実を図るために、「官」では他部局や関連諸機関との連携の強化、「民」では活動を主体的に進めていくための団体の育成と充実が課題である。

(4) 史跡整備の方向性

等妙寺旧境内は、そのものがもつ文化財としての歴史的な価値に加えて、豊かな自然に恵まれた環境下にある。こうした自然についても史跡が持つ多様な魅力の一つであり、周辺環境を最大限利用し、活用を図っていくことが求められる。「文化財が主、森林・樹木は従」という方針を前提としたうえで「自然と歴史の調和した史跡」としての整備を目指すために、整備検討委員会（仮称）を設置して具体的な検討を進める。また、自然との調和を図っていくためには、今回策定した植生管理方針に則り、史跡の保護を前提とした森林管理計画を早期に策定し、森林の計画的な除間伐と、間伐材などの資源を有効利用していくためのシステムの構築を実現していかなければならない。

引用・参考文献一覧

- 旭村役場 1910『旭村誌』
- 池本覚 1992「第2節 古文書に見る戦国武将の動向（近永地区）」『広見町近永・好藤地区遺跡詳細分布調査報告書』広見町教育委員会
- 石野弥栄 1987「南北朝・室町期の伊予西園寺氏—公家大名成立の前提—」『国学院雑誌』88卷10号
- 石野弥栄 2004「「歯長寺縁起」の世界—南予中世社会の一断面—」『伊予史談』330号 伊予史談会
- 石野弥栄 2005「第2章 歴史的環境」『等妙寺跡（第2～6次調査）』第7集 鬼北町教育委員会
- 石野弥栄 2007「VI 文献からみた等妙寺」『等妙寺旧境内（第1～9次調査）』第8集 鬼北町教育委員会
- 犬飼徹夫 1979「出土遺物について」『岩谷遺跡』岩谷遺跡保存会
- 犬飼徹夫 1980「第1章 2 遺跡をめぐる環境」『吉田町国安川遺跡』吉田町教育委員会
- 岩田茂樹 2003「木造菩薩遊戯坐像（伝如意輪観音）」（平成15年7月31日付等妙寺所蔵什物調査報告文）
- 愛媛県宇和島地方局 2001『土石流危険渓流及び土石流危険区域調査委託業務調査報告書』中央開発株式会社
- 鎌倉市教育委員会 2008『史跡仏法寺跡保存管理計画書』
- 上市町教育委員会 2009『史跡上市黒川遺跡群保存管理計画策定報告書』
- 鬼北町教育委員会 2005『等妙寺跡（第2～6次調査）』第7集
- 鬼北町教育委員会 2007『等妙寺旧境内（第1～9次調査）』第8集
- 鬼北町役場 2006『鬼北町長期総合計画』
- 西条市教育委員会 2007『国指定史跡 永納山城跡保存管理計画策定報告書』
- 西予市教育委員会 2009a『坪栗遺跡（2次）、国木遺跡、道面・大神田遺跡』
- 西予市教育委員会 2009b『宇和盆地の古代文化研究I』
- 土居聰朋 2005「4. 地名からみた等妙寺跡の空間構造」『等妙寺跡（第2～6次調査）』第7集 鬼北町教育委員会
- 寺井良宣 1998「法勝寺流円戒の旧跡「伊予等妙寺」と西教寺「戒灌頂」の授戒本尊」『真盛宗報』第125号 天台真盛宗学研究所
- 時枝務 2007「中世寺社の考古学」『月刊文化財』No.518 第一法規株式会社
- 中野良一 2005「3. 石積みについて」『等妙寺跡（第2～6次調査）』第7集 鬼北町教育委員会
- 西田多江 2005「作品紹介 等妙寺蔵 絹本着色如意輪観音像」『愛媛県美術館研究紀要』第4号
- 西村岡紹 1999「1. 本寺法勝寺と伊予等妙寺」『旧等妙寺跡（第1次調査）』第1集 広見町教育委員会
- 幡上敬一 2006「予州奈良山等妙寺旧境内—四国における戒律復興の拠点寺院—」『月刊文化財』No.518 第一法規株式会社
- 広見町教育委員会 1999『旧等妙寺跡（第1次調査）』第1集
- 広見町誌編さん委員会編 1985『広見町誌』
- 広見町教育委員会 1992『広見町近永・好藤地区遺跡詳細分布調査報告書』
- 日吉村誌編集委員会編 1968『日吉村誌』
- 史跡等整備のあり方に関する調査研究会編 2004『史跡等整備のてびき—保存と活用のために—』文化庁文化財部記念物課監修・発行
- 松野町教育委員会 1999『史跡 河後森城跡』
- 水野岩根 2005「第2章 地理的環境」『等妙寺跡（第2～6次調査）』第7集 鬼北町教育委員会
- 好藤村役場 1911『好藤村誌』

付編 等妙寺関係主要文献史料解説

石野 弥栄

平成 21 年度までに調査した等妙寺に関する主要な文献史料について、文書・記録・編纂物の順に解説する。

(文書) 【西教寺文書】

中世における等妙寺の本寺である法勝寺が天正 18 年 (1590) 以降、近江国の西教寺（現滋賀県大津市坂本）に兼摂された関係上、西教寺文書の中に法勝寺関係文書を含み、そのうちに等妙寺が見える。永和 3 年 (1377) 8 月 1 日の「法勝寺興行条々」と呼ばれる法勝寺衆僧の連署する定文があるが、法勝寺の衆議で決定された事項のうち、「寺々毎年出物事」と題する記事中に豫州分 12 か寺の一つとして等妙寺が見え、法勝寺へ 2 貫文の錢を進上していることが分かる。

【歯長寺文書写】

中世に等妙寺の末寺であった歯長寺にかつて伝えられた文書。現存しないが、明治 21 年 (1888) に修史局編修長の重野安繹が歯長寺蔵本を探訪して、翌年影写したものがある（東京大学史料編纂所架蔵影写本）。また、明治 34 年 (1901) に西園寺源透が歯長寺を訪れ謄写している（「南予の社寺」一所収／伊予史談会蔵）。それは、享徳 2 年 (1453) 卯月 8 日の日付のある歯長寺住持昌宗上人に宛てた 2 通の某寄進状である。これらは、伊予西園寺氏当主が発給したものと考えられる。1 通には袖判が据えられ、日下に別筆で「西園寺中将公広」と書き入れられていたという。他の 1 通の袖判は切り取られた跡があったといい、後世の人の手が加わっている。いずれも等妙寺と歯長寺とが寺領をめぐって争い、伊予西園寺氏が京都の西園寺本家の意向を受けて裁決したもので、歯長寺の勝訴にいたっている。なお、この 2 通の寄進状は、江戸時代中期に成立した「宇和旧記」（西園寺殿之事）に所収され、近時には、『愛媛県編年史 第四』（愛媛県史編纂委員会編集兼発行 昭和 42 年）および『愛媛県史資料編 古代・中世』（愛媛県発行 昭和 58 年）にも翻刻、収録されている。

【法流相承両門訴陳記所収文書】

近江来迎寺蔵。『大日本史料』（東京大学史料編纂所発行）第 6 編之 20・22 に収める。延文元年 (1356) 3 月 1 日の恵鎮（法勝寺住持）の死にともない、その弟子であった昌景上人惟賢と円昭大徳惠澄との間に発生した師跡をめぐる争いに関する一連の訴訟関係文書をまとめたものを、「法流相承訴陳記」と題するが、この中に法勝寺衆僧言上状が引用され、等妙寺

開山とみられる「等妙寺静義上人」（理玉和尚）や、同寺2世の「通悟房」が登場し、師弟関係やその立場をうかがうことができる。

ほうかいじもんじょ
【宝戒寺文書】

鎌倉市小町にある天台宗寺院の所蔵する文書。『鎌倉市史』史料編第一に翻刻して収録されている。等妙寺と同様に開かれた天台系律宗の戒場の一つで、東方（関東）弘通の拠点として重視され、同法系の嫡流の恵鎮、惟賢が住持職に任命されたという（ただし、恵鎮の補任を認めない説もある）。この中に「授戒法則」があり、建武4年（1337）10月4日に法勝寺南殿で伊予国の住人の等空という者が、静義上人（理玉和尚）の推薦で受戒している記事がある。

うわじまりょうじいんちょうしょしゅうもんじょ
【宇和島領寺院帳所収文書】

天保6年（1835）に宇和島藩領内寺院の由緒を調査した結果が、宇和島城下の金剛山大隆寺（正眼院）住職晦巖（金窟役僚と号す。触頭。）によってまとめられている（愛媛県立図書館蔵）。奥書によれば、等妙寺から同年8月に由緒書を添えて大隆寺へ提出していることがわかる。この中に元禄13年（1700）6月8日の輪王寺宮門跡（公弁）御教書、同年6月15日の同門跡御教書が収録され、等妙寺が宇和島藩主伊達宗昭（のちの宗贊）の願いによって山門（比叡山）惣持房末寺から東叡山寛永寺直末になり、等妙寺住職恵海一代を限って木蘭色衣の着用を免許するなど、等妙寺が江戸幕府の御願寺的存在になり、高い寺格を与えられたことを示す貴重な内容の文書を含んでいる。その他、寛保2年（1742）9月の輪王寺門跡御教書（湛瑞の等妙寺住持職補任に関するもの）、宇和島藩役人の連署状（折紙）2通（等妙寺への米の下賜、同寺への初穂料下賜）を収める。

うわじまだてけもんじょ
【宇和島伊達家文書】

以下にあげる4通の等妙寺関係文書がある。

- ① 年未詳某覚書、② 6月3日付〈稻井か〉甚太左衛門書状（桜田玄蕃宛）、③ 6月4日付桜田玄蕃書状（〈稻井か〉甚太左衛門・〈岡本か〉治部左衛門・〈望月か〉八郎左衛門宛）、
④ 6月4日付〈岡本か〉治部左衛門書状（桜田玄蕃宛）。

これらは一連の文書群とみられ、①に「芝村等妙寺鐘楼并本堂屋根、鎮守社大破ニ付元木願出有之……」と見えるように、等妙寺の堂舎の修復に、宇和島藩の直轄林（御立山）になっていた等妙寺山（古寺山）の元木（杉・楓・松）を建築用材として下賜することを命じたもの。藩から山奉行らに吟味を命じたものや、同奉行からの報告内容とみられる。

さくらだけしょぞうきろくしょしゅうもんじょ
【桜田家所蔵記録所収文書】

宇和島叢書のうち。宇和島藩家老桜田家に伝えられた文書の写。宇和島伊達家所蔵。万治2年（1659）7月12日の覚書が収められているが、それに「奈良山より目黒山迄之絵図之事」、

「等妙寺えんきの事」が見える。奈良山（等妙寺山・古寺山）には、「そき（粉）役（屋根葺き用の板材）を賦課される村々があったという。

(記録)

かいかんどうじょうず 【戒灌道場図】

続天台宗全書（天台宗典編纂所編 春秋社刊）円戒 I 重授戒灌頂典籍に収める。等妙寺より法勝寺へ提出した円頓戒灌頂の際に設営した道場の莊嚴を記した略図。「元応寺常住」とあるから、もともとは元応寺（洛東岡崎にあった法勝寺の近辺にあった戒場）の什物であったが、等妙寺へ伝えられたものか。等妙寺顕救上人（理玉和尚）が死去したとき、第2世の通悟が自筆で書写して本寺の法勝寺へ送った絹編（重要な聖教）10帖の一つ。

えんかいじゅうろくじょう 【円戒十六帖】

同上所収。第7帖に記された結界（葉衣鎮・八字鎮・不動鎮）に関する秘訣。奥書によれば、等妙寺東塔（東堂＝前住か）で、法勝寺住持であった静能和上から伝わった書籍で、本来は金山院道崇和尚（光宗）自筆本であったという。大永2年（1522）、存海上人から寄進されたもの。

かいけちたい 【戒家智袋】

同上所収。奥書によれば、正和5年（1316）11月10日に比叡山西塔別所の黒谷慈眼房で光宗から等妙寺の顕救上人（理玉和尚）へ相承された書籍という。光宗が師の興円上人から伝えられた戒家としての心得を口伝として伝授したもの。

きたのしゃいっさいきょう 【北野社一切経】

洛北の北野天満宮の天神法楽のために、応永19年（1412）に北野経王堂で書写され、北野社の経蔵に収められた經典。現在は北野社付近の大報恩寺経王堂に収蔵されている。『大日本史料』第7編之16にその奥書を翻刻して収録する。その中に、明応9年（1500）、文亀元年（1501）に集中して多くの経巻を新写、補写した等妙寺僧（当初は吉藏寺僧）隆円十穀とその一結衆が見える。それらの経巻の奥書によれば、かれらは宇和荘三間郷沢松の吉藏寺門前市場とその周辺に住む隆円の血縁者や勧進僧たちであったことが知られる。

けいらんじゅうようしう 【渓嵐拾葉集】卷90

『大正新修大藏經』所収。等妙寺開山静義上人（顕救上人・理玉和尚）の師光宗上人（道光上人・道崇和尚）の著述。もとは300巻、現存本は116巻あるいは117巻ともいう。光宗は「顕密戒禪」という幅広い仏教学に通じるのみならず、記家（記録を司る家柄）であり、自身は天台僧と記しているが、戒家として律僧でもあった。その内容は仏教上の思想のみならず神道、文学・土木・医術など広い分野の豊かな内容を含んでいる。卷90は「鉄塔事」

と題するもので、仏説に見える塔や、実際に造立された塔などさまざまな塔について、見解を述べている。「大通仏印相事」という記事中に、「予、元応二年夏、伊豫国へ下向ノ次ニ三島大明神拝見……」とあり、光宗が等妙寺開基（奈良山開山）のために、伊予国へ下向したときの見聞録を収めている。

ひえいざんえんりやくじほんまつちよう 【比叡山延暦寺本末帳 卷一】

続天台宗全書 寺誌 I 所収。天明 3 年 (1783) 6 月に比叡山延暦寺から同寺を管領する輪王寺門跡（東叡山寛永寺住持）へ提出したもの。延暦寺の子院とその末寺を記したもの。等妙寺（奈良山如意顕院）は、松山藩主久松松平氏の菩提寺常信寺（松山市道後祝谷所在）とともに、寛永寺末になっている。等妙寺の末寺は 4 か寺である。

いちのきり 【式墅截】

貞享元年 (1684) 9 月 7 日に宇和島藩士の井関盛英が藩命によって筆録した宇和島藩の土地台帳。『宇和島藩序 伊達家史料 二』として翻刻、上梓された。成妙郷のうちの芝村の項に等妙寺下築地、等妙寺山に関する記事が見える。

たいせいぐんろく 【大成郡録】

宇和島藩が編修した地誌。宝永 3 年 (1706) 本は宇和島藩士神尾外記運慧の編纂。宝暦 7 年・寛政 5 年本（現存しない）もある。『宇和島藩序 伊達家史料』として翻刻、収録された。この中に成妙郷奈良中之河村の項に御立山（等妙寺山中）、等妙寺に関する記事が見え、等妙寺は「東叡山御末 天台 奈良山等妙寺」と朱書されている。

(編纂物)

しちょうじえんぎ 【歯長寺縁起】

現西予市宇和町伊賀上にある天台宗寺院の歯長寺が所蔵する縁起。国指定重要文化財。

卷末の記述によれば、至徳 3 年 (1386) 11 月 8 日に歯長寺僧寂証（檀越開田善覚の子）が筆録したとある。「歯長寺縁起書」という貼紙があるが、これは同縁起を書写した西園寺源透氏が作製したもの。卷末に成立年代を記した後に、唐絵作者牧溪和尚、東坡竹（中国宋の詩人蘇軾の描いた山水画）、「嫡々相承」（法勝寺流の師弟関係を記した血脉譜か）という字句が書き入れられ、歯長寺の什物が記されている。なお、「嫡々相承」を享徳 3 年 (1454) 8 月上旬に蔵福寺で秀栄が当縁起を書写したと解するむきもあるが、これは法勝寺流血脉譜を蔵福寺（旧樫谷村〈現松野町〉にかつてあった律寺か）で書写されたものを歯長寺が所蔵していたことを示し、当縁起を書写した年代を意味するとは考えられない。本文に欠脱したところや、後世の書き入れがあり、使用にあたっては、注意を要する。内容は、「太平記」と酷似した記述や、「増鏡」にある和歌を引用するなど文学的色彩を帯びるが、等妙寺・歯長寺の檀越開田善覚の活動を精細に記しており、史料として信憑性が高い。西園寺源透氏が大

正12年(1923)7月下旬に歯長寺蔵本を謄写しているし(伊予史談会蔵「南予の社寺 一」所収)、中井香信著『国宝歯長寺縁起概説』(昭和11年発行)の付録として収録され、さらに『瀬戸内縁起集』(和田茂樹氏他編、1967年発行)にも影印本で翻刻されている。最近では、五葉道全氏が『歯長寺縁起書』(2002年発行)と題する著述の中で、当縁起を翻刻して、現代語訳と用語解説を付している。

とうみょうじえんぎ 【等妙寺縁起】

東京大学史料編纂所に2種の等妙寺縁起写を架蔵する。一本は奥書によれば、文化元年(1804)に書写された本で、表題に「奈良山等妙寺縁起」とあり、冒頭に「夫考等妙寺旧儀、元応二年庚申……」とあり、他の一本は、内題に「豫州奈良山等妙寺縁起」とあり、昭和3年(1928)10月に等妙寺所蔵本を書写したもので、冒頭に「一 元応二庚申年……」と一つ書きの体裁になっている。両本の内容はほぼ同じであるが、体裁がやや異なるのと、字句に若干の相違が認められる。原本の成立年代、所在は不明であるが、中世に遡るものではあるまい。「歯長寺縁起」と比べて、等妙寺開基をめぐる仏教的解説は詳細であるが、近世の概念で記されたところ、誤記の箇所、曾我兄弟の伝承による開基伝説があり、使用にあたっては、かなり史料批判を要する。大正12年(1923)7月下旬に西園寺源透氏が謄写した本がある(伊予史談会蔵「南予の社寺」七)。なお、『愛媛の文学資料叢書』(南予文学 古代中世編)に収録されているが、何本に拠ったか明記されていない(体裁、内容からみて、昭和3年書写本とみられる)。

うわきゅうき 【宇和旧記】

正式には「宇和郡旧記」といい、延宝9年(1681)の成立(のちに天和元年成立とも称される)。しかし、このときの正本(清書本)・副本・稿本は失われ、現存本は復元した本(享保10年本)を転写した流布本。のち、「宇和旧記」と同時に筆録された「吉田古記」(正式名は、「吉田領寺社古記並古城跡之覚書」ともいう)を編入して「宇和旧記」と題する写本もある。

西園寺源透氏は、大正年間に諸本を集めて校合して稿本を作成、昭和3年(1928)に予陽叢書の一つとして翻刻、上梓した。「吉田古記」は同叢書の一つとして別に収録されている。同本の「河原淵殿之事」のうち、芝村の項に、等妙寺に関する記事を載せる。「等妙寺縁起」をかなり引用するほか、等妙寺が所蔵する觀音厨子・両界曼荼羅・華鬘・画像など現存しない資料(一部は現蔵する)についても翻刻、解説しており、貴重である。

ごましき 【護摩私記】

愛媛県立図書館蔵の「寺院文書写」37通のうち。天文9年(1540)11月28日に法勝寺住持の周見(64歳)が等妙寺方丈で書写した穴生流(台密の一派)灌頂を記した密教の秘本。奥書によれば、もと歯長寺が所蔵していたが、のち等妙寺へ寄進されたことがわかる。また、

元禄 11 年 (1698) 7 月に等妙寺住職 30 世の慈心院惠海と宇和島城下の多賀社僧成就院とが破損した表紙をつけかえ、収納する箱を新調している。

ならさんによいけんいんとうみょうじゆいしょ
【奈良山如意顕院等妙寺由緒】

安政 2 年 (1855) 4 月の成立。愛媛県歴史文化博物館蔵。「豫州奈良山等妙寺曾我兄弟之記」、「豫州奈良山等妙寺縁起」、「宇和旧記」の等妙寺に関する抄出記事、「清良記」卷 30 の等妙寺関係記事を合綴したもの。

こんりゅうかんげちょう
【建立勸化帳】

文政 2 年 (1819) 2 月に等妙寺住職令湛が、荒廃していた等妙寺の堂舎を再興、新造しようとして勧進活動をしたとき、当寺の由緒や再興の趣旨を版木に彫り、刷り立てたもの。版木は所在不明であるが、版本は等妙寺が所蔵する。本文に境内の様子が絵に描かれ、かつ表紙裏にも本尊（観音像）が大きく描かれており、当時の修復・再興した如意輪堂、再興した鐘楼・弁天社・山門、新建立の庫裏・弥陀殿・弘法大師堂、築造途中の石垣（高さ約 2 丈 1 尺、長さ 48 間）、山王宮が見える。とくに注目されるのは、弘法大師堂を新たに建立し、空海像を安置したところである。四国遍路の盛行を反映したものであろう。

とうみょうじきゅうけいだい

史跡等妙寺旧境内 保存管理計画策定報告書

平成22年（2010）3月

編集・発行 鬼北町教育委員会
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
TEL (0895) 45-1111
FAX (0895) 45-2061
印刷 明星印刷工業株式会社